

ORA TOWN



邑楽町第七次総合計画 基本構想・前期基本計画

～The Seventh Comprehensive Plan of Ora Town～

第3期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略

第六次邑楽町行政改革大綱

令和8年（2026年）

邑楽町第七次総合計画

幸せあふれる 住みよいまち “おうら”

の実現に向けて



平成28年9月に策定された邑楽町第六次総合計画が令和7年度に計画期間満了を迎えるにあたり、この度、町民と協働するまちづくりを実現するため、次代を担う中学生からのアイデアを採り入れ、「幸せあふれる 住みよいまち “おうら”」を将来像に掲げる邑楽町第七次総合計画を策定いたしました。誰もが安心して暮らし、未来に希望を抱き、郷土愛とまちへの誇りを共有できる地域社会の実現を目指します。生活基盤の充実、子育て・教育環境の強化、地域産業の振興、防災・減災体制の確立、自然環境との調和など、多様な施策を総合的かつ着実に推進してまいります。

町民の皆さまとともに一步一步確かな前進を積み重ねることが、邑楽町の未来を切り拓く原動力になると信じています。各施策においては、町民の皆さまにご協力いただきたい点を計画書に明記いたしました。本計画を未来への羅針盤とし、町民の皆さまと力を合わせてまちづくりを前へ進めてまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、皆さまのご健勝とご多幸を祈念するとともに、策定に際して多くのご意見・ご提案をお寄せいただいた町民の皆さまをはじめ、慎重かつ丁寧にご審議いただいた審議会委員の皆さま、関係者の皆さまに深く感謝申し上げます。

令和8年3月

邑楽町長

橋本光規

目 次

I 序 論

1-1	はじめに	1
(1)	計画策定の目的	1
(2)	計画の構成	2
(3)	計画の期間	2
(4)	総合計画のこれまでとこれから	3
1-2	邑楽町の現況と課題	5
(1)	時代の潮流	5
(2)	邑楽町の現況	7
(3)	まちづくりに関する町民意識	13
(4)	今後のまちづくりの課題	19

II 基本構想

2-1	将来像・基本理念	21
2-2	まちづくりの基本目標	22
2-3	将来都市構造	25
2-4	将来目標人口	26

III 前期基本計画

3-1	基本計画の概要	27
(1)	基本計画の構成	27
(2)	施策の体系	28
(3)	SDGsの推進	29
3-2	分野別計画	30
(1)	分野別の目標	30
(2)	分野別計画の構成	32
○	子育て・教育	
1	子育て支援	34
2	幼児教育・保育	36
3	学校教育	38
○	文化・生涯学習	
4	社会教育	40
5	スポーツ振興	42
6	芸術文化振興	44

○ 健康・福祉	
7 健康づくり	46
8 地域福祉	48
9 高齢者福祉	50
10 障がい者福祉	52
○ 安全・安心	
11 防災	54
12 安全対策	56
13 住民相談	58
○ しごと・賑わい	
14 産業振興	60
15 農業振興	62
16 タウンプロモーション	64
○ 生活基盤	
17 土地利用	66
18 住宅・住環境	68
19 交通	70
20 環境	72
○ 人権・協働	
21 協働	74
22 人権・共生	76
○ 行財政運営	
23 行政効率化 DX	78
24 財政運営	80
3-3 重点施策（第3期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略）	82
(1) 重点施策の位置づけと構成	82
(2) 重点施策	84
(3) 戦略目標・関連施策	85
戦略目標1	86
戦略目標2	87
戦略目標3	88
戦略目標4	89
戦略目標5	90
3-4 計画の推進に向けて	91
(1) 当面重点的に取り組む施策・取組	91
(2) 町民との協働の推進	91
(3) 計画の進行管理	92

IV 人口ビジョン

4-1	人口ビジョンの位置づけと期間	93
(1)	人口ビジョンの位置づけ	93
(2)	人口ビジョンの期間	93
4-2	人口動向に関する現況分析	94
(1)	人口推移	94
(2)	自然増減	98
(3)	社会増減	101
4-3	将来人口推計	107
(1)	わが国の人口推移	107
(2)	群馬県の人口推移	108
(3)	邑楽町の人口推移	109
4-4	人口の将来展望	110
(1)	町民意識・ニーズ	110
(2)	人口減少などによる地域への影響	113
(3)	目指すべき将来の方向性	114
(4)	人口の将来展望	115

V 資料編

1	策定体制	117
2	策定経過	118
3	関係条例等	119
(1)	邑楽町議会基本条例	119
(2)	邑楽町総合開発計画審議会条例	123
(3)	要綱	124
4	諮問書・答申書	127
5	策定組織名簿	132
(1)	邑楽町総合開発計画審議会名簿	132
(2)	邑楽町最重要計画策定外部検討委員会委員名簿	133
(3)	邑楽町最重要計画策定委員会委員名簿	133
(4)	邑楽町最重要計画専門部会委員名簿	134
(5)	邑楽町業務効率化検討委員会委員名簿	136
(6)	策定事務局	136
6	施策体系一覧	137
7	個別計画一覧	141
8	各施策の目標指標一覧	143
9	戦略目標ごとの関連施策	145
10	前期基本計画の施策とSDGsとの対応表	146

I
序論

II
基本構想

III
前期基本計画

IV
人口ビジョン

V
資料編

I 序論



I 序 論

1-1 はじめに

(1) 計画策定の目的

総合計画は、町政運営の最上位計画として、まちづくりの基本理念や将来像、その実現のための方向性を示す、まちづくりを進めていくための道しるべといえます。

本町では、平成 28 年（2016 年）に「やさしさと活気の調和した夢あふれるまち“おうら”」を町の将来像とした「邑楽町第六次総合計画」を策定し、その実現に向けてまちづくりを進めてきました。

一方で、本町を取り巻く環境は、少子高齢化による人口減少、社会経済情勢の変化、デジタル社会への進展など、大きく変化しています。また、町民との協働によるまちづくりなど、行政に期待される役割は、ますます膨らんでいます。

このような中、町民が幸せや豊かさを感じられる質の高い暮らしを創出していくため、本町の地域資源を最大限に生かすとともに、町民や民間と行政が協働することで、新たな時代にふさわしいまちづくりを目指し、「邑楽町第七次総合計画」を策定します。

なお、新たな総合計画に併せて、人口減少に対応するための事業を重点的にまとめた「第三期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、効率的な行財政運営に取り組む「第六次邑楽町行政改革大綱」を一体化することで、まちづくりを総合的に推進していきます。

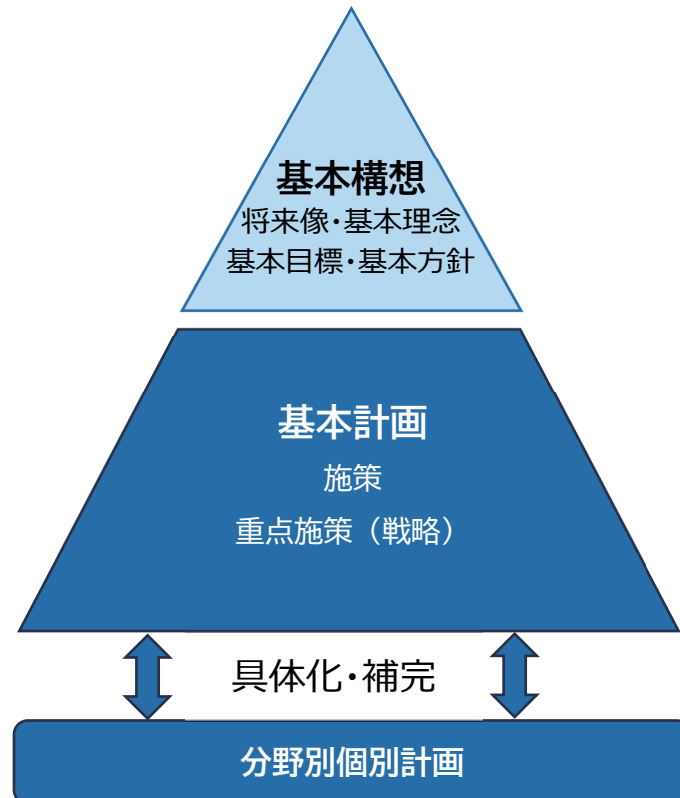


(2) 計画の構成

総合計画は、本町における総合的なまちづくりを推進していくための最上位計画であることから、中長期的な視点での政策の方向性を示す「基本構想」と、具体的な政策の方向性や重点施策を示すとともに時代の変化に柔軟に対応する「基本計画」で構成します。

○基本構想 中長期的な視点での政策の方向性を示すもの

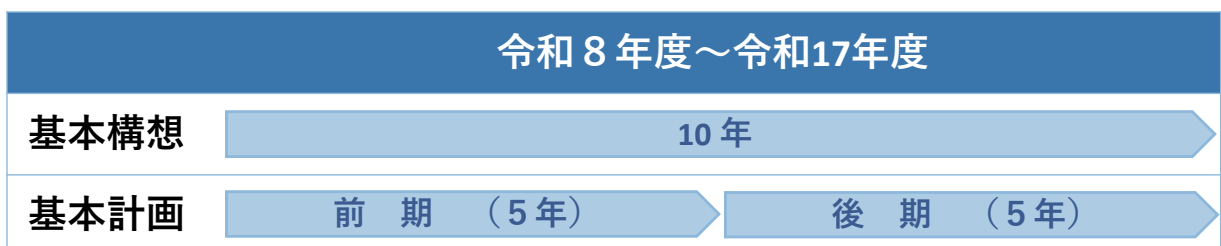
○基本計画 具体的な政策の方向性や重点施策を示すもの



(3) 計画の期間

「邑楽町第七次総合計画」の計画期間は、令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度）の10年間です。

基本計画は前期、後期5年ごとに見直します。また、毎年度施策評価を実施し、社会経済情勢や町民ニーズの変化に柔軟に対応するため、適宜見直しを行います。



(4) 総合計画のこれまでとこれから

邑楽町のあゆみ	社会的な出来事
昭和 32 年（1957 年）邑楽村の誕生（中島村から改称）	
昭和 43 年（1968 年）邑楽町の誕生（町制施行） 人口約 1.5 万人	昭和 39 年(1964 年) 東京オリンピック開催
昭和 45 年（1970 年）都市計画区域指定	昭和 42 年(1967 年)
昭和 46 年（1971 年）「邑楽町総合計画書」策定	日本の人口 1 億人突破
昭和 53 年（1978 年）「邑楽町新総合計画 51～60」策定	
人口 2 万人突破	昭和 48 年(1973 年)オイルショック
昭和 61 年（1986 年）「邑楽町第三次総合計画」策定	
平成 5 年（1993 年）シンボルタワー「未来 MiRAi」オープン	平成 3 年(1991 年)バブル経済の崩壊
平成 7 年（1995 年）町立図書館オープン	平成 5 年(1993 年)
平成 8 年（1996 年）「邑楽町第四次総合計画」策定	群馬県人口 200 万人突破
邑楽町ホームページ開設	
平成 12 年（2000 年）公共下水道供用開始	
人口ピーク 27,512 人（国勢調査）	
平成 15 年（2003 年）おうら中央公園完成	
平成 17 年（2005 年）おうらお知らせメール開始	
平成 18 年（2006 年）「邑楽町第五次総合計画」策定	
保健センター完成	
平成 20 年（2008 年）役場新庁舎完成	平成 20 年(2008 年)日本の人口ピーク
平成 28 年（2016 年）「邑楽町第六次総合計画」策定	平成 23 年(2011 年)東日本大震災
平成 30 年（2018 年）中央公民館完成・おうらこども園開園	平成 26 年(2014 年)
令和 3 年（2021 年）トンガ王国のホストタウン、	まち・ひと・しごと創生法の制定
共生社会ホストタウン登録	令和 2 年(2020 年)～令和 5 年(2023 年)
令和 5 年（2023 年）邑楽町公式キャラクター	新型コロナウイルス感染症の流行
「オーランドさん」誕生	令和 3 年(2021 年)
	東京 2020 オリンピック開催

本町では、これまで、さまざまな時代の社会的背景や町民ニーズの変化に対応しながら総合計画を策定し、施策を展開してきました。これまでの総合計画の計画期間と将来像などは次のとおりです。

時代背景を踏まえて、人口拡大の時代には、都市的な発展と自然環境や農地の保全の調和を図るまちづくりを進めてきました。人口減少や少子高齢化の時代の到来以降は、「やさしさと活気の調和」を強調した福祉・子育て政策や経済政策を中心にまちづくりを進めてきました。

これまでの総合計画

1 邑楽町総合計画書	昭和46年(1971年)～昭和55年(1980年) 時代背景 高度経済成長期、人口増加
「農工一体として発展する町」	
2 邑楽町新総合計画 51～60	昭和51年(1976年)～昭和60年(1985年) 時代背景 バブル経済、工業開発や大型店出店増加
「緑と水の活力にみちた農工調和の町」	
3 邑楽町第三次総合計画	昭和61年(1986年)～平成7年(1995年) 時代背景 バブル経済崩壊
「緑と水の活力にみちた農工商調和の町」	
4 邑楽町第四次総合計画	平成8年(1996年)～平成17年(2005年) 時代背景 人口増加のピーク、人口減少時代の到来
「活気にあふれ誇りのもてる快適な町」	
5 邑楽町第五次総合計画	平成18年(2006年)～平成27年(2015年) 時代背景 景気低迷、東日本大震災
「やさしさと活気の調和したまち“おうら”」	
6 邑楽町第六次総合計画	平成28年(2016年)～令和7年(2025年) 時代背景 少子高齢化の進展、新型コロナウイルス
「やさしさと活気の調和した夢あふれるまち“おうら”」	



時代の変化に柔軟に対応した、新たな時代のニーズを踏まえたまちづくりを進めます

1-2 邑楽町の現況と課題

(1) 時代の潮流

1) 人口減少・少子高齢化の進行

晩婚化・未婚化などによる少子化の進行と平均寿命の伸びによる高齢者人口の増加により全国で人口減少、少子高齢化が進行しています。また、外国人人口も増加傾向にあるなど、人口構造が大きく変化しています。これにより、地域活力の低下、労働や地域活動に関する人手不足、税収減少などに加え、高齢化などに伴う医療・介護費の負担増、交通弱者や要支援者の増加、また、多文化共生社会への移行の必要性など、さまざまな課題が生じています。

国では、深刻な少子化の解決に向け、「こども家庭庁」が令和5年（2023年）に発足、社会全体で子どもの成長をサポートする体制の構築が進められています。

これらの解決に向け、引き続き定住人口増加につながる取組に加え、必要なサービスや暮らしの質が維持される持続可能なまちづくりが求められています。

2) 安全安心への関心

大規模な地震や気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化により、自然災害に対する警戒感が高まっています。日常的な備えはもちろん、災害発生時の迅速な初動体制の確立や被災者支援など、地域コミュニティの重要性が再認識されています。

また、子どもや高齢者などの社会的弱者が巻き込まれる事件・事故が多発するほか、空き家やヤード、放置された農地や森林の増加など、さまざまな分野で安全安心への関心が高まっています。

これらの解決に向け、引き続き、行政の取組と地域や住民が主体となった取組の連携により、安全安心を確保する、地域で支え合うことのできるまちづくりが求められています。

3) 多様化する価値観

新型コロナウイルス感染症の問題は生活や経済へ重大な影響を与え、新しい生活様式への関心が高まりました。

また、国を中心に「働き方改革」が推進されるなど、若者を中心に地方部への関心が高まっていると言われており、今後、「居住地」や「暮らし」の価値観は、ますます多様化することが考えられます。

このような背景を踏まえ、多様化する価値観に対応した、柔軟なまちづくりが求められています。

4) デジタル化社会の進展

情報化技術の急速な発展に伴い、さまざまな分野における生産効率の向上、生活サービスの利便性向上など、経済発展と社会的課題の解決に向け、デジタル技術を活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）の取組が進んでいます。

国においても、「デジタル庁」を令和3年（2021年）に発足させ、デジタル社会の形成に関する迅速かつ重点的な遂行が進められています。

行政分野においても、これまで進めてきたデジタル化を更に発展させ、町民サービスの向上、行政事務の効率化の推進が求められています。

5) 持続可能な環境調和

地球温暖化や気候変動など、地球規模での環境問題が深刻化しています。我が国では、2050年までに温室効果ガス排出をゼロにする「カーボンニュートラル」を目指し、二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの活用や、環境負荷を抑制するコンパクトなまちづくりなどの取組が進められています。

また、令和12年（2030年）を期限とする「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」では、本町においても目標達成に向けて具体的な取組を進めてきました。

これまでの取組を継続、発展させ、かけがえのない環境や限りある資源を次世代へ引き継いでいくことが求められています。

6) 公民連携の拡大

近年、行政が主体として担ってきた公共サービスについて、良質なサービスを効率的かつ効果的に提供するという観点から、行政と民間のパートナーシップによる新たな連携・協力形態が増えています。

このような動向を生かし、社会課題解決に向けて、公民連携のまちづくりを進めていくことが求められています。

(2) 邑楽町の現況

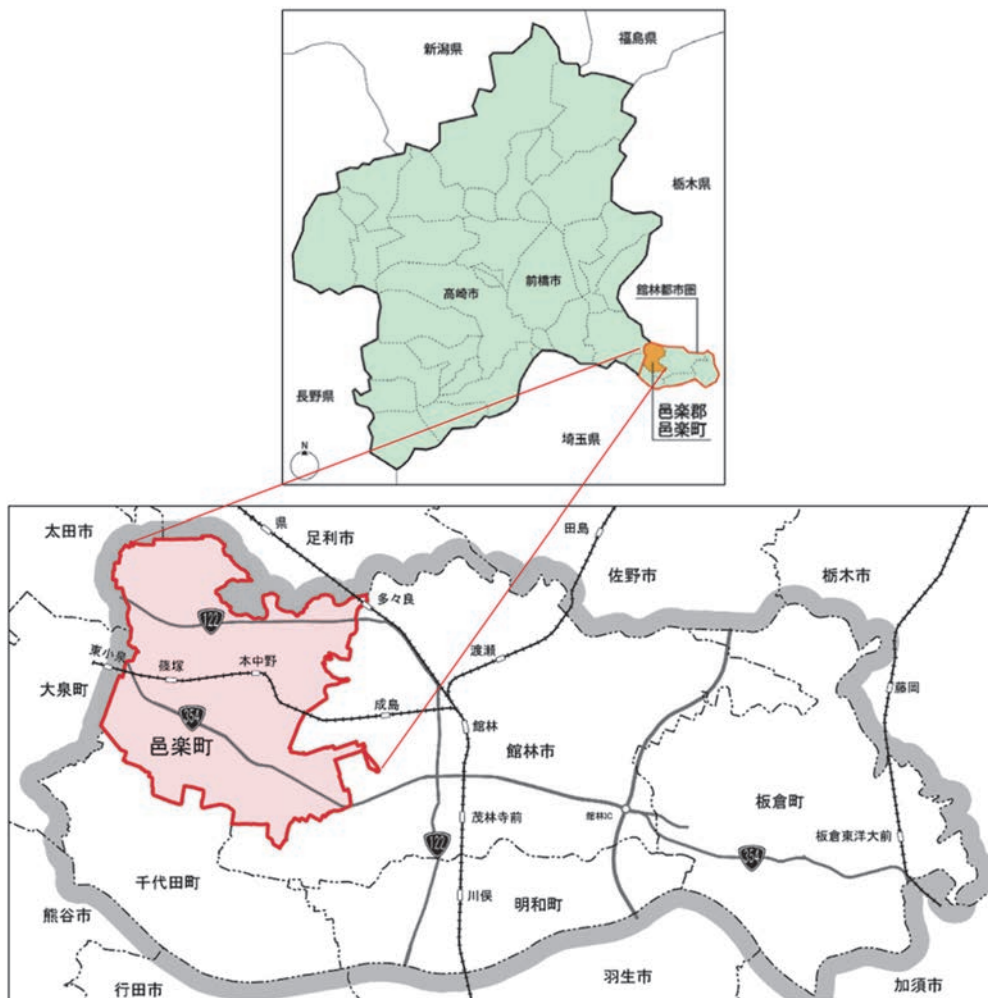
1) 位置及び地勢

本町は、群馬県南東部に位置し、東は館林市、西は太田市・大泉町、南は千代田町、北は栃木県足利市と接しています。町域は、平均標高 25m の平坦地であり、東西約 6 km、南北約 7.7km で、町土面積は 31.11 km²を有しています。

本町の東側には、白鳥が飛来することでも有名な多々良沼、中央部には多々良川や孫兵衛川が流れ、肥沃な農耕地、アカマツ林・雑木林などの平地林があり、水と緑の自然環境に恵まれています。

また、本町は都心から約 70km の距離にあり、隣接市町を經由し東武鉄道や東北自動車道及び首都圏中央連絡自動車道（圏央道）などの交通網で首都圏とつながっています。町内の道路網は、東西方向に国道 122 号・国道 354 号、南北方向に主要地方道足利邑楽行田線・一般県道赤岩足利線が通っています。公共交通は、東武鉄道小泉線が乗り入れ、本中野駅周辺を中心として市街地が形成されています。また、公共バス「邑楽町内循環線」が走っています。

邑楽町の位置



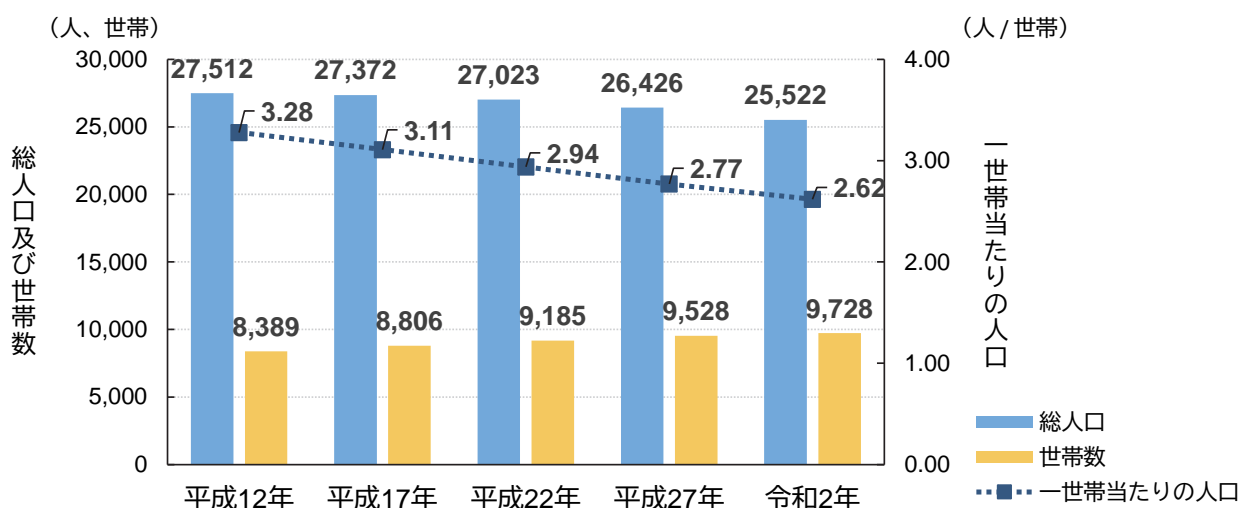
2) 人口と世帯

国勢調査では、本町の人口は平成12年（2000年）から減少が続いています。令和2年（2020年）には25,522人となり、20年間で、約2,000人減少しています。世帯数は増加傾向が続き、令和2年には9,728世帯となっています。一方、1世帯当たりの人口は減少し、令和2年には2.62人となっています。このように、本町では人口減少と核家族化の進行がみられます。

また、年齢3区分別人口をみると、年少人口及び生産年齢人口は20年間減少が続いており、年少人口は約1,400人、生産年齢人口は約4,900人減少しています。一方、高齢者人口は、20年間で倍増しています。

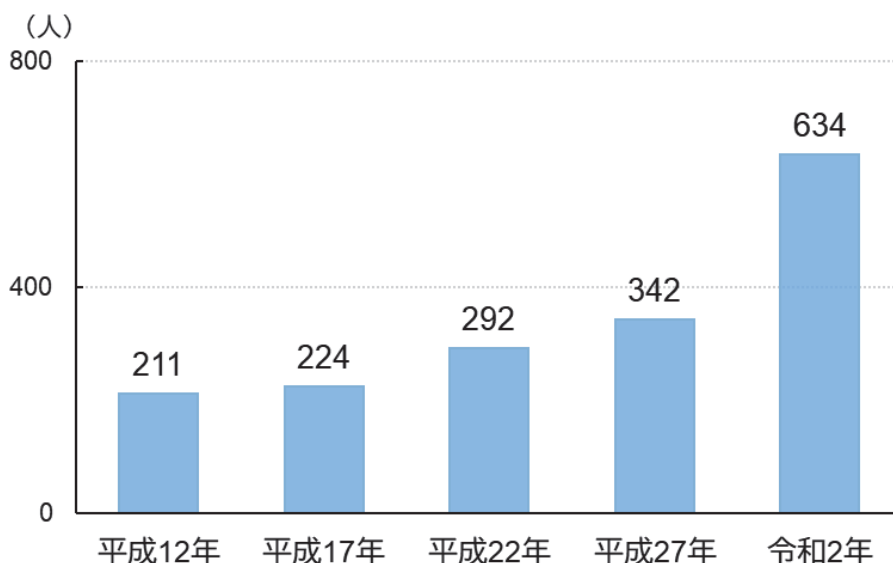
令和2年における本町と群馬県の年齢別人口の割合を比較すると、本町は群馬県よりも高齢者人口の割合が高く、生産年齢人口の割合は低いことから、特に高齢化が進行していることがわかります。

人口と世帯数の推移



資料：国勢調査（平成12年～令和2年）

外国人人口の推移



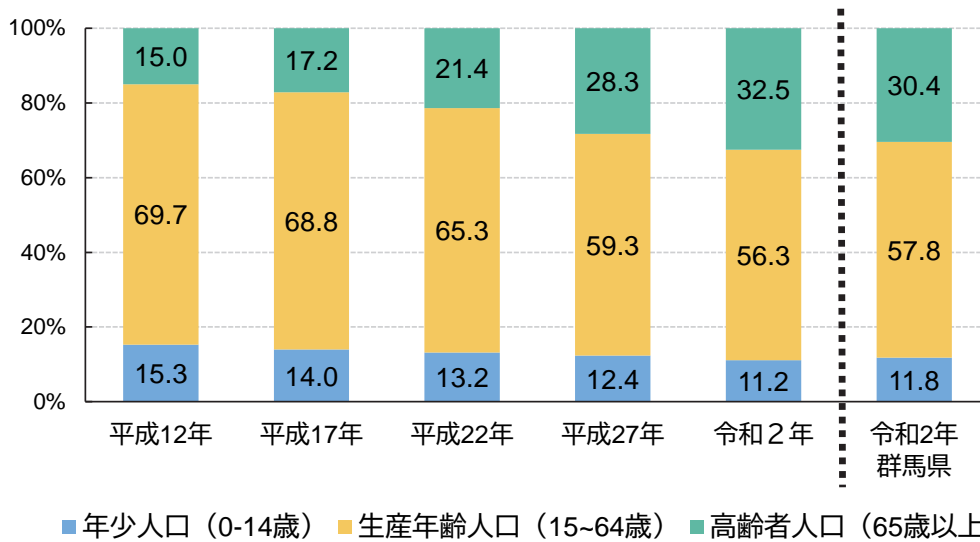
資料：国勢調査（平成12年～令和2年）

年齢3区分別人口*

区分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口		27,512	27,372	27,023	26,426	25,522
年齢別人口	年少人口（0-14歳）	4,210	3,832	3,572	3,250	2,824
	割合（%）	15.3	14.0	13.2	12.4	11.2
	生産年齢人口（15-64歳）	19,172	18,830	17,659	15,609	14,259
	割合（%）	69.7	68.8	65.3	59.3	56.3
	高齢者人口（65歳以上）	4,130	4,710	5,792	7,449	8,241
	割合（%）	15.0	17.2	21.4	28.3	32.5

資料：国勢調査（平成12年～令和2年）

年齢3区分別人口の推移*



資料：国勢調査（平成12年～令和2年）

※年齢不詳人口は含まない

3) 産業別就業人口

就業人口総数は、総人口や生産年齢人口の減少と同様に、平成12年（2000年）から減少傾向が続き、令和2年（2020年）には12,771人となり、平成12年と比較すると、約1,700人減少しています。

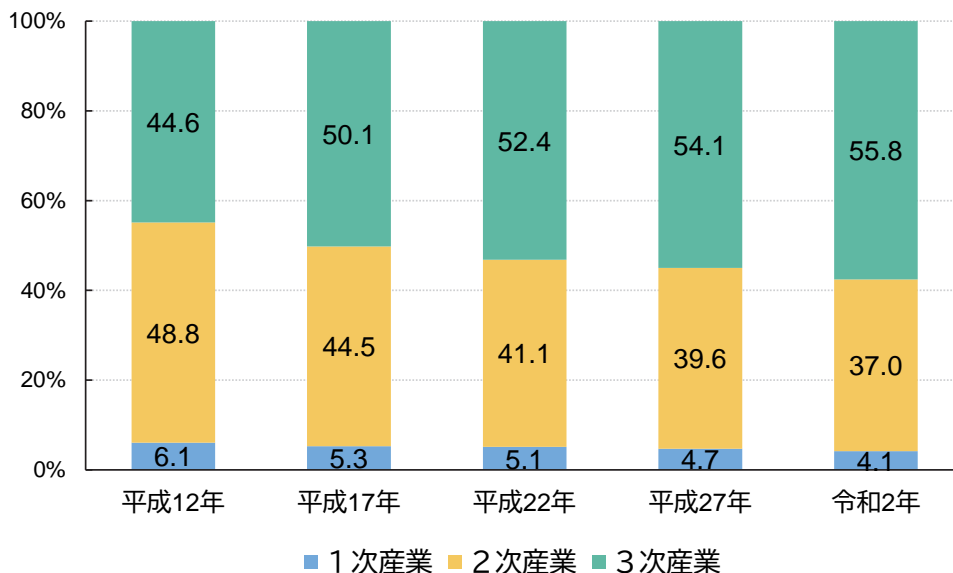
産業別の割合で見ると、第1次産業、第2次産業は減少傾向が続いています。また、第3次産業は増加傾向が続いており、令和2年には55.8%と、全体の半分以上を占めています。

産業別就業者人口

区分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
就業人口総数		14,447	14,050	13,244	12,967	12,771
産業別人口	第1次産業	877	739	670	608	519
	割合	6.1%	5.3%	5.1%	4.7%	4.1%
	第2次産業	7,049	6,251	5,441	5,136	4,730
	割合	48.8%	44.5%	41.1%	39.6%	37.0%
	第3次産業	6,444	7,042	6,940	7,020	7,120
割合	44.6%	50.1%	52.4%	54.1%	55.8%	

資料：国勢調査（平成12年～令和2年）

産業別就業者人口の構成比



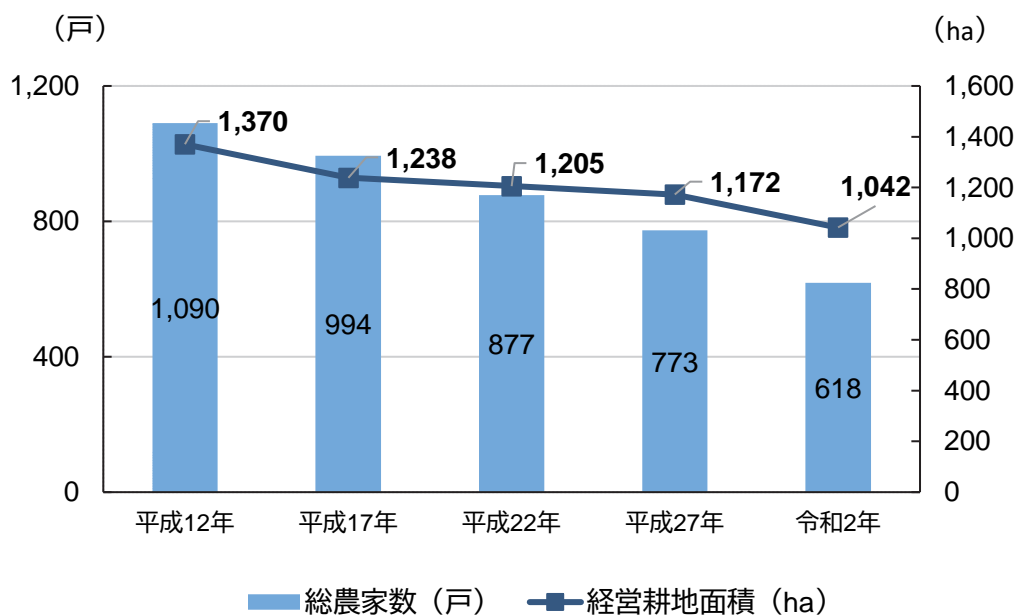
資料：国勢調査（平成12年～令和2年）

(農業)

総農家数は、減少傾向が続いています。令和2年(2020年)には618戸と、平成12年(2000年)の1,090戸と比較すると約470戸減少しています。また、経営耕地面積も減少傾向が続き、令和2年には1,042haとなり、平成12年と比較すると約330ha減少しています。

水と緑に恵まれた田園地帯として発展してきた本町ですが、全国的な傾向と同様に、本町の農業環境も厳しさを増していると考えられます。

総農家数、経営耕地面積

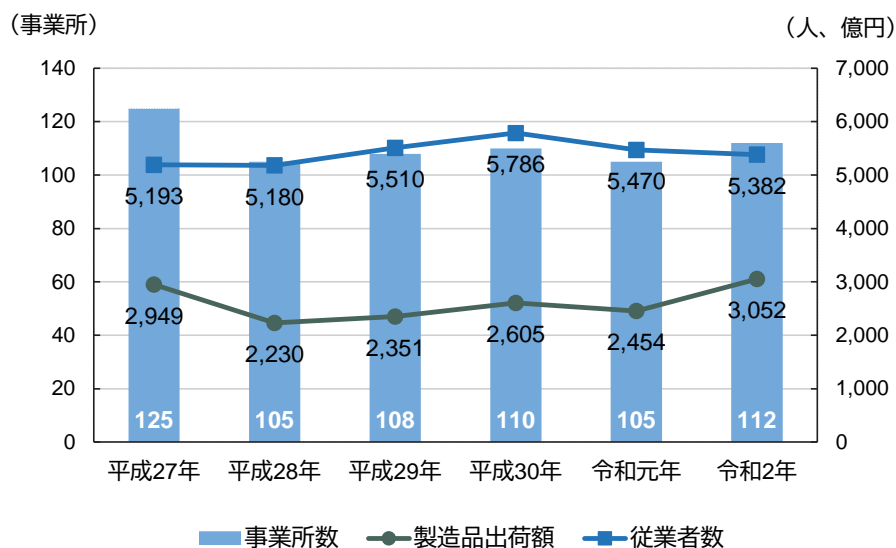


資料：農林業センサス (平成12年～令和2年)

(工業)

事業所数及び従業者数は、平成27年(2015年)から令和2年(2020年)まで、概ね横ばい傾向となっています。一方で、製造品出荷額は、平成28年(2016年)以降は微増傾向となっています。

事業所数、製造品出荷額、従業者数



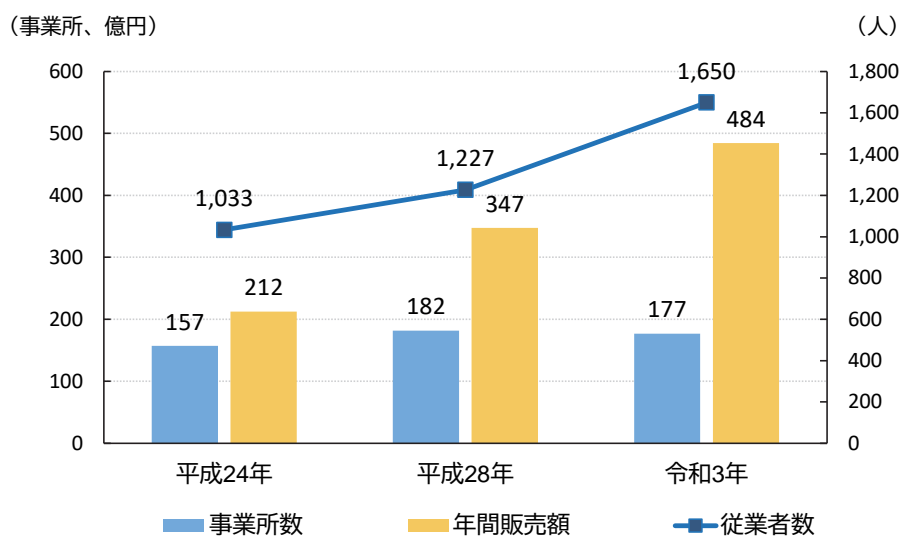
資料：工業統計調査(平成28年～令和元年)

経済センサス-活動調査(平成27年、令和2年)

(商業)

年間販売額及び従業者数は、平成24年(2012年)から増加傾向が続き、令和3年(2021年)には従業者数1,650人、年間販売額484億円となっています。一方で、事業所数は概ね横ばい傾向となっています。

事業所数、年間販売額、従業者数



資料：経済センサス-活動調査(平成24年～令和3年)

(3) まちづくりに関する町民意識

「邑楽町第七次総合計画」の策定に当たり、町民の意識や要望などを聴取することを目的として、町民アンケート調査、中学3年生アンケート調査、町民広聴会を実施しました。その概要は、次のとおりです。 ※調査結果の掲載は、主なものを抜粋しています。

1) 町民アンケート調査

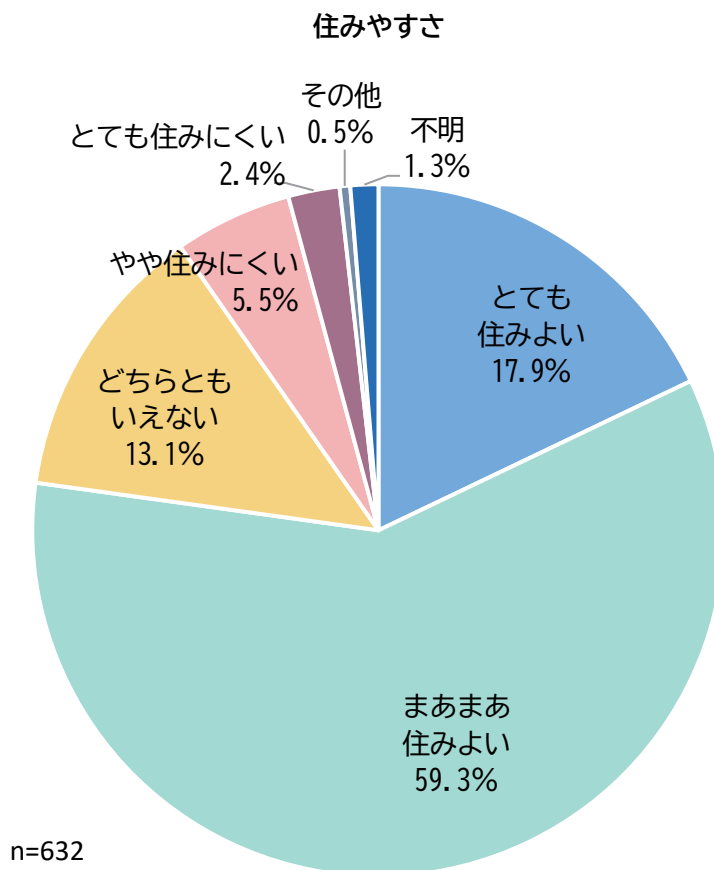
【実施概要】

調査対象 2,000人（18歳以上の方から無作為抽出）

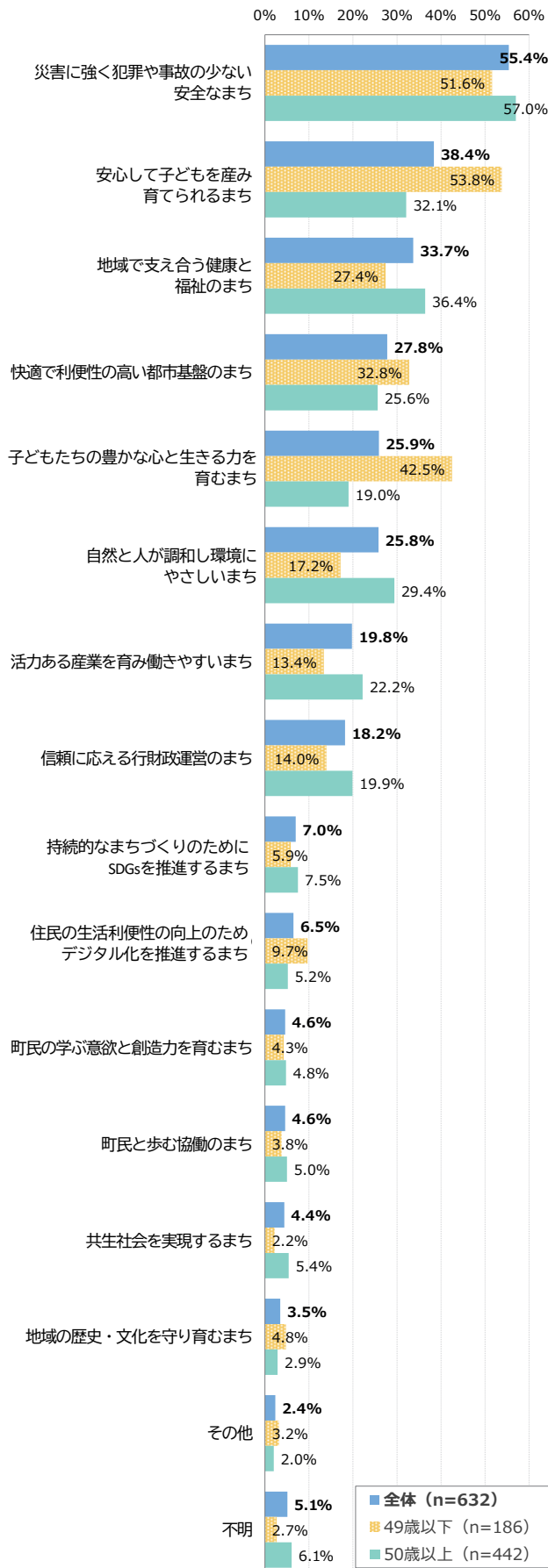
調査方法 郵送配布・回収（WEBフォームによる回答を併用）

調査期間 令和6年（2024年）7月～8月

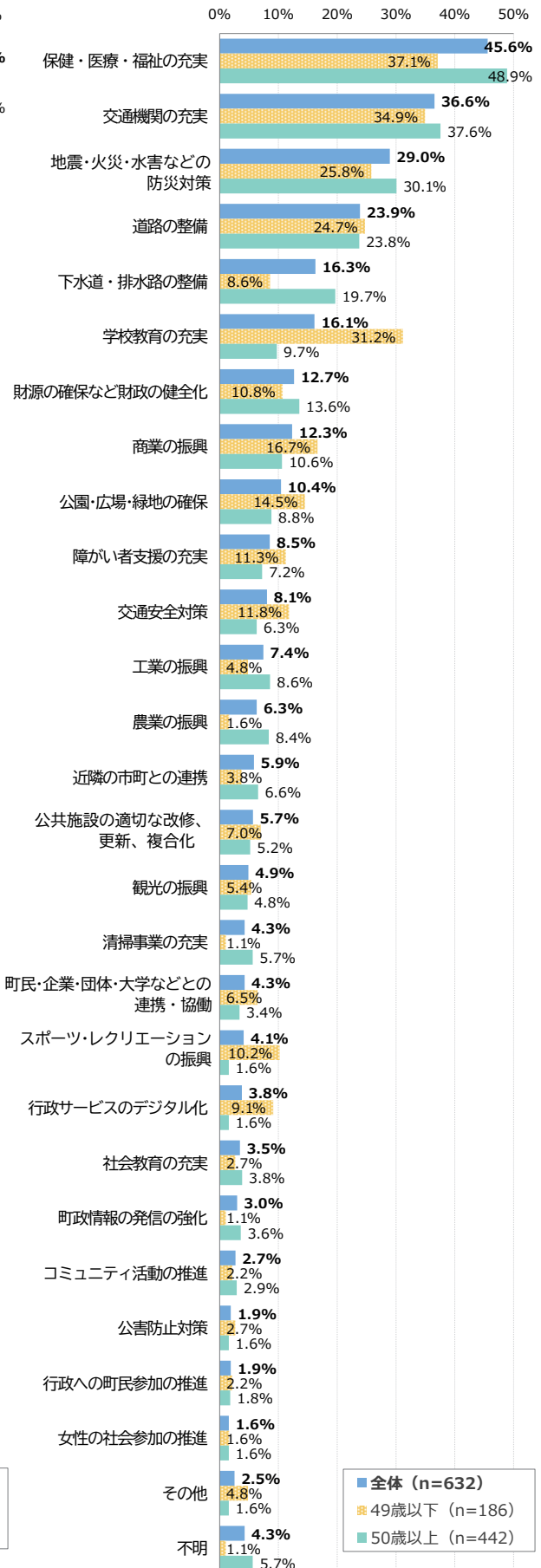
回収結果 有効回収数 632票（郵送回答 515票、WEB回答 117票） 回収率 31.6%



これからの邑楽町に望むこと(年代別)



力を入れてほしいこと(年代別)

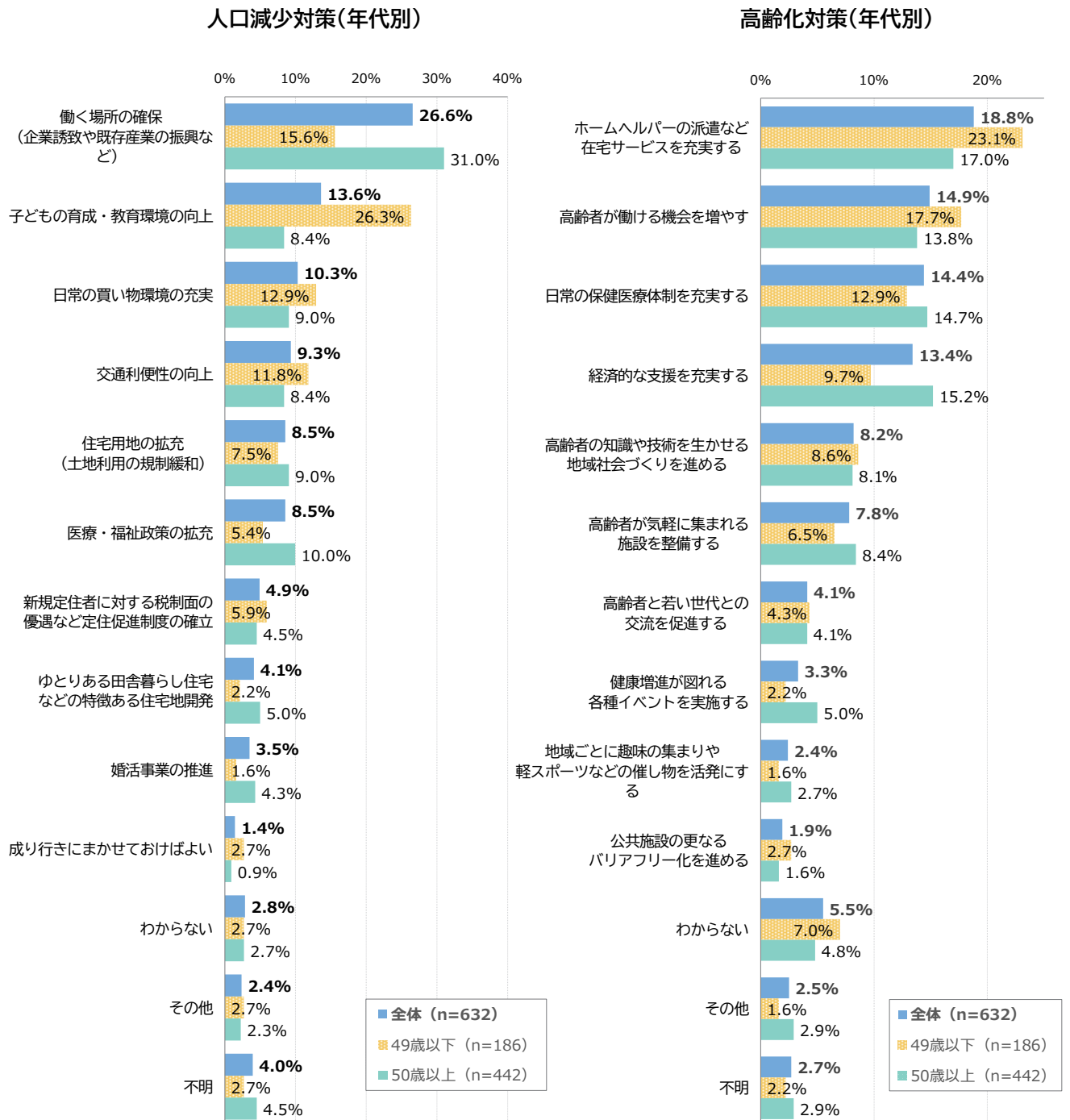


【人口減少対策】

・「働く場所の確保」をあげる意見がもっとも多く、次いで、「子どもの育成・教育環境の向上」「日常の買い物環境の充実」をあげる意見が多くありました。

【高齢化対策】

・「在宅サービスの充実」をあげる意見がもっとも多く、次いで、「高齢者が働ける機会を増やす」「保健医療体制の充実」などをあげる意見が多くありました。



2) 中学3年生アンケート調査

【実施概要】

調査対象 邑楽中学校、邑楽南中学校の3年生 全生徒

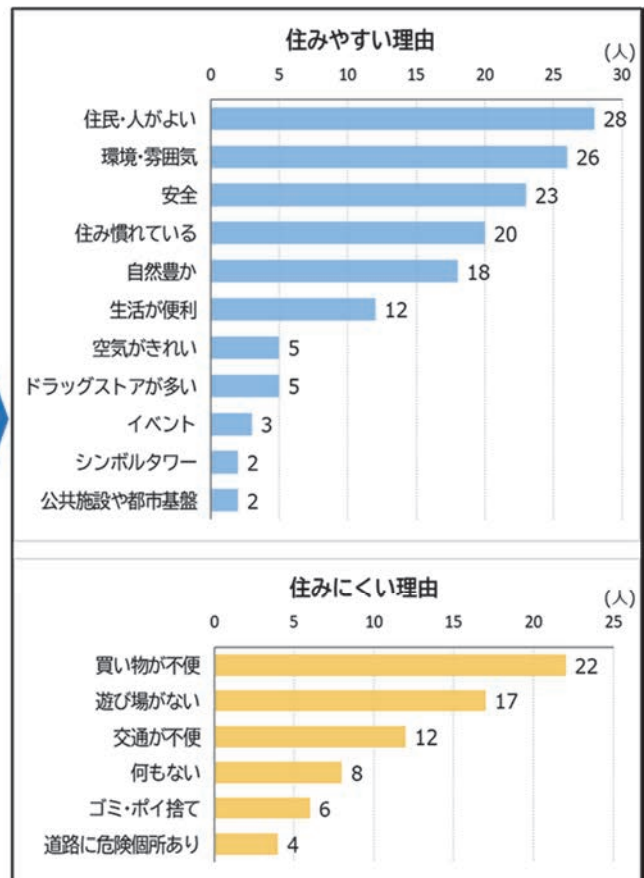
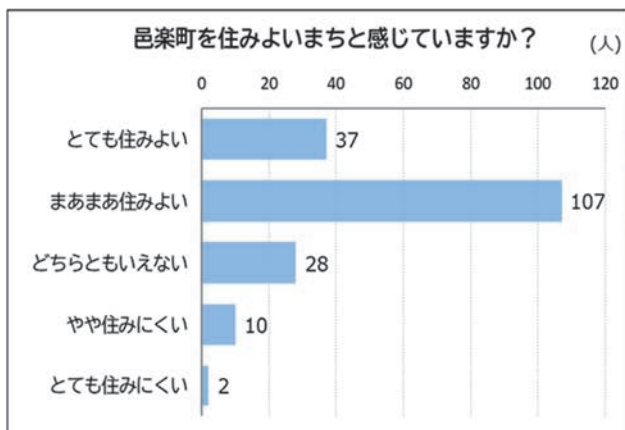
調査方法 WEB フォーム

調査期間 令和6年(2024年)7月

回収結果 有効回収数 184票

【住みやすさ】

- ・「とても住みよい・まあまあ住みよい」と答えた生徒は約8割でした。
- ・住みやすい理由として、「住民・人がよい」がもっとも多く、そのほか、「環境・雰囲気」「安全」などをあげる意見が多くありました。
- ・一方で、住みにくい理由としては、「買い物が不便」「遊び場がない」「交通が不便」という意見が多くありました。



3) 町民広聴会（主な意見・要望）

◆暮らし・生活基盤

- ・市街化調整区域では住宅開発が厳しく規制されているが、町に戻りたい人、新たに転居する人たちが**住める場所**が必要
- ・住宅だけでなく、**交流活動や買い物ができる拠点**も必要
- ・空き家の増加が目立つため、**空き家を活用した居住対策**が必要
- ・一部の避難所周辺の道路が大雨時に浸水しているため対策が必要

◆子育て・教育

- ・子どもたちを遊ばせることができる**遊具のある公園**がほしい
- ・通学路など、**子どもたちの安全確保**が重要
- ・教育のデジタル化の取組も良いが、書く・読む教育とのバランスも重要
- ・子どもたちの**食の安全**を考えたオーガニック給食の導入、食や農業の大切さを学ぶ場が必要
- ・**不登校児童・生徒**は、学校に戻すだけでなく、個人が選択できる幅を増やしてほしい

◆高齢化対策

- ・町には農業も含めてたくさんの仕事があるので、**高齢者が元気に働ける仕組み**が必要
- ・高齢者が暮らしやすいよう、**移動支援策**を進めてほしい
- ・高齢者が孤独にならないよう、地域コミュニティ活動など**高齢者の社会参加の機会**を増やしてほしい

◆生活環境

- ・解体業者の**ヤード**が増加し、騒音などが生活環境に影響を及ぼすため、対策が必要
- ・**美しい街並みを守る**取組など、まちの価値向上に努めるべき

◆その他

- ・企業誘致を進めるべき
- ・未婚の人が多。価値観の多様化もあるが、**結婚支援策**を講じてほしい
- ・東京でアンテナショップをつくるなど、町の存在を広める**プロモーション活動**も必要

町民広聴会 実施概要

開催場所	開催日	参加者
おうらこども園	令和6年11月11日(月)	37 名
長柄公民館	令和6年11月12日(火)	51 名
邑楽町役場	令和6年11月18日(月)	62 名



(4) 今後のまちづくりの課題

1) 人口減少の抑制

人口減少は、人手不足や税収減、賑わいや消費活動の衰退など、町の活力低下に直結する大きな課題です。簡単に解決できる問題ではありませんが、さまざまな施策によって、町民に住み続けていただき、転出した人が戻ってきたくなる、近隣から移り住みたくなるような町にすることが必要です。

また、多様な働き方に対応できる「しごと」づくりも重要な課題です。



2) 少子化対策

子どもを産み子育てしやすい環境、子どもたちがのびのびと遊んだり学んだり心身ともに健やかに育つことができる環境など、邑楽町で子育てしたいと思ってもらえる町にすることが必要です。



3) 高齢化対策

いつまでも生きがいを持ち、元気に暮らせる高齢者を増やしていくための健康寿命の延伸が課題です。また、高齢者が暮らしやすい住環境、防災・交通弱者の支援、地域で支え合うコミュニティ形成なども重要です。



4) まちの活力衰退の抑制

市街地や集落には空き家が存在し、荒廃する農地や平地林も顕在化しており、活気がなくなることのほか、防犯面、環境・景観面でも課題となっています。また、車があれば比較的便利な生活が営める地域ですが、買い物や通院などの生活利便性の向上も求められています。



5) 時代の変化への対応

持続可能なまちづくりを進めるためには、働き方改革やデジタル技術の進展、環境負荷低減などの時代の変化に速やかに対応していくことも必要です。さまざまな連携・協働やデジタル技術を積極的に活用した行政運営に取り組んでいくことが課題です。

また、外国人住民も増えており、地域防災や学校教育、医療などのさまざまな分野で課題が顕在化しています。



I 序論

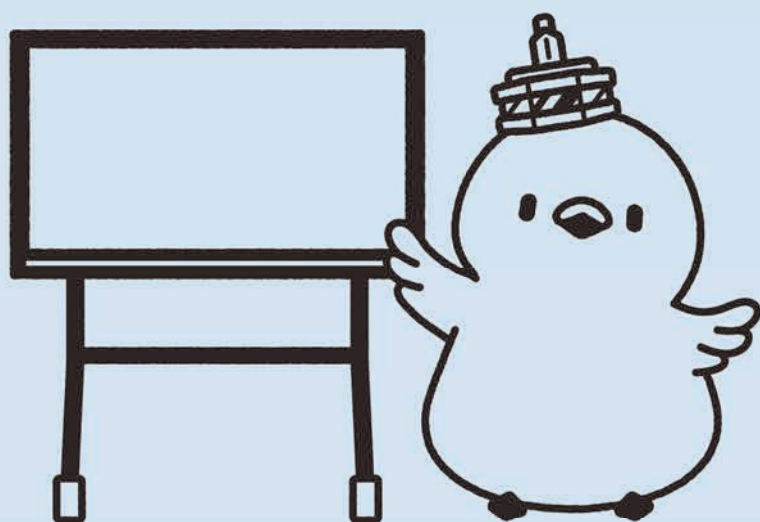
II 基本構想

III 前期基本計画

IV 人口ビジョン

V 資料編

II 基本構想



Ⅱ 基本構想

2-1 将来像・基本理念

本町には、多々良沼公園や平地林、農地が織りなす美しい景観や自然環境が広がっています。また、先人から受け継がれてきた歴史と文化があり、古くは農業のまちとして栄え、近代は工業都市のベッドタウンとして発展してきました。令和3年（2021年）には開発規制を緩和した地区計画制度を活用し、住む場所の選択肢を増やすなど移住・定住にも対応したまちづくりを進めています。また、平成30年（2018年）にオープンした中央公民館が「令和2年度（2020年度）優良公民館文部科学大臣表彰優秀館」を受賞、町立図書館が「26年連続県内貸出率第1位（更新中）」であるなど、公共施設のサービスが充実しており、子育て環境についても、公立の幼・保・こども園を5園有し、妊娠・出産から切れ目のない支援を行っています。学校教育においても早い時期からのデジタル教育導入など個性的な学習支援に取り組んでいることなども評価され、民間企業による「街の幸福度」＆「住み続けたい街」ランキングで上位となりました。

前計画では、「やさしさと活気の調和した夢あふれるまち“おうら”」を将来像としてまちづくりを進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症の流行や集中豪雨などの自然災害の多発、外国人住民の増加、国が先導した働き方改革の浸透や子育て支援の拡充、デジタル技術の発展、また、利根川新橋の事業始動など、本町をとりまく社会情勢は大きく変化しています。

本町が有する強みを生かし、新しい時代の変化や町民ニーズを踏まえて、新たな価値を生み出し、将来へ引き継いでいく必要があります。

本計画における将来像は、協働のまちづくりを進めるうえで共有する未来のまちの姿を現す、わかりやすいフレーズとして、次代を担う中学3年生にアイデアをいただいたものから選出しました。郷土愛と誇りを高め、さまざまな人々が助け合いながらまちづくりを進めることで、幸せで穏やかな暮らしを営める住みよいまちを創っていきたいという想いが込められています。

将来像

「幸せあふれる 住みよいまち“おうら”」

基本理念

「健康で安心に暮らせ 次世代へつながる 誰もが自分らしく輝けるまちを目指して」

基本理念は、将来像の実現に向けてまちづくりを進めていく上で、各分野に共通する基本的な姿勢です。

町の立地特性や魅力的な地域資源を生かし、協働のまちづくりを進めることで、全ての町民が元気に、そして生きがいと誇りをもって、心豊かに暮らせる幸福を実感できるまち（Well-beingなまち）を目指します。この町に住み続けたい、戻ってきたい、移り住んでみたいという人たちを増やし、次世代へ継承していきます。

2-2 まちづくりの基本目標

基本目標は、将来像を実現するために何をするのか、施策の考え方を示すものです。

1. みんなの**笑顔**があふれ、誰もが**輝**けるまちづくり

2. 誰もが**安心**して、心身ともに**健康**で**元気**に暮らせるまちづくり

3. **活力**と**魅力**のある持続可能なまちづくり

4. **地域**で支え合う、**協働**と**デジタル**技術を活用したまちづくり



基本目標1 みんなの笑顔があふれ、誰もが輝けるまちづくり

【子育て・教育】 子育て環境の充実

安心して子どもを育てられる環境をつくとともに、幼児教育・保育や学校教育の一層の充実を図ります。

また、学校と家庭と地域が一体となって子どもたちを見守る仕組みをつくり、心豊かでたくましい子どもたちを育成します。

【文化・生涯学習】 学ぶ意欲と創造力の育成

地域の歴史・文化を守り後世に伝え、町の個性を生かした文化を創造する環境をつくります。

また、さまざまな学習やスポーツなど、一人一人が生涯にわたって学ぶ意欲を持ち、その成果を社会に生かしていくことができる環境を整えていきます。

基本目標2 誰もが安心して、心身ともに健康で元気に暮らせるまちづくり

【健康・福祉】 地域で支え合う元気な暮らし

みんなが元気に生活していけるよう、予防医療の展開と医療体制の充実による健康づくりを推進します。

また、コミュニケーションを大切にした地域でお互いに支え合う仕組みを整えていきます。

【安全・安心】 地域の力で守る安心した暮らし

災害に対して、迅速に対応する体制づくりを強化します。

また、地域の力を活用した、犯罪や事故を発生させない安全・安心な環境をつくります。

基本目標3 活力と魅力のある持続可能なまちづくり

【しごと・賑わい】 まちの活力の再生

地域資源を生かし、農業や商工業の振興を図るための取組や、時代の変化に対応したさまざまなしごとの創造支援に努め、活力の再生を図ります。

また、町の魅力や情報を町内外へ積極的に発信していきます。

【生活基盤】 環境にやさしい快適な暮らし

人口減少や少子高齢化社会に対応し、快適で便利な暮らしや産業を支える生活基盤を整えます。

また、豊かな水と緑に恵まれた自然環境を守るとともに、身近な生活環境に関する問題に取り組み、環境にやさしい持続可能なまちづくりを進めます。

基本目標4 地域で支え合う、協働とデジタル技術を活用したまちづくり

【人権・協働】 みんなのつながり

全ての町民の人権が等しく尊重される共生社会の実現に向けた取組を進めます。

また、町民や事業者と行政が一体となって、社会課題の解決に向けて、協働のまちづくりを進めます。

【行財政運営】 サービスの充実と効率化

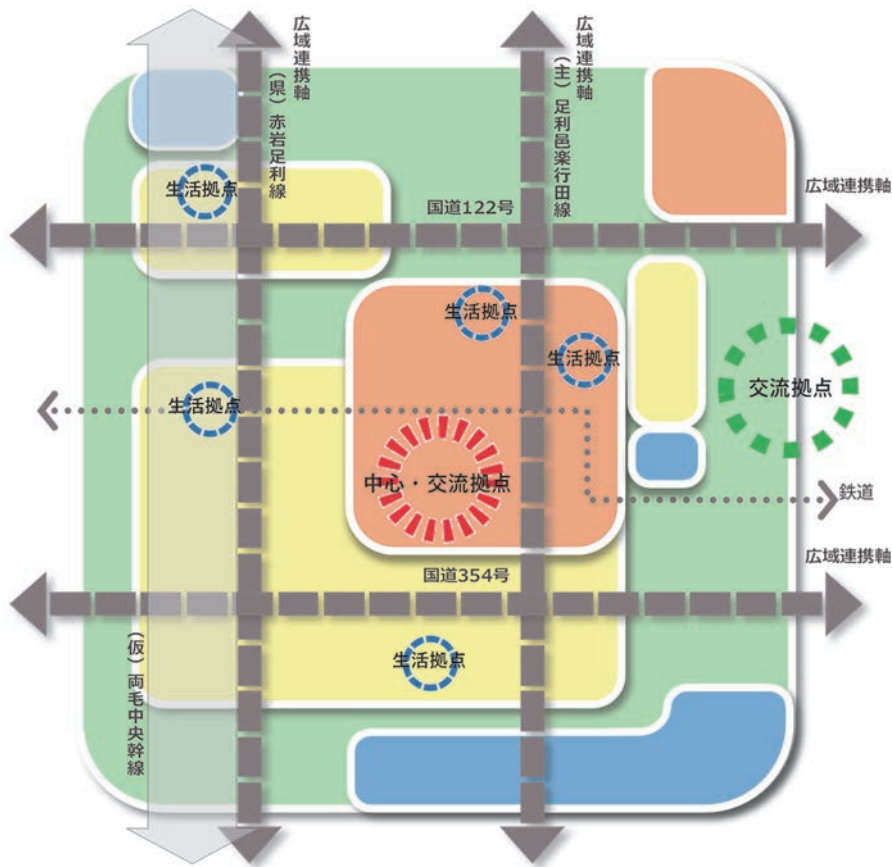
多様化する町民ニーズに対応するとともに、人手不足などに対応した効率的行政運営を進めるため、デジタル技術を有効活用します。

また、効率的な組織体制、安定した財政力などによって、これからの時代にふさわしい持続可能で自立した行財政運営を行っていきます。

2-3 将来都市構造

人口減少や少子高齢化が進む時代にあって、本町の個性的な魅力である豊かな自然や水辺環境、穏やかな田園景観を守りながら、まちの活力を創出するとともに、誰もが暮らしやすい“まとまりのあるまち”をつくり、次世代へ継承するため、将来都市構造図を定めます。

- 中心市街地の再生
- 高島・長柄地域の地域生活拠点の形成
- 利根川新橋整備を契機とした新たな産業拠点の可能性を検討
- 農地の生産性向上と文化資源や良好な景観の保全・創出



市街地

にぎわいと魅力ある、コンパクトな市街地の維持・機能向上を図る

中心・交流拠点



役場・おうら中央公園周辺部に都市機能の集積を図り、にぎわい拠点を創出する

産業用地

町の活力向上のため、安全や環境に十分に配慮し、需要に応じた産業用地の形成を図る

既存



将来構想



集落地

のどかで住みやすい環境を維持するため、秩序ある土地利用を誘導する

生活拠点



学校や駅、公共施設が集積するエリアに、地域住民の生活・交流機能拡充を図る

農地

営農機能のほか、防災機能や貴重な自然環境である農地の維持・保全を図る

交流拠点



多々良沼公園周辺のにぎわい創出や魅力向上を図る

広域連携軸(国・県道)



産業振興や地域活性化のための広域連携軸を配置する。また、東武鉄道小泉線の有効活用による広域連携機能の向上に努める

2-4 将来目標人口

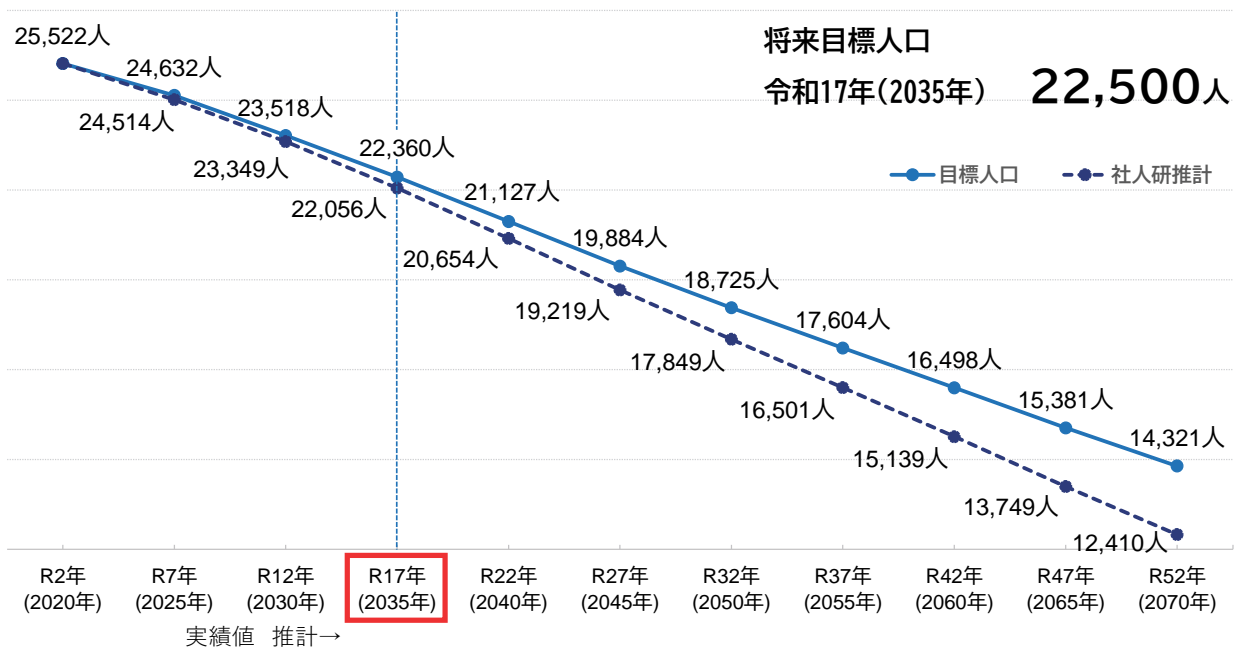
本町の人口は、平成12年（2000年）をピークに減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所が令和6年（2024年）6月に発表した人口推計では、本計画の目標年次である令和17年（2035年）には22,056人まで減少すると予測されています。

人口の減少は、生活環境の維持や労働力、地域活動における人手の確保が困難になるほか、地域経済の縮小や税収の減少など、町の活力維持にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

そのため、将来にわたり、町の活力を維持していくため、可能な限り人口減少を抑制していくことが必要です。

邑楽町人口ビジョンでは、将来目標人口を定めており、ビジョンの目標値を踏まえ、本計画の目標年次である令和17年における目標人口は、22,500人とします。

人口ビジョン(将来人口推計)



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
目標人口	25,522	24,632	23,518	22,360	21,127	19,884	18,725	17,604	16,498	15,381	14,321
社人研推計	25,522	24,514	23,349	22,056	20,654	19,219	17,849	16,501	15,139	13,749	12,410

※詳細は「IV.人口ビジョン」参照

用語解説

社人研：「国立社会保障・人口問題研究所」の略称。厚生労働省に設置されている研究機関であり、社会保障と人口問題に関する調査研究を行っている。

「社人研推計」は、将来の人口を、令和2年（2020年）の国勢調査を基に都道府県別・市町村別に推計したものの。

I
序論

II
基本構想

III 前期基本計画

III
前期基本計画

IV
人口ビジョン

V
資料編



Ⅲ 前期基本計画

3-1 基本計画の概要

(1) 基本計画の構成

基本計画は、基本構想における将来像を実現するための各分野における基本的な考え方や具体的な施策、取組を明らかにするとともに、下記の2つの計画を包含します。

前期基本計画の期間は、基本構想の期間のうち、前半の5年間(令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度))として、見直しを行います。なお、毎年度施策評価を実施し、社会経済情勢や町民ニーズの変化に柔軟に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行います。

「第3期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」

本町では、平成27年度(2015年度)、人口減少社会に対応する国の地方創生の動きに合わせ、令和42年(2060年)までの本町の将来推計人口を基に「邑楽町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を策定しました。その後、平成30年(2018年)に国立社会保障・人口問題研究所より将来推計人口の新たな数値が発表されたため、本町の数値も修正するとともに「第2期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「邑楽町第六次総合計画後期基本計画」では、総合戦略の考えを溶け込ませ、人口減少に対応するまちづくりを推進してきました。

今後も引き続き、人口減少社会に対応し、持続的なまちづくりを進めていくため、本基本計画における「3-3. 重点施策」を「第3期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づけ、重点的に取り組むべき施策を「重点施策」としてまとめています。

「第3期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間は、基本計画と同じ5年間として、後期基本計画の策定に合わせて見直すものとします。

なお、国では、令和7年(2025年)6月に「地方創生2.0基本構想」が閣議決定されました。これは、平成26年(2014年)に「地方創生」が開始されてからの10年間の成果と反省を踏まえ、今後10年間を見据えた「地方創生2.0」の方向性を提示するものとして策定されたものです。今後、国では、基本構想で示した方針を踏まえ、具体的な施策を記述した「総合戦略」を策定することとしています。そのため、本基本計画では、「地方創生2.0」の考え方を踏まえるものとします。

「第六次邑楽町行政改革大綱」

社会情勢の変化に伴う新たな行政課題などに的確に対応し、より効率的・効果的な行財政運営を推進していくための指針である「第六次邑楽町行政改革大綱」を本基本計画に包含します。

「3-2. 分野別計画」のうち「21. 協働」「23. 行政効率化DX」「24. 財政運営」を「第六次邑楽町行政改革大綱」として位置づけます。

なお、「第六次邑楽町行政改革大綱」の計画期間は、基本計画と同じ5年間として、後期基本計画の策定に合わせて見直すものとします。

(2) 施策の体系

基本構想で定めた将来像を実現するため、4つの基本目標、8つの基本方針の各分野における施策体系図を示します。

ここに示す 24 施策はそれぞれが独立していますが、必要に応じて横断的に連携、補完し合うこととします。

施策体系図



(3) SDGs の推進

SDGs とは、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された令和 12 年（2030 年）を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成されています。国は、SDGs に示される多様な項目の追及が、各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものとしています。

本町においても、SDGs の達成が課題解決に資するとともに、課題の解決自体が SDGs への貢献につながると考え、これまで総合計画、総合戦略の各施策と SDGs の各目標を関連付け、町全体で取り組んできました。今後も、この取組を継続して推進していきます。

なお、SDGs の期限は、本前期基本計画の目標年と同じ令和 12 年ですが、今後の後期基本計画においても、この取組を継続していくことを考えています。



3-2 分野別計画

(1) 分野別の目標

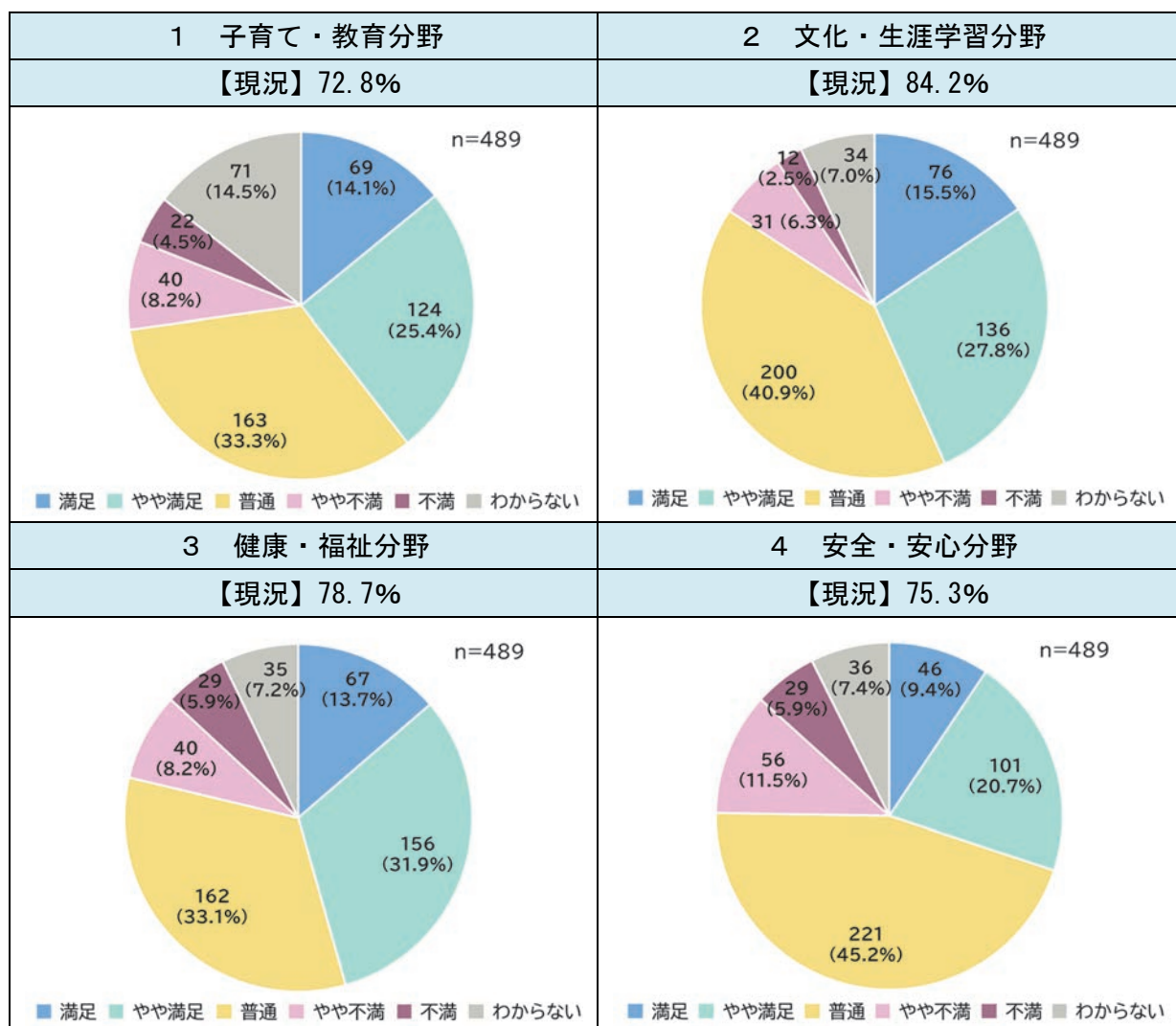
分野別計画は、8つの基本方針の分野ごとに24の施策を体系的にまとめています。

各分野において、町民満足度を目標指標として設定し、各施策の取組を進めていきます。

下記は、令和7年（2025年）に実施した、町公式LINEを活用したアンケート調査による満足度です。「満足」「やや満足」「普通」を合わせた割合を8割に延ばす（現況で8割を超えている分野は維持）ことを目標とします。

【町公式LINEを活用した町民満足度アンケート調査の概要】

- ・調査時期：令和7年5月30日～6月22日
- ・周知方法：町公式LINE配信のほか、広報おうら6月号にQRコード掲載
- ・有効回答数：489票
- ・回答者属性：（性別）男性170票、女性316票、その他3票
（年齢）10代10票、20代14票、30代46票、40代82票、50代92票、60代117票、70代以上128票



5 しごと・賑わい分野	6 生活基盤分野																																										
【現況】 66.5%	【現況】 59.9%																																										
<p>n=489</p> <table border="1"> <caption>しごと・賑わい分野 満足度</caption> <thead> <tr> <th>満足度</th> <th>人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満足</td> <td>38</td> <td>7.8%</td> </tr> <tr> <td>やや満足</td> <td>73</td> <td>14.9%</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>214</td> <td>43.8%</td> </tr> <tr> <td>やや不満</td> <td>70</td> <td>14.3%</td> </tr> <tr> <td>不満</td> <td>43</td> <td>8.8%</td> </tr> <tr> <td>わからない</td> <td>51</td> <td>10.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 満足 ■ やや満足 ■ 普通 ■ やや不満 ■ 不満 ■ わからない</p>	満足度	人数	割合	満足	38	7.8%	やや満足	73	14.9%	普通	214	43.8%	やや不満	70	14.3%	不満	43	8.8%	わからない	51	10.4%	<p>n=489</p> <table border="1"> <caption>生活基盤分野 満足度</caption> <thead> <tr> <th>満足度</th> <th>人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満足</td> <td>35</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>やや満足</td> <td>73</td> <td>14.9%</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>185</td> <td>37.8%</td> </tr> <tr> <td>やや不満</td> <td>102</td> <td>20.9%</td> </tr> <tr> <td>不満</td> <td>80</td> <td>16.4%</td> </tr> <tr> <td>わからない</td> <td>14</td> <td>2.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 満足 ■ やや満足 ■ 普通 ■ やや不満 ■ 不満 ■ わからない</p>	満足度	人数	割合	満足	35	7.2%	やや満足	73	14.9%	普通	185	37.8%	やや不満	102	20.9%	不満	80	16.4%	わからない	14	2.9%
満足度	人数	割合																																									
満足	38	7.8%																																									
やや満足	73	14.9%																																									
普通	214	43.8%																																									
やや不満	70	14.3%																																									
不満	43	8.8%																																									
わからない	51	10.4%																																									
満足度	人数	割合																																									
満足	35	7.2%																																									
やや満足	73	14.9%																																									
普通	185	37.8%																																									
やや不満	102	20.9%																																									
不満	80	16.4%																																									
わからない	14	2.9%																																									
7 人権・協働分野	8 行財政運営分野																																										
【現況】 76.1%	【現況】 77.9%																																										
<p>n=489</p> <table border="1"> <caption>人権・協働分野 満足度</caption> <thead> <tr> <th>満足度</th> <th>人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満足</td> <td>42</td> <td>8.6%</td> </tr> <tr> <td>やや満足</td> <td>68</td> <td>13.9%</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>262</td> <td>53.6%</td> </tr> <tr> <td>やや不満</td> <td>47</td> <td>9.6%</td> </tr> <tr> <td>不満</td> <td>24</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td>わからない</td> <td>46</td> <td>9.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 満足 ■ やや満足 ■ 普通 ■ やや不満 ■ 不満 ■ わからない</p>	満足度	人数	割合	満足	42	8.6%	やや満足	68	13.9%	普通	262	53.6%	やや不満	47	9.6%	不満	24	4.9%	わからない	46	9.4%	<p>n=489</p> <table border="1"> <caption>行財政運営分野 満足度</caption> <thead> <tr> <th>満足度</th> <th>人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満足</td> <td>42</td> <td>8.6%</td> </tr> <tr> <td>やや満足</td> <td>109</td> <td>22.3%</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>230</td> <td>47.0%</td> </tr> <tr> <td>やや不満</td> <td>49</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>不満</td> <td>24</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td>わからない</td> <td>35</td> <td>7.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 満足 ■ やや満足 ■ 普通 ■ やや不満 ■ 不満 ■ わからない</p>	満足度	人数	割合	満足	42	8.6%	やや満足	109	22.3%	普通	230	47.0%	やや不満	49	10.0%	不満	24	4.9%	わからない	35	7.2%
満足度	人数	割合																																									
満足	42	8.6%																																									
やや満足	68	13.9%																																									
普通	262	53.6%																																									
やや不満	47	9.6%																																									
不満	24	4.9%																																									
わからない	46	9.4%																																									
満足度	人数	割合																																									
満足	42	8.6%																																									
やや満足	109	22.3%																																									
普通	230	47.0%																																									
やや不満	49	10.0%																																									
不満	24	4.9%																																									
わからない	35	7.2%																																									



(2) 分野別計画の構成

分野別計画は、24の施策を体系的にまとめたもので、それぞれの計画は、以下のように構成されています。



項目	概要
① 施策分野のタイトル	24の施策番号と施策名称を示します。
② 関連するSDGsの分野	施策に関連するSDGsの目標のロゴを表示します。
③ 担当する課	施策を担当する課名を表示します。一番上に記載するのが主担当課です。
④ 施策のテーマ	施策の目標・方向性を一言で示すものです。
⑤ 施策の目標・方向性	施策の目指す目標、方向性を表示します。
⑥ 現況・課題	施策に関連する現況、課題を表示します。
⑦ 個別計画	それぞれの施策分野における個別計画を表示します。詳細内容は個別計画に委ねます。
⑧ 行政の取組	今後、行政として実施する、また、実施すべき取組を表示します。

(2) 子育て環境の充実（子ども支援課・健康づくり課）
 ①病児・病後児保育、延長保育、一時預かり保育を行う事業者への運営費補助などの支援
 ②給食費の無償化、保育料の多子軽減、認可外保育施設の保育料補助
 ③児童虐待防止のため、児童相談所や保健福祉事務所などと協力した「心のケア」の体制強化

(3) 放課後児童クラブの充実（子ども支援課）
 ①児童館において放課後児童クラブの運営
 ②民間の学童保育所における保育の質の向上を図るための支援

(4) 地域ぐるみの子育て支援の推進（子ども支援課・健康づくり課）
 ①子育て支援センターや多様な保育ニーズに対応するファミリー・サポート・センターの運営 **New!**
 ②子育て世帯に対する母子保健・児童福祉の一体的な相談支援事業を行う子ども家庭センターの運営

(5) 就学の支援（学校教育課・子ども支援課）
 ①子どもたちの学びの機会を支援
 ②奨学金や入学準備金貸付制度の拡充

(6) ひとり親福祉の充実(子ども支援課)
 ①ひとり親家庭などの保護者の自立促進のための相談や助言、情報提供
 ②保護者負担の軽減の支援や学習の支援

9 New! (新たな取組)

10 主な事業

主な事業	
(1)安心して出産できる支援	児童手当支給事業、出産祝い事業、妊産婦健診事業
(2)子育て環境の充実	子育て世代包括支援センター運営事業
(3)放課後児童クラブの充実	学童保育所対策事業、各児童館管理運営事業
(4)地域ぐるみの子育て支援の推進	ファミリー・サポート・センター運営事業
(5)就学の支援	要保護・準要保護世帯等就学支援事業
(6)ひとり親福祉の充実	ひとり親家庭等支援育成事業

11 目標指標

指標（行動目標、成果目標）	基準値	目標値
	(令和6年度)	(令和12年度)
児童館利用者アンケートにおいて「お子さんは児童館の活動を楽しみにしている」と回答した人の割合	41%	50%
ファミリー・サポート・センター会員数	79人	90人

12 町民に協力してほしいこと

・子育て世帯や子どもを地域で見守るとともに、ファミリー・サポート・センターなどの町が取り組む子育て支援事業への協力

13 用語解説

用語解説
 ファミリー・サポート・センター:保育施設までの送迎や子どもの預かりなど、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員登録し、地域で相互援助活動を行う制度。会員同士の相互援助活動のマッチングや連絡・調整などを行う。

項目	概要		
⑨ 「New !」	新規の取組や新たな要素を追加した取組に「New!」マークを付記します。		
⑩ 主な事業	具体的な事業について、代表的なものを表示します。		
⑪ 目標指標	施策の評価、進行管理に用いる数値目標を表示します。		
⑫ 町民に協力してほしいこと	町民のみなさんに協力してほしいことを表示します。		
⑬ 用語解説	各分野の専門用語の解説です。		
タイトル帯のカラーリング			
基本目標 1	基本目標 2	基本目標 3	基本目標 4
基本目標ごとに色分けしています。			

1 子育て支援



子ども支援課
健康づくり課
学校教育課

～ 邑楽町で子育てがしたくなる！ 安心して子どもを産み育てられるまち ～

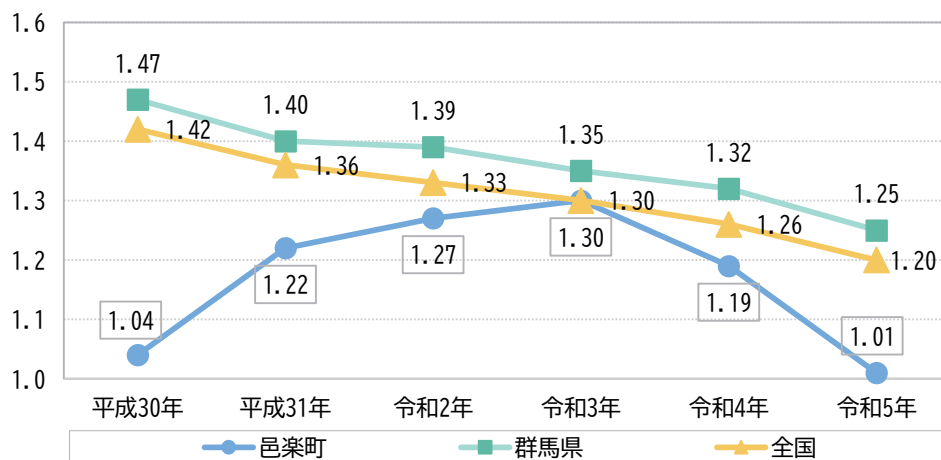
目標・方向性

全ての妊産婦や子育て家庭を途切れなく支援し、家庭及び地域において、安心して子どもを産み育てることのできる環境の充実を図ります。

現況・課題

- ・全国的に急激な少子化が進むなか、本町においても少子化は進んでおり、令和5年（2023年）の合計特殊出生率は1.01と全国平均の1.20、群馬県平均の1.25を下回っています。
- ・館林市及び邑楽郡5町には、分娩ができる医療機関は1機関しかありません。安心して子どもを産み育てられるよう、産科や小児科など医療機関の充実が求められています。
- ・子育て世帯では核家族化が進み、共働き家庭やひとり親家庭などが増加していることや、不妊症や不育症に悩む家庭、障がい児童をもつ家庭、保護者の孤立化など、さまざまな問題があります。
- ・これらの課題解決に向けて、関係機関や県、周辺市町と連携しながら、保護者の経済的負担の軽減や相談体制の充実などの支援を進めていく必要があります。

合計特殊出生率の推移



資料：群馬県人口動態調査

個別計画(関連法規)

「第3期邑楽町子ども・子育て支援事業計画」

行政の取組(担当課)

(1) 安心して出産できる支援（健康づくり課）

- ① 妊娠期から子育て期までの継続的な支援 **New!**
- ② 乳幼児健診などの充実
- ③ 産科や小児科など医療環境の充実に向けた関係機関への働きかけ

(2) 子育て環境の充実（子ども支援課・健康づくり課）

- ①病児・病後児保育、延長保育、一時預かり保育を行う事業者への運営費補助などの支援
- ②給食費の無償化、保育料の多子軽減、認可外保育施設の保育料補助
- ③児童虐待防止のため、児童相談所や保健福祉事務所などと協力した「心のケア」の体制強化

(3) 放課後児童クラブの充実（子ども支援課）

- ①児童館において放課後児童クラブの運営
- ②民間の学童保育所における保育の質の向上を図るための支援

(4) 地域ぐるみの子育て支援の推進（子ども支援課・健康づくり課）

- ①子育て支援センターや多様な保育ニーズに対応するファミリー・サポート・センターの運営 **New!**
- ②子育て世帯に対する母子保健・児童福祉の一体的な相談支援事業を行う子ども家庭センターの運営

(5) 就学の支援（学校教育課・子ども支援課）

- ①子どもたちの学びの機会を支援
- ②奨学金や入学準備金貸付制度の拡充

(6) ひとり親福祉の充実（子ども支援課）

- ①ひとり親家庭などの保護者の自立促進のための相談や助言、情報提供
- ②保護者負担の軽減の支援や学習の支援

主な事業

(1)安心して出産できる支援	児童手当支給事業、出産祝金事業、妊産婦健診事業
(2)子育て環境の充実	子育て世代包括支援センター運営事業
(3)放課後児童クラブの充実	学童保育所対策事業、各児童館管理運営事業
(4)地域ぐるみの子育て支援の推進	ファミリー・サポート・センター運営事業
(5)就学の支援	要保護・準要保護世帯等就学支援事業
(6)ひとり親福祉の充実	ひとり親家庭等支援育成事業

目標指標

指標（行動目標、成果目標）	基準値 （令和6年度）	目標値 （令和12年度）
児童館利用者アンケートにおいて 「おさんは児童館の活動を楽しみにしている」と回答した人の割合	41%	50%
ファミリー・サポート・センター会員数	79人	90人

町民に協力してほしいこと

- ・子育て世帯や子どもを地域で見守るとともに、ファミリー・サポート・センターなどの町が取り組む子育て支援事業への協力

用語解説

ファミリー・サポート・センター：保育施設までの送迎や子どもの預かりなど、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員登録し、地域で相互援助活動を行う制度。会員同士の相互援助活動のマッチングや連絡・調整などを行う。

2 幼児教育・保育



子ども支援課
学校教育課

～ 子どもたちが健やかに、のびのびと成長できるまち ～

目標・方向性

心身ともに健康かつ主体的に活動できる園児を育成していく教育・保育環境を整えます。

現況・課題

- ・町内には、公立幼稚園2園、公立保育園2園、私立保育園1園及び公立認定こども園が1園ありますが、子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化、共働き世帯の増加によって、公立幼稚園の園児数は減少し、保育施設の定員超過が続いています。
- ・特別な配慮が必要な園児に対するきめ細やかな保育を行うとともに、家庭、地域社会、小学校との連携強化に努めています。
- ・時代のニーズに応じて幼児教育・保育施設のあり方について検討を進めるとともに、引き続き組織的かつ計画的に幼児教育・保育を継続していく必要があります。

入園児数の推移

名称	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
中野幼稚園	83	60	54	55	53
長柄幼稚園	51	42	35	36	35
おうらこども園(教育利用)	41	29	25	16	11
中央保育園	117	128	129	123	123
南保育園	134	142	141	134	126
風の子保育園	108	118	119	119	120
おうらこども園(保育利用)	138	151	147	132	154

資料：子ども支援課

個別計画(関連法規)

「第3期邑楽町子ども・子育て支援事業計画」

行政の取組(担当課)

(1) 幼児教育・保育施設の再編 (子ども支援課)

- ①「第3期邑楽町子ども・子育て支援事業計画」に基づく公立幼稚園(中野幼稚園及び長柄幼稚園)の再編の検討 **New!**
- ②円滑に幼児教育・保育施設の再編を進めていくための準備(園児や職員間の交流など)

(2) 教育・保育内容と体制の充実(子ども支援課)

- ①幼児教育・保育の充実を図るための、各園の教育課程及び保育計画の見直し
- ②未就園の2歳児の親子に対する公立幼稚園、公立認定こども園の開放、保護者支援の充実

(3) 健康・安全管理の充実(子ども支援課)

- ①けがやアレルギー、病児に対する適切な対応
- ②老朽化した施設や備品の適切な修繕、定期的な避難訓練や集団移動経路点検

(4) 特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実(子ども支援課)

- ①専門家の指導などによる園児の障がいなどの早期発見、保健センターや医療機関と連携した支援
- ②特別な配慮が必要な園児に対する支援員の配置

(5) 家庭・地域・小学校との連携強化(子ども支援課・学校教育課)

- ①地域が一体となった幼児教育・保育の推進のための家庭、地域社会、小学校などとの連携強化

主な事業

(1) 幼児教育・保育施設の再編	幼児教育・保育施設再編事業
(2) 教育・保育内容と体制の充実	各幼稚園・保育園・こども園の管理運営事業
(3) 健康・安全管理の充実	各幼稚園・保育園・こども園の管理運営事業
(4) 特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実	各幼稚園・保育園・こども園の管理運営事業
(5) 家庭・地域・小学校との連携強化	各幼稚園・保育園・こども園の管理運営事業

目標指標

指標（行動目標、成果目標）	基準値 （令和6年度）	目標値 （令和12年度）
公立幼稚園2園または再編後の新施設の利用園児数（3月末時点）	92人	100人
保護者アンケートにおいて、教育・保育内容の充実に関する質問に「良好」と回答した人の割合	55%	65%

町民に協力してほしいこと

- ・地域として、幼児教育・保育への理解と園の活動や運営に対する支援



3 学校教育



学校教育課

～ 各学校の特色を生かし、地域社会と連携した心の通う教育の推進 ～

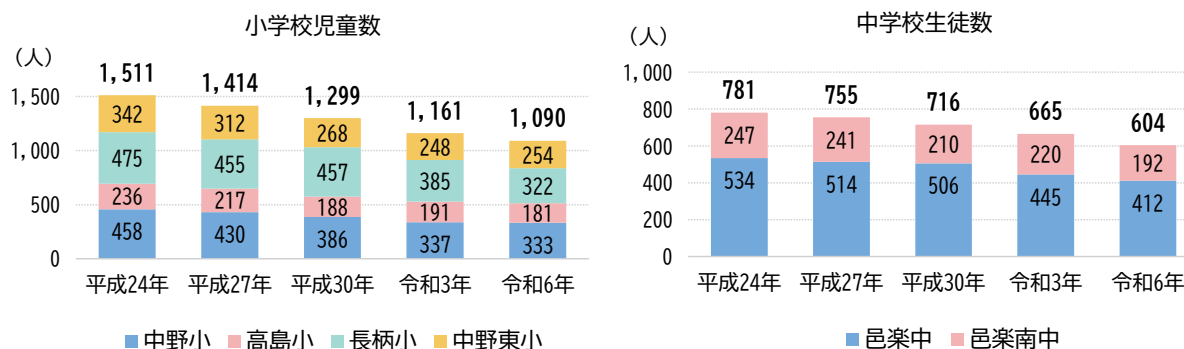
目標・方向性

学校、家庭、地域のよりよい連携を図りながら、児童生徒の誰もが確かな学力、健康な心身及び豊かな心を育むことのできる教育環境を整えます。

現況・課題

- ・少子化による児童生徒数の減少や外国人児童生徒の増加、いじめや不登校の増加など、学校教育を取り巻く環境は大きく変わっています。そのような状況のなか、本町では、早くからデジタル教育ツールの活用や、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善など、特色ある教育活動を展開しています。今後も、デジタル環境教育の発展とともに、各学校の特色を生かしたカリキュラムマネジメントの充実を図り、豊かな人間性や郷土愛を育成していくことが必要です。
- また、児童生徒数の減少傾向が続くなかで、学校規模の適正化を図るとともに、通学環境や地域とのつながりを考慮した持続可能な学校配置を目指す必要があります。加えて、児童生徒が将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保、充実も必要です。
- ・次世代を担う児童生徒が、安全で安心して学校生活を営めるよう、食の安全に配慮した学校給食用食材の地場産品等の利用や、学校施設や付帯設備の老朽化対策を計画的に進めていく必要があります。また、老朽化した学校施設の維持管理費や更新費用の増大が懸念されます。民間施設の活用等の合理化を検討する必要があります。

学校別児童・生徒数の推移



資料：学校教育課

個別計画(関連法規)

「邑楽町教育大綱」

行政の取組(担当課)

(1) 学校経営及び教育内容の改善・充実（学校教育課）

- ①「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教職員の指導力向上（研究及び研修の充実）
- ②学校指導助手や支援員を適切に配置した、児童生徒一人一人に応じた支援体制の強化
- ③社会に貢献できる人材育成のための職場体験、ボランティア活動などのキャリア教育の充実
- ④ALT（外国語指導助手）を活用し、コミュニケーションを重視した英語教育の推進

(2) 学級経営・生徒指導の充実(学校教育課)

- ①豊かな心を育むための道徳教育・人権教育の充実
- ②いじめや不登校を生まない学校づくりと早期発見・支援の充実（教育相談員やふれあい教室指導員の適切配置）
- ③特別な支援を必要とする児童生徒への理解を促し、共に生きる心を養うための組織的な支援体制整備と共同学習の充実

(3) 学校給食の充実(学校教育課)

- ①食育の推進、地産地消の推進、オーガニック給食の調査・研究 **New!**
- ②安全安心な学校給食の提供（衛生管理の徹底、食物アレルギー事故防止など）

(4) 学校施設の整備(学校教育課)

- ①施設や付帯設備の適切な維持管理（点検、必要に応じた更新・修繕）
- ②トイレの洋式化や非構造部材の耐震化などの計画的な実施 **New!**
- ③施設管理業務の包括的な民間委託や外部施設の活用による学校運営の検討

(5) デジタル技術の有効活用(学校教育課)

- ①効果的にデジタル機器を活用した授業環境整備や教員の育成
- ②児童生徒が登校できないときなど、デジタル技術を活用した学習や交流機会の確保 **New!**

主な事業

(1)学校経営及び教育内容の改善・充実	学校教育指導事業、英語指導助手設置事業、教育研究奨励事業
(2)学級経営・生徒指導の充実	教育相談事業、教育支援センター事業
(3)学校給食の充実	学校給食センター管理運営事業、学校給食事業
(4)学校施設の整備	学校環境改善事業
(5)デジタル技術の有効活用	学校 ICT 環境推進事業

目標指標

指標（行動目標、成果目標）	基準値 （令和6年度）	目標値 （令和12年度）
教育支援・生徒指導相談件数	35件	48件
学校給食での地場産農産物使用率 （使用農産物全体に占める地場産の割合：重量）	23.3%	30%

町民に協力してほしいこと

- ・登下校の見守りや防犯・防災訓練への協力等の生活・安全面の支援
- ・職場体験や農業体験の受け入れ、読み聞かせボランティアへの参加その他の学習活動の支援
- ・PTA や地域での協議会等を通じた学校運営への協力
- ・地域と園・学校、家庭が三位一体となって、共に子どもを育成する学びの場づくり

用語解説

ICT:コンピュータやネットワークを活用し、学びをより効果的・効率的に行うための情報通信技術。
カリキュラムマネジメント:学びのねらいを明確にして教職員が連携して教育を計画・改善する取組。

4 社会教育



生涯学習課

～ 全ての町民が、生涯を通して、いつでも、どこでも学ぶことができるまち ～

目標・方向性

全ての町民が、生涯にわたって自分の意志で学ぶことができるよう、地域における学び合いネットワークの更なる充実を図ります。

現況・課題

- ・本町の社会教育施設は5施設あり、町立図書館の令和6年度（2024年度）の入館者数は年間10万人を超え、26年連続で住民1人当たりの貸出率が県内トップを誇っています。公民館では、文化活動などを行う団体が活発に活動していますが、3館を通じて参加者が固定化する傾向が見られることや、社会教育関係団体役員の高齢化、担い手不足が課題となっています。
- ・邑楽町子ども会育成会連絡協議会や邑楽町レクリエーション・リーダーズクラブなどの青少年団体においても、団体数や構成員の減少、リーダー及び指導者の不足などが深刻な問題となっており、青少年に対する体験交流活動への参加機会の確保が課題となっています。
- ・今後は、社会教育行政を担う社会教育主事や司書など専門職員の確保をはじめ、町内の多様な技能を持った人をボランティアとして活用し、さまざまな学習機会を提供していく必要があります。

社会教育施設の利用状況

単位：延べ人数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
中央公民館	97,599	36,284	62,813	72,393	102,481	96,503
長柄公民館	24,259	13,344	14,642	18,923	18,992	18,126
高島公民館	27,068	17,588	19,302	23,526	25,290	25,947
町立図書館	139,729	73,509	90,521	91,725	100,078	106,323

資料：生涯学習課

個別計画(関連法規)

「邑楽町教育大綱」

「邑楽町社会教育計画」



行政の取組(担当課)

(1) 生涯学習推進支援体制の充実(生涯学習課)

- ①町民各層の課題に応じた多様なテーマの学習機会の提供
- ②さまざまな技能を持った人を登録する「講師指導者バンク」の活用、ボランティアの育成と活用
- ③文化協会などの関係団体、東部教育事務所などの関係機関との連携強化

(2) 魅力ある生涯学習の展開(生涯学習課)

- ①さまざまな町民が生きがいや趣味を充実するための学級、講座などの開催や発表機会の提供
- ②デジタルスキル向上のための講習会や研修会の開催 **New!**
- ③町立図書館と学校図書室の有機的な連携と移動図書館車「はくちょう号」の効果的運営

(3) 社会教育事業の充実(生涯学習課)

- ①家庭や地域の教育力向上を目指した事業や、町民の暮らしを豊かにする事業の推進
- ②社会教育指導者の育成と活用、社会教育関係団体の育成や指導、助言
- ③社会教育職員及び社会教育委員などの関係機関委員の研修機会の充実
- ④社会教育施設における専門職員（社会教育主事・司書など）の養成及び確保

(4) 青少年の健全育成(生涯学習課)

- ①青少年活動におけるボランティアやジュニアリーダーなどの人材確保
- ②青少年が積極的に社会参加できる機会の提供
- ③悩みや問題を抱える青少年やその保護者が安心して相談できる窓口づくりや情報提供

主な事業

(1)生涯学習推進支援体制の充実	公民館管理運営事業、図書館管理運営事業
(2)魅力ある生涯学習の展開	情報教育事業、図書館資料整理事業、成人教育事業
(3)社会教育事業の充実	社会教育事業、地域創造事業
(4)青少年の健全育成	青少年教育事業、青少推活動事業

目標指標

指標（行動目標、成果目標）	基準値 （令和6年度）	目標値 （令和12年度）
社会教育施設（公民館・町立図書館）利用者・入館者数	246,899人	260,000人
社会教育主事の有資格者数	3人	5人

町民に協力してほしいこと

- ・ 公民館や町立図書館の活用
- ・ 社会教育事業への積極的な参加

用語解説

社会教育: 学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年や成人に対して行われる組織的な教育活動。
社会教育施設: 家庭や学校以外で、児童から高齢者まで全ての年齢の人たちに、学習や研修、スポーツや趣味に興じたり、楽しむ機会を提供することができる施設。邑楽町には3つの公民館と、町立図書館、町民体育館の5つの社会教育施設があります。
社会教育委員: 社会教育に関して人々の意思や地域の実態が反映されるよう、教育委員会へ助言することを目的として、各都道府県や市町村に置かれています。

5 スポーツ振興



生涯学習課

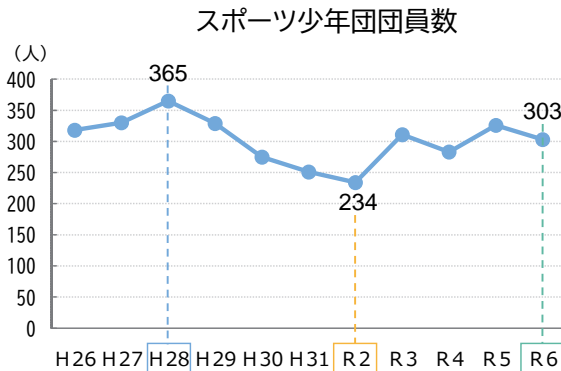
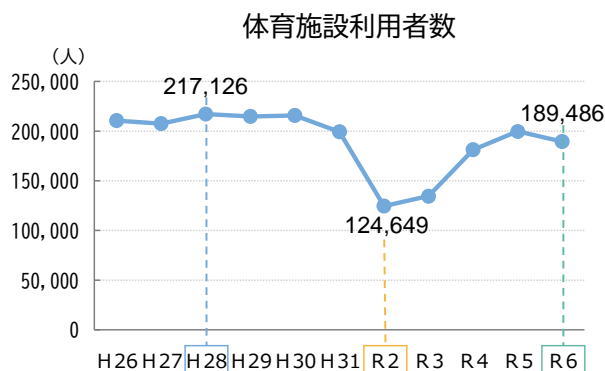
～ 町民の健康志向や体力増進にもつながるスポーツや運動習慣の普及・拡大 ～

目標・方向性

町民の誰もが生涯にわたって心身の健康を維持できるように、スポーツに取り組むことのできる環境を整える。

現況・課題

- ・国では、令和4年（2022年）に「第3期スポーツ基本計画」を策定し、「楽しさ」「喜び」「自発性」に基づき行われる本質的なスポーツそのものが有する価値や、スポーツが地域活性化などに寄与する価値を高めるべく施策を展開しています。
- ・本町においても、子どもから高齢者、障がい者が参加できる各種スポーツ教室の開催に取り組むとともに、地域スポーツ活動の中心的役割を担うスポーツ団体の育成に取り組んでいます。
- ・今後も、誰もが自発的にスポーツに取り組むことで健康で生き生きとした生活を生涯にわたって送ることができるよう、体力や年齢、ライフスタイルに合わせたスポーツ環境を整備していくことが必要です。



資料：生涯学習課

個別計画(関連法規)

- 「邑楽町教育大綱」
- 「邑楽町社会教育計画」

行政の取組(担当課)

(1) 生涯スポーツ普及・促進（生涯学習課）

- ①各種スポーツ教室や出前講座など、あらゆる町民がスポーツに親しむ機会の充実
- ②気軽に参加できる教室や大会、イベントの開催、各種スポーツ団体への支援
- ③少年期からさまざまな各種スポーツに親しめる環境づくりと選手育成の充実
- ④現在、スポーツをしていない人や、しばらくスポーツから遠ざかっている町民への働きかけ **New!**

(2) スポーツ施設の整備・充実(生涯学習課)

- ①誰もが快適で安全に活動できるような体育施設や付帯設備の改善、適切な維持管理
- ②身近な活動の場としての学校体育施設などの活用
- ③体育施設の概要や予約状況などの情報提供と効率的な運用
- ④長期的な視点に立ったスポーツ推進拠点となる総合的スポーツ施設の整備 **New!**

主な事業

(1)生涯スポーツ普及・促進	スポーツフェスティバル事業、ニュースポーツ事業 スポーツ教室事業、スポーツ推進大会事業
(2)スポーツ施設の整備・充実	町民体育館管理運営事業、 スポーツ・レクリエーション広場管理運営事業

目標指標

指標（行動目標、成果目標）	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
スポーツフェスティバル参加人数	3,000人	3,500人
1年以上改善されていない故障箇所の件数	5件	0件

町民に協力してほしいこと

- ・定期的な運動・スポーツへの積極的な参加
- ・地域でのスポーツ交流やクラブ活動への参加・支援
- ・スポーツ施設の活用



用語解説

ニュースポーツ:既存のスポーツのルールや用具を改良したり、新しく考案された、誰でも気軽に楽しめるスポーツの総称。
(例:グラウンド・ゴルフ、モルック、ポッチャなど)

6 芸術文化振興



生涯学習課

～ 芸術や歴史文化に触れる機会を増やし、郷土愛を醸成 ～

目標・方向性

芸術文化活動を通じて、町民同士や他市町村の住民との間で共感と交流を広げ、心豊かで文化の薫り高いまちづくりを進めていきます。

また、先人たちの遺した貴重で多様な文化財を次の世代へ継承し、生まれ育った郷土の歴史を学び、文化財の価値を十分理解することで郷土愛を育てていきます。

現況・課題

- ・町民文化祭や公民館まつり、中央公民館「邑の森ホール」では、数多くの芸術文化に触れる機会を提供しています。
- 一方で、公民館利用登録団体（令和6年度（2024年度）は168団体）や郷土芸能団体では、リーダーの高齢化や後継者不足、団体構成員の固定化が見られます。また、指導者及び後継者育成や運営資金、PRなどに悩みを抱えている団体も少なくありません。
- 今後は、県や周辺市町、民間事業者との連携及び協力により、町民がさまざまな芸術文化活動に触れられる機会の創出や公民館の利用促進が課題となっています。
- ・有形無形の貴重な文化財が数多く伝えられていますが、本町が保有する貴重な文化財を適切に保管、展示する場所がなく、町民が文化財や郷土の歴史に親しみ学ぶ機会が少ない状況です。
- ・改めて現状を把握し、文化財の滅失や散逸を防ぐとともに、平地林や近代化遺産、生活文化など多様な文化財を後世に伝え、町民の郷土愛を育むことに取り組んでいくことが重要な課題です。

邑楽町指定文化財一覧

種類	名称	指定年月日	種類	名称	指定年月日
国指定天然記念物	永明寺のキンモクセイ	S12.6.15	町指定重要文化財	十三坊塚北口の庚申塔	H4.11.26
県指定天然記念物	神光寺の大力ヤ	S54.10.2	町指定天然記念物	五位堂のシラカシ	H5.7.20
県指定天然記念物	高島小学校のトウグミ	H7.3.24	町指定天然記念物	恩林寺のケヤキ	H5.7.20
町指定史跡	鶺古城	S63.11.25	町指定天然記念物	恩林寺のイチヨウ	H5.7.20
町指定史跡	松本古墳群 3・9・10・11・12・13・20号古墳	S63.11.25	町指定天然記念物	中野小学校のマツ	H5.7.20
町指定重要文化財	神谷家文書	S63.11.25	町指定重要文化財	縄文時代の石皿	H10.2.26
町指定重要文化財	パテレン出土品	S63.11.25	町指定重要文化財	弥生式土器	H10.2.26
町指定重要文化財	光明寺付近出土板碑	S63.11.25	町指定重要文化財	松本23号古墳出土銀象嵌大刀	H10.2.26
町指定天然記念物	長柄神社の桜「エドヒガン」	H1.11.28	町指定重要文化財	中世陶器の壺と古銭	H10.2.26
町指定重要文化財	行人塚出土遺物(錫杖・古銭)	H3.5.30	町指定重要文化財	脇差鶺古城打	H10.2.26
町指定重要文化財	享保二十一年銘行人百年忌石碑	H3.5.30	町指定重要文化財	長柄神社本殿 附安永八年棟札	H10.2.26
町指定重要文化財	志土之碑(竹岸武兵衛)	H4.3.25	町指定天然記念物	アリマシノ(種の保存)	H10.2.26
町指定重要文化財	大雲文龍「水色幽玄」の書跡	H4.11.26	町指定重要有形民俗文化財	中野絃一式	H10.2.26
町指定重要文化財	慶徳寺山門	H4.11.26	町指定天然記念物	中野沼と水生動植物群	H11.7.28
町指定重要文化財	中世灰釉陶器瓶	H4.11.26	町指定重要無形民俗文化財	長柄神社の里神楽	H16.1.27
			町指定重要無形民俗文化財	天王元宿祇園祭り	H27.4.21

資料：生涯学習課

個別計画(関連法規)

「邑楽町教育大綱」

「邑楽町社会教育計画」

行政の取組(担当課)

(1) 芸術・文化活動の推進(生涯学習課)

- ①芸術文化イベントや郷土芸能などに対する各種補助制度の充実・活用や広報活動などの支援
- ②町民が幼少期から文化芸術に触れる機会やプロの技術指導を受ける機会の提供
- ③芸術文化の振興を安定的に維持するための体制整備の推進 **New!**

(2) 文化活動の拠点となる施設の活用(生涯学習課)

- ①中央公民館を活用した活動成果の発表機会の拡大
- ②芸術文化に携わるさまざまな人たちの交流、創造機会の提供や、本町独自の芸術文化の発信
- ③SNS など各種媒体を活用した魅力ある事業の広報や施設利用方法周知など、公民館活動への参加と公民館利用者数拡大

(3) 文化財の保存と活用(生涯学習課)

- ①未指定文化財の調査研究や埋蔵文化財の発掘調査事業の推進
- ②貴重な文化財的地域資源を活用した交流人口の拡大や伝統的な習俗芸能の伝承・活用による町民の郷土愛の醸成
- ③町誌増補版の出版や SNS などを活用した文化財の情報発信 **New!**

主な事業

(1)芸術・文化活動の推進	岡部蒼風顕彰事業、文化芸術創造事業、文化芸術振興事業
(2)文化活動の拠点となる施設の活用	文化芸術鑑賞事業、文化芸術創造事業
(3)文化財の保存と活用	文化財保護伝承事業、埋蔵文化財調査事業、町誌編さん事業

目標指標

指標(行動目標、成果目標)	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
町民文化祭来場者数	3,968人	4,500人
町の文化財に関する企画展への来場者数	739人	800人

町民に協力してほしいこと

- ・公民館活動の継続的な参加
- ・成果発表を行う行事のPR活動
- ・地域や家庭で伝え残されてきた文化財への見守りとその継承



用語解説

- 文化財:**我が国の長い歴史のなかで生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産(文化庁HP)。
具体的には、お寺や神社などの古い建物、彫刻、絵画、古文書、地域のお祭りや生業で使った道具、古墳や城跡などの遺跡、貴重な動植物など。近年では、個々の文化財を面的に捉え、地域の歴史文化の特徴や固有性を示す要素として総合的に価値を見いだそうとしています。
- SNS:**インターネット上で人々が交流し、情報を共有するためのプラットフォーム。代表的なSNSには、LINE、Facebook、X(エックス)、Instagramなどがあります。

7 健康づくり



健康づくり課
住民保険課

～ 健康寿命を延ばそう！ 健康意識の向上と地域医療連携 ～

目標・方向性

町民一人一人が進んで健康づくりに取り組み、生涯にわたって健康が維持できる町とします。
また、町民の誰もが、安心して適切な医療を受けられるよう、医療体制を整えます。

現況・課題

- ・我が国では平均寿命の延伸に伴い、医療費や介護給付費が増大しています。
令和4年（2022年）における群馬県の健康寿命は男性73.37歳、女性75.54歳と、全国平均（男性72.57歳、女性75.45歳）よりも長くなっています。また、本町の令和4年度の死亡者数を要因別にみると、生活習慣病に分類される疾病によるものが全体の約6割を占めています。
- ・健康寿命の延伸を目指すことが重要な課題となっているため、町民がより健康的な生活習慣を身に付け心身機能の維持向上を目指す意識啓発など「一次予防」の充実を図る必要があります。
- ・ストレス社会における心の病などの新たな健康課題が発生しており、精神障害者手帳保持者が増加しています。心の病を予防するためのセルフケアの普及啓発とともに、町民同士が地域で支え合うネットワークづくりが必要とされています。
- ・太田・館林医療圏では、令和2年（2020年）において、人口10万人当たりの病院従事医師数が117.5人と県内で最も少なくなっています。患者のニーズや地域社会の要請を踏まえ、予防から診察まで一貫して診られるかかりつけ医を中心とした医療体制づくりが必要です。

個別計画(関連法規)

- 「第3次健康おうら21（邑楽町健康増進計画・食育推進計画・自殺予防対策計画）」
- 「邑楽町国民健康保険第3期データヘルス計画」
- 「第4期特定健康診査等実施計画」

行政の取組(担当課)

(1) 健康寿命延伸のための取組(健康づくり課・住民保険課)

- ①健康マイレージ事業『おうらてくてくアプリ』の充実 **New!**
- ②適切な生活習慣の普及啓発と健康診査及びがん検診の充実、健(検)診後の保健指導の強化

(2) 感染症予防対策の強化(健康づくり課)

- ①適時適種を重視した予防接種の啓発
- ②感染症対策及び感染症発生時のマニュアル整備

(3) 精神保健体制の充実(健康づくり課)

- ①地域住民によるネットワークの強化
- ②総合的な自殺対策の実施

(4) 疾病の早期発見・早期治療支援の充実(健康づくり課・住民保険課)

- ①がん検診無料クーポン券や『おうらてくてくアプリ』を活用した受診勧奨による受診率の向上 **New!**
- ②町民が自主的かつ気軽に、楽しく継続できる健康づくりの普及

(5) 食育の推進(健康づくり課・関係各課)

- ①「健康おうら 21」に基づく、各年代の特徴に応じた食育の取組を展開
- ②庁内関係各課との連携や企業、外部団体と協働した取組の推進

(6) 地域医療サービスの充実(健康づくり課)

- ①かかりつけ医を持つことの重要性と医療機関の適正な受診の周知
- ②館林市と邑楽郡5町の連携による地域医療充実への取組

主な事業

(1)健康寿命延伸のための取組	健康マイレージ事業、がん検診事業、訪問指導事業
(2)感染症予防対策の強化	個別接種事業、感染症対策事業
(3)精神保健体制の充実	手帳・相談・教室事業
(4)疾病の早期発見・早期治療支援の充実	健康診査事業、がん検診事業、訪問指導事業
(5)食育の推進	手帳・相談・教室事業
(6)地域医療サービスの充実	邑楽館林医療企業団負担金、救急医療対策事業

目標指標

指標（行動目標、成果目標）	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
おうらてくてくアプリのポイント付与数	3,035,536 ポイント	4,700,000 ポイント
3歳児健診アンケートにおいて「かかりつけ医がいる」と回答した人の割合	88%	95%

町民に協力してほしいこと

- ・自ら進んで健康づくりに取り組むこと
- ・地域における健康づくり活動に積極的に参加すること



用語解説

食育:食生活における知識や技術の習得を通じた単なる食生活の改善にとどまらず、食を通じたコミュニケーションの実践、自然の恩恵や動植物の命を頂くことへの感謝の念の育成、優れた食文化の継承など広範な内容が含まれます。

8 地域福祉



福祉介護課

～ 地域で支え合う、福祉のまち ～

目標・方向性

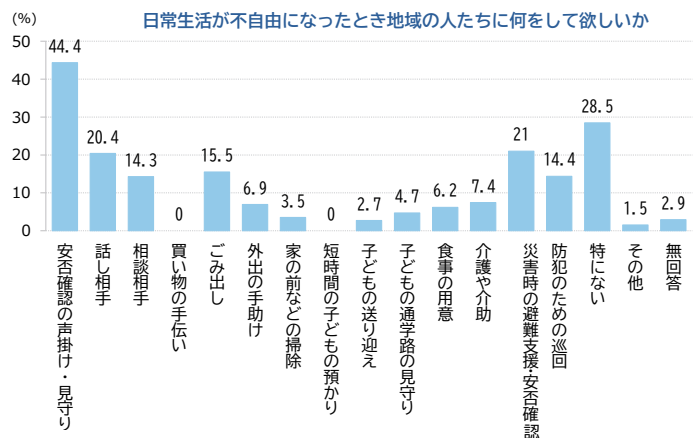
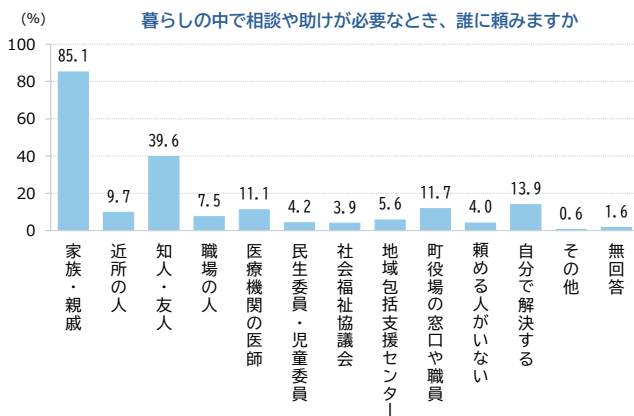
町民の誰もが、家庭や地域のなかでその人らしい自立した生活を送れるように、地域での支え合いや助け合いの体制を整えます。また、地域福祉に関わる団体やボランティアへの支援も行います。

現況・課題

- ・ 少子高齢化や核家族化が進むなか、町民同士の交流やつながりが薄れてきています。このような状況において、要介護者や障がい者といった支援が必要な町民への、自助・共助・互助・公助のバランスが取れた支援体制の充実が求められています。
- ・ 地域住民や民生委員・児童委員、ボランティア団体などの福祉関係者が協力し、共に支え合うコミュニティづくりが求められています。しかし、ボランティア活動や福祉支援における人手不足が課題となっています。

各関係機関は縦割りの状態を避け、それぞれの特色や得意分野を活かして情報を共有し連携を強化するために、ネットワーク化を推進していく必要があります。さらに、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し孤立を防ぐために、医療・介護・地域の関係者による見守り体制や支援体制の整備が必要です。

地域福祉に関する町民意識



資料：第3次邑楽町地域福祉計画・邑楽町地域福祉活動計画

個別計画(関連法規)

「第3次邑楽町地域福祉計画・邑楽町地域福祉活動計画」
 (邑楽町成年後見制度利用促進基本計画、邑楽町再犯防止推進計画)

行政の取組(担当課)

(1) 地域福祉の充実(福祉介護課)

- ①地域における相談窓口体制の充実や関係者と連携した支援体制の構築
- ②社会福祉協議会への継続的な運営補助
- ③各種ボランティア団体の活動支援、民生委員・児童委員など地域福祉を担う人材を確保するために、各団体の活動を町民へ周知

(2) 地域支援事業の充実(福祉介護課)

- ①地域包括支援センターにおける総合的な相談や支援の充実
- ②ひとり暮らしなどの生活に不安を抱える高齢者を対象とした在宅生活を支援する多様なサービスの提供 **New!**
- ③認知症の正しい理解の普及や認知症サポーターの養成など、認知症の人とその家族への支援
- ④高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムの推進
- ⑤地域で助け合う「邑助けネットワーク」の活動に関する財政面の支援

主な事業

(1)地域福祉の充実	社会福祉協議会運営費補助事業、民生委員児童委員活動事業
(2)地域支援事業の充実	介護予防普及啓発事業、生活支援体制整備事業、地域包括支援センター運営

目標指標

指標（行動目標、成果目標）	基準値 （令和6年度）	目標値 （令和12年度）
民生委員・児童委員の研修会回数	13回	15回
介護予防教室参加者数	1,143人	1,300人

町民に協力してほしいこと

- ・地域福祉活動について理解を深め、地域全体で互いに助け合う活動への参加
- ・自分の暮らす地域を良くしたいという主体性に基づく、地域活動への積極的な参加
- ・介護予防のための健康教室への積極的な参加
- ・認知症などの高齢者やその家族を支える地域活動への協力



9 高齢者福祉



福祉介護課
住民保険課

～ 高齢者がいきいきと暮らせる、住みよい地域社会へ ～

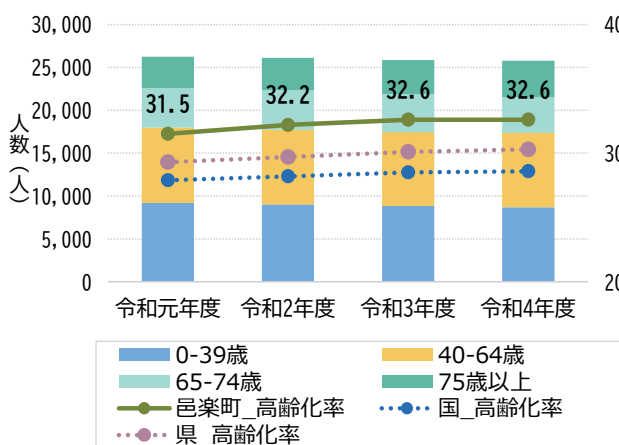
目標・方向性

高齢者が住み慣れた地域で、安心して元気に自立した暮らしを続けられるよう、保健、福祉及び医療の環境を整え、地域の支援体制を強化します。

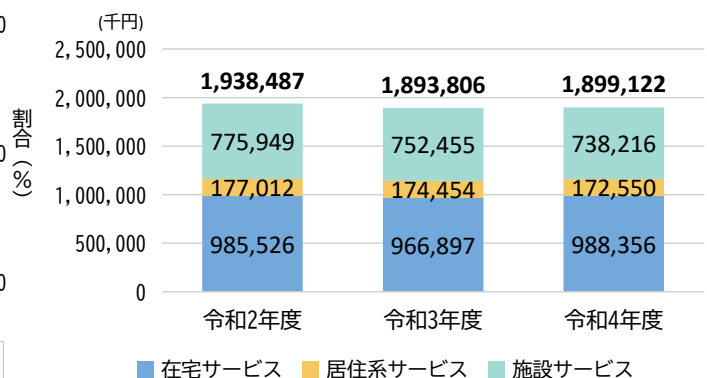
現況・課題

- ・本町における高齢者人口(65歳以上)は、令和7年(2025年)3月末で8,500人となっており、総人口の33.4%を占めています。平成27年度(2015年度)の5,711人に比べ、2,789人の増加(高齢化率12.2%増加)を示しており、今後も増加が予測されています。
また、医療や介護を必要とする高齢者の増加により、高齢者医療費などが増大しています。高齢者が、介護や支援を必要としない暮らしが続けられるよう、身体機能の維持や悪化を防ぐ予防活動を行うことで高齢者の健康寿命を延ばし、高齢者の医療費増大に歯止めをかける必要があります。
- ・介護サービスなど、さまざまな支援を必要とする高齢者が増加するなか、高齢者を支える担い手が不足しています。今後も介護需要が見込まれるなかで、事業所介護職員の人材確保が必要です。また、申請者を公正に認定するとともに、利用者が真に必要なサービスを受けられるようにする必要があります。
- ・高齢者のコミュニケーション活動の拠点となる高齢者福祉施設は、民間を含めて「福祉センター寿荘」のみとなっていますが、施設の老朽化が課題となっています。

人口の変化と高齢化率



邑楽町の介護費用の状況



資料：住民基本台帳 資料：第9期邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

個別計画(関連法規)

「第9期邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」

行政の取組(担当課)

(1) 生きがい対策の推進(福祉介護課)

- ①地域での高齢者の生きがいや健康づくりを推進するための老人クラブの運営活動の支援
- ②介護予防と生きがいづくりを促進する介護予防ボランティア事業の周知
- ③企業等退職者や専門知識を有する元気な高齢者を人的資源とした就労機会が提供できるよう、高齢者活力センター運営事業の継続
- ④高齢者同士や地域との交流の場の充実、自主サークルなどの支援・推進

(2) 高齢者福祉施設整備の推進(福祉介護課)

- ①高齢者のコミュニケーション活動の拠点となっている「福祉センター寿荘」の施設整備や利便性向上による、各地域における高齢者の交流促進 **New!**

(3) 後期高齢者医療制度の適正な運営(住民保険課)

- ①健康意識向上の指導・啓発、身近な場所で健康づくりに参加できる環境づくり
- ②後期高齢者医療保険料の一人一人に即した対応、収納率の向上

(4) 介護保険制度の適正な運営(福祉介護課)

- ①適正な介護認定のための認定調査員の研修の継続的な実施や認定調査事務の効率化の検討
- ②需要が高まる介護保険サービスの安定的な事業運営、ニーズに応じた提供体制の確保

主な事業

(1)生きがい対策の推進	高齢者活力センター運営事業、地域介護予防活動支援事業
(2)高齢者福祉施設整備の推進	福祉センター管理運営事業、福祉センター整備事業
(3)後期高齢者医療制度の適正な運営	医療費適正化対策事業、健康診査等事業
(4)介護保険制度の適正な運営	介護認定事業、介護給付等費用適正化事業

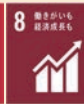
目標指標

指標（行動目標、成果目標）	基準値 （令和6年度）	目標値 （令和12年度）
介護予防サポーター登録者数	60人	100人
後期高齢者健診受診率（人間ドック含）	44%	50%

町民に協力してほしいこと

- ・健康を心がけた生活習慣の見直しや定期的な健康診査の受診
- ・地域の居場所づくり・支え合いの推進





～ 障がいのある人が地域のなかで安心して自分らしく暮らせるまち ～

目標・方向性

障がいのある人が、地域のなかで安心して自立した生活を送り、社会活動に参加できる環境を整えるため、「邑楽町障がい者福祉計画」に基づき、医療や福祉サービスの充実、啓発活動の推進、生活環境の整備など、地域住民や関係機関と連携しながら、きめ細かく総合的な施策を推進します。

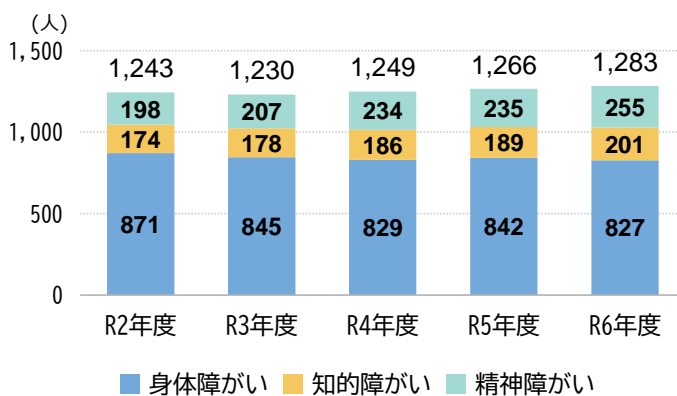
現況・課題

- ・本町の障害者手帳所持者数は、令和6年度（2024年度）で1,283人となっており、令和2年度（2020年度）の1,243人と比べて、40人増加しています。総人口に対する出現率も上昇し、令和元年度末4.64%から5.04%へ増加しています。身体障がい、知的障がい、精神障がいなどの障害の特性により、日常での生活課題が多岐にわたっています。

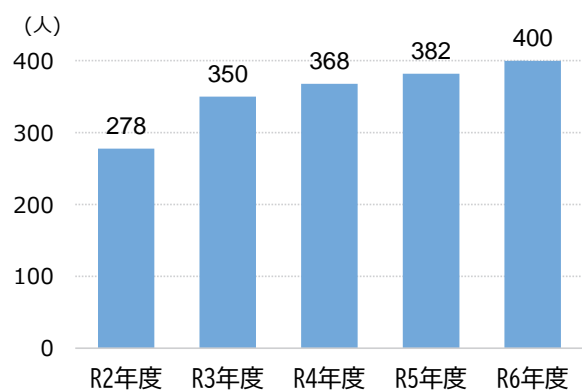
障がい者が住み慣れた地域社会で健やかに安心して生活が送れるように、引き続き関係機関と連携して障がい者やその家族が必要とするサービスを適切に提供していく必要があります。

- ・核家族化の進行や障がい者及び保護者の高齢化、また、障害の重度化などが見られるなかで、町民の障がい者への正しい理解を深め、障がい者を地域で支えることが求められています。

障害者手帳所持者数



自立支援医療受給者数



資料：福祉介護課

個別計画(関連法規)

- 「邑楽町障がい者福祉計画」
- 「第7期邑楽町障害福祉計画」
- 「第3期邑楽町障害児福祉計画」

行政の取組(担当課)

(1) 保健・福祉・医療体制の充実(福祉介護課)

- ①障がい者への早期対応、重症化を防ぐための保健、福祉、医療の適切な連携
- ②相談支援事業所や基幹相談支援センターなどの関係機関と連携した相談支援体制の充実 **New!**
- ③発達障がいなどに関する専門員による保健センターや医療機関と連携した早期発見と早期支援
- ④障がい者の在宅生活を支援するための訪問介護、生活サポート、福祉タクシー制度などの充実
- ⑤障がい者やその家族が必要とする経済的・精神的支援や各種情報の提供

(2) ボランティア活動の支援(福祉介護課)

- ①社会福祉協議会との連携によるボランティア体験機会の提供、各種団体の育成や活動支援
- ②手話通訳などのボランティアの育成、地域で障がい者を支える共生社会づくり

(3) 社会参加の促進(福祉介護課)

- ①学校や地域における障がい者福祉の教育や相互交流による思いやりの心を育む教育の推進
- ②障害者就業・生活支援センターや町内事業所などの関係機関と連携した障がい者の就労支援
- ③障がい児が自立するための療育や生活能力向上訓練、放課後の居場所などのサービス提供

主な事業

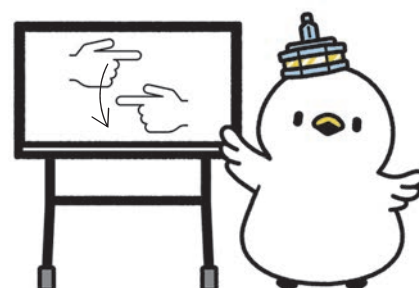
(1)保健・福祉・医療体制の充実	療養介護医療サービス事業、自立支援医療事業 介護給付・訓練等給付事業、地域生活支援事業
(2)ボランティア活動の支援	地域生活支援事業
(3)社会参加の促進	介護給付・訓練等給付事業

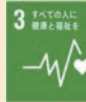
目標指標

指標（行動目標、成果目標）	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
介護給付及び訓練給付の利用者数	3,308人	3,800人
手話奉仕員養成講座修了者数	12人	15人

町民に協力してほしいこと

- ・障がいの有無にかかわらず交流を図ることでの相互理解
- ・障がいについての正しい知識と偏見や差別のない社会づくり
- ・日常生活における地域の障がい者の見守りや必要に応じた支援





～ 激甚災害への備えと地域防災力の強化 ～

目標・方向性

台風、豪雨、地震、火災などの災害から町民の生命及び財産を守るため、災害予防及び被害抑制を図り、発災時に迅速かつ的確に対応できる体制や、消防、救急及び救助の体制を整えます。

現況・課題

- ・急激な気候変動などを原因とする大規模災害が多発しているなか、風水害、震災などの災害対応の基本となる「邑楽町地域防災計画」や防災ハザードマップ、「邑楽町国土強靱化地域計画」に基づき、総合的な防災体制の構築を進める必要があります。
- ・防災に対する自助の力を高めるとともに、自主防災組織の育成など、地域の共助の体制も強化する必要があります。また、民間企業との連携強化や防災対策のDX化の検討も必要です。
- ・町内での消防及び救急体制は、常備消防の1市4町で構成する館林地区消防組合（邑楽消防署）と非常備消防の邑楽消防団が担っています。人口減少や被雇用者の増加などにより消防団員のなり手が不足し、充足率が98.3%（団員数119名／定員121名）となっています。このため、新規団員勧誘や継続へ向けての取組や組織体制の効率化などを検討していく必要があります。
- ・救急出動件数は、ひとり暮らしの高齢者の増加、真夏の気温上昇などの要因から増加傾向にあります。今後も高齢化の進行などにより救急出動の増加が見込まれることから、救命救急処置の高度化や、救命率向上のための救命講習の実施など、救護能力の一層の向上を図る必要があります。

過去の主な災害記録(過去20年)

年	月 日	記 録
平成 20 年 (2008 年)	7 月 25 日	突風・大雷雨・雹害 住家被害 22 棟など、農作物の被害甚大
平成 21 年 (2009 年)	7 月 27 日	突風 狸塚地内で発生 住家以外の被害 5 件
平成 23 年 (2011 年)	3 月 11 日	東日本大震災 震度 5 強 人的被害 2 名、家屋一部破損 1,210 棟
	6 月 21 日	突風 鶉、中野地内 住家被害 64 棟、住家以外の被害 70 件
平成 26 年 (2014 年)	2 月 14 日	大雪 住家被害 127 棟、住家以外への被害 195 件
令和 元年 (2019 年)	10 月 11～13 日	令和元年東日本台風 住家一部破損 2 棟

災害に関連する各種協定一覧

公共機関・自治体	国土交通省関東地方整備局、群馬県、大泉警察署など
民間企業・NPO・団体	27 団体

資料：総務課

個別計画(関連法規)

- 「邑楽町地域防災計画」
- 「邑楽町国土強靱化計画地域計画」
- 「邑楽町国民保護計画」
- 「邑楽町災害廃棄物処理計画」
- 「邑楽消防団再編成実施計画」

行政の取組(担当課)

(1) 地域の防災力の向上(総務課)

- ①町民の防災意識の向上、個人の避難行動指針となるマイ・タイムラインの作成支援、自主防災組織の強化などによる地域の防災力の強化

(2) 災害応急体制の整備(総務課)

- ①県、消防署などの関係機関と連携した、災害の早期の情報収集や避難情報の発令
- ②防災行政無線やホームページ、SNS、県総合防災情報システムを活用した災害情報提供
- ③周辺市町や民間団体、企業などとの災害協定締結などの協力体制の構築
- ④防災ハザードマップや各種計画及びマニュアルの適切な策定・更新及び計画等に基づいた環境整備の推進、防災対策のDX化の検討 **New!**

(3) 消防力の充実・強化(総務課)

- ①「邑楽消防団再編成実施計画」に基づく組織体制の効率化、消防団が活動しやすい環境の整備
- ②常備消防(消防署)、非常備消防(消防団)、自主防災組織間の協働による地域の防災力強化
- ③館林地区消防組合(邑楽消防署)や各医療機関との連携強化による重症患者などの緊急搬送体制の充実や救命率向上
- ④町民に対する救命講習の実施や救急車の適正利用の啓発

主な事業

(1)地域の防災力の向上	災害対策支援事業
(2)災害応急体制の整備	災害対策事業
(3)消防力の充実・強化	常備消防事業、非常備消防事業、消防施設事業

目標指標

指標(行動目標、成果目標)	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
災害協定締結数	33 団体	40 団体
防災訓練・教室を実施する行政区数	2 行政区	34 行政区

町民に協力してほしいこと

- ・水や食糧、日用品などの備蓄とマイ・タイムラインの作成
- ・防災訓練や救命講習などへ参加し、知識や技術の習得

用語解説

マイ・タイムライン:住民一人一人の防災行動計画。台風などの接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身とる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動の一助とするもの。

12 安全対策



総務課

～ 防犯や交通安全など町民が安全・安心に暮らせるまち ～

目標・方向性

安全で安心して暮らせる地域社会とするため、犯罪及び非行を防止する体制及び環境を整えるとともに、交通事故から町民の尊い命を守るため安全な環境の整備や安全な行動の啓発に努めます。

現況・課題

- ・本町の刑法犯認知件数は直近5年間を見ると、減少傾向にあったものが再び増加に転じています。本町に限らず、窃盗などの従来型の犯罪に加え、高齢者や子ども・女性が被害に遭う犯罪や、IT機器を駆使した犯罪などが増加しています。また、特殊詐欺の手口は日々複雑化かつ巧妙化しており、被害は高齢者に多く見られるものの、比較的若い世代が被害に遭う事例も見られます。犯罪のない安全で安心して暮らせる町を目指し、最新の犯罪事情や防犯情報を町民に提供することで町民の防犯意識の向上を図るとともに、地域ぐるみの防犯活動を推進する必要があります。
- ・本町の交通事故件数は近年100件台で推移しており、車両相互の事故が最も多く、次いで自転車対車両が多くなっています。交通事故のない社会を目指し、大泉警察署、大泉交通安全協会などの関係機関などと連携し、交通安全意識の向上を図るとともに、交通弱者といわれる子どもや高齢者に対する交通安全教育を推進することが求められています。また、自転車に関する交通違反罰則規定の強化に伴い、自転車利用者に対する交通事故防止や交通ルール遵守の啓発を強化する必要があります。加えて、全国各地で高齢者が自動車の操作を誤り事故につながるケースが多発しており、その対策も必要です。

令和6年（2024年）交通人身事故発生状況

管轄署	市町名	件数	死者数	傷者数
大泉	邑楽町	113	1	138
	大泉町	172	1	196
	千代田町	38	—	50
館林	明和町	41	—	50
	板倉町	29	—	38
	館林市	252	4	297
太田	太田市	1,161	4	1,395
県全体		9,059	49	11,195

防犯カメラ補助交付件数

令和5年度	令和6年度	令和7年度
23件	33件	54件

※令和7年度は、8月4日現在の申請件数

資料：総務課

個別計画(関連法規)

- 「第11次邑楽町交通安全計画」
- 「邑楽町通学路交通安全プログラム」



行政の取組(担当課)

(1) 防犯体制・活動の推進(総務課)

- ①「邑楽町安全安心まちづくり推進条例」に基づく、町民、企業と協働による防犯体制づくり
- ②警察、防犯協会、学校、行政区などと連携した、犯罪や防犯に関する情報の積極的な発信
- ③地域の防犯力を高めるための防犯講座や広報活動の充実
- ④住民参加型の自主防犯パトロール活動(邑楽町てくてくパトロール)をはじめとした、地域ぐるみの防犯活動の推進 **New!**

(2) 犯罪や非行を防止する環境整備の推進(総務課)

- ①暗所などの危険箇所解消のため、行政区からの要望などを参考にした防犯灯の設置や維持管理
- ②公園や学校周辺への防犯カメラの設置など、犯罪や非行を未然に防止する環境づくり
- ③特殊詐欺対策機器等購入費補助制度や家庭用防犯カメラ設置費補助制度の活用促進 **New!**

(3) 交通安全対策の推進(総務課)

- ①小学生への交通教室及び自転車教室の継続実施と、中高生の自転車交通ルール、マナー向上啓発
- ②PTAによる旗振り当番など地域ぐるみの活動の支援、通学路の交通安全対策強化
- ③交通指導や誘導、交通教室への協力などを行う交通指導員の適切な人員確保と資質向上を図るための講習会、研修などの実施

(4) 安全な交通環境の整備(総務課)

- ①警察及び道路管理者と連携した交通安全施設の設置など、交通事故の起こりにくい環境づくり
- ②警察、教育委員会、道路管理者などと連携した通学路安全対策の推進

目標指標

(1)防犯体制・活動の推進	防犯対策事業
(2)犯罪や非行を防止する環境整備の推進	防犯灯設置事業
(3)交通安全対策の推進	交通安全活動推進事業
(4)安全な交通環境の整備	交通安全施設整備事業

目標指標

指標(行動目標、成果目標)	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
邑楽町てくてくパトロール登録者数	0人	150人
家庭用防犯カメラ設置総件数	56件	200件

町民に協力してほしいこと

- ・自己防犯力の強化
- ・交通ルールの遵守
- ・地域ぐるみでの見守り活動

用語解説

刑法犯認知件数:刑法に規定されている犯罪(殺人、窃盗、詐欺など)を警察が認知した件数。必ずしも犯罪発生件数と一致するとは限らない。



～ 町民の生活上のさまざまな不安や悩みなどの解消支援 ～

目標・方向性

町民の生活上のさまざまな不安、悩みなどについて不安解消及び問題解決が図れ、安心して安全な生活を営むことができるよう相談体制を整えます。

現況・課題

- ・社会情勢や生活環境の変化に伴い、町民の抱える問題は、遺産相続、離婚やDV、近隣トラブル、多重債務問題など多岐にわたり、相談内容も複合的な問題が増えています。
現在、弁護士による法律相談を毎月1回開催しているほか、さまざまな悩みを抱える女性が相談しやすいよう女性弁護士による法律相談も毎月1回行っています。
今後も多様化する生活上の諸問題に迅速かつ適切に対応できるよう、人権相談・行政相談・法律相談などの体制を整えるとともに、制度や仕組みを周知することが必要です。
- ・近年、高齢者の弱みにつけこんだ詐欺や訪問販売などの悪質商法が増加しているほか、若い世代も含めて通信販売における相談が最も多く、トラブルも生じています。
「邑助けネットワーク」と連携し、消費者安全確保地域協議会の活動として見守り体制を強化することで高齢者などの消費者被害を防ぐことが重要です。
また、学校などと連携しながら重点的に若年者の消費者教育を実施する必要があります。
- ・デジタル化が進む一方で、消費者自身における情報セキュリティ意識啓発が必要です。また、インターネットを利用しない人や十分に活用できない人に対し、多様なコンテンツでの情報提供なども求められています。

個別計画(関連法規)

—

行政の取組(担当課)

(1) 相談事業の推進(住民保険課)

- ①法律相談の相談時間や回数など、町民がより利用しやすい相談体制づくり
- ②人権相談・行政相談など各種相談事業との連携を図り、複雑な相談にも対応できる体制づくり
- ③町民がより安心して相談できる相談スペースの充実や定例相談事業の情報発信
- ④相談に適切に対応できる相談職員の教育や研修への参加

(2) 消費者の安全対策の推進(商工振興課)

- ①出前講座の開催など、各年齢層に合わせた身近なトラブルや消費者被害などの最新情報の提供
- ②消費生活相談員のスキルアップ研修の充実、法律相談をはじめとした専門家との連携強化
- ③必要に応じて事業者との間に入り妥当な解決に向けて交渉することで問題の早期解決を支援
- ④学校と連携し、授業を通じて計画的に消費者教育を推進 **New!**

主な事業

(1)相談事業の推進	相談事業
(2)消費者の安全対策の推進	消費者行政事業

目標指標

指標（行動目標、成果目標）	基準値 （令和6年度）	目標値 （令和12年度）
法律相談利用者件数	112件	144件
消費生活に関する啓発活動や情報提供の回数	28回	36回

町民に協力してほしいこと

- ・さまざまな不安、悩みなどをひとりで抱え込まず、気軽に相談
- ・消費者トラブル事例の把握など、被害に遭わないための自己防衛
- ・地域や消費者団体同士で連携・協力した消費生活活動の推進



用語解説

消費者安全確保地域協議会：高齢者や障がい者など、消費生活上特に配慮が必要な方を消費者被害から守るため、地方公共団体と地域の関係機関が連携して見守り活動を行う組織。



～ まちの活力を生む産業の育成や企業誘致の好機への準備 ～

目標・方向性

地域経済の安定及び雇用を確保するため、既存事業者の育成や、若い世代の起業を支援するとともに、今後、新たな企業誘致の好機を見据えた準備を進めます。また、多様化する就業ニーズや働き方に応えるため、若い世代や子育て世代も町に住みながら働ける機会を増やすことに努めます。

現況・課題

- ・町内の事業者は、小規模な製造業や建設業などが多く、事業者数は減少傾向にあります。資金面の課題のほか、事業者の高齢化や人材不足の問題も深刻化しており、事業者への支援が必要です。
- ・優良な企業を誘致し、町の産業振興と雇用機会の拡大を図るため、産業立地に向けた各種調査や調整などを進め、好機を逃さないようにすることが重要です。
- ・若い世代が町内で起業しやすい環境を整えるため、県や企業などと連携した取組が必要です。
- ・周辺市町への大型商業施設の立地、通信販売や宅配サービスなどの拡大で、町内の既存商店の販売力は低下しています。大型店と差別化したサービス提供やDX対応の支援が必要です。
- ・正規雇用に就けない若者、育児のために共働きできない世帯、ひとり親世帯の育児と仕事の両立、介護と仕事の両立など、現代社会の抱える問題が顕在化しており、ワーク・ライフ・バランスの観点からも、就労支援や勤労者福祉の充実が求められています。

個別計画(関連法規)

- 「創業支援等事業計画」
- 「経営発達支援計画」
- 「先端設備等における導入基本計画」
- 「事業継続力強化支援計画」

行政の取組(担当課)

(1) 町内事業者への支援(商工振興課)

- ①商工会と連携した町内中小企業の求人情報の一元化と大学や高校、専門学校への情報提供
- ②「経営発達支援計画」に基づく、販路拡大や雇用確保、生産性向上に対する支援の推進
- ③経営安定、設備投資などの中小企業の資金繰りに応需するための制度融資の推進
- ④住宅リフォーム補助金制度事業の促進による、町内建築関連事業者の事業振興を継続

(2) 企業イノベーションや創業の支援(商工振興課)

- ①新規事業や新分野への事業展開を見据えた異業種間交流のための企業情報交換会の開催
- ②新技術開発や新製品開発、新規事業や新分野参入など、企業のイノベーションの支援
- ③「創業支援等事業計画」に基づく相談窓口強化、制度融資や補助金などを通じた創業支援

(3) 企業誘致の推進(商工振興課)

- ①利根川新橋建設や周辺市町での産業団地開発を本町の成長機会と捉え、産業の振興・雇用創出に資するよう県や関係機関と戦略的に連携
- ②「邑楽町企業立地奨励金交付要綱」に基づく進出企業の支援

(4) 商業の活性化(商工振興課)

- ①新商品開発推進補助金などを利用した地域活性化に資する商品やサービス開発の支援
- ②商工会と連携し「おうらブランド認証」などを活用した、魅力ある商品販売戦略の支援

(5) 就労の支援(商工振興課)

- ①「ぐんま若者サポートステーション」と連携した、若者の就職やキャリアアップの支援 **New!**

(6) 勤労者支援の充実(商工振興課)

- ①群馬県が進める「群馬県いきいき G カンパニー認証制度」の PR と推進支援
- ②勤労者の法定外福利厚生などの支援制度の拡充 **New!**

主な事業

(1)町内事業者への支援	商工支援事業、中小企業振興資金、小口資金
(2)企業イノベーションや創業の支援	ぐんま技術革新チャレンジ事業、小規模企業振興事業
(3)企業誘致の推進	企業立地推進事業
(4)商業の活性化	コハクペイ事業、新商品開発研究推進事業、創業支援補助金事業
(5)就労の支援	労働対策事業
(6)勤労者支援の充実	勤労者福利厚生事業、勤労者生活資金、共同福祉施設管理事業

目標指標

指標（行動目標、成果目標）	基準値 （令和6年度）	目標値 （令和12年度）
町制度融資に係る融資金額（商・工業関係）	46,010 千円	65,150 千円
企業誘致数	0	1

町民に協力してほしいこと

- ・町内での買い物を心がけることでの町内の活性化支援
- ・「コハクペイ」の積極的な活用



用語解説

ワーク・ライフ・バランス:仕事(ワーク)と生活(ライフ)の調和(バランス)がとれた状態。

ぐんま若者サポートステーション:厚生労働省が15歳~49歳までの働くことに悩みを抱えている方に対して職業的自立ができるよう、就労支援を実施する事業。

群馬県いきいき G カンパニー認証制度:群馬県が、育児、介護と仕事の両立、職場における女性の活躍推進、従業員のワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組む事業所を認証する制度。



～ 新たな時代における「農業のまち」の再生 ～

目標・方向性

農業の持つ多面的機能の保全、活用を進め、産業として自立できる農業経営の安定を確立します。

現況・課題

- ・農業は本町の伝統的な産業であり、現在も穏やかな田園風景が残るなど、未だ多くの町民が「農業のまち」というイメージをもっています。
一方で、小規模農家も多く、高齢化に伴う離農、農畜産物の価格の低迷などによる経営環境の悪化により新規就農者が伸び悩んでおり、農家人口が減少しています。
今後も引き続き農業経営の改善を支援するとともに、地域の農業経営環境の実情に即した担い手の育成や新規就農者の確保が必要です。また、農畜産物の高付加価値化及び6次産業化、販路拡大などを推進し、経営の安定を図ることも求められています。
- ・近年、有害鳥獣による農作物被害が町内でも頻発しています。家畜伝染病発生も懸念されるため農業経営の不安定要因となっています。これらの被害は広域にわたるため、農家個々の対応では限界があり、予防を含めた対策が必要となっています。
- ・農村環境は、高齢化や担い手不足などにより土地改良未実施地区では、用排水路の維持管理が十分でなく、農業機械の大型化に対応できていない場所があります。今後、生産性向上に向けて地域の状況に応じた対策を検討していく必要があります。

個別計画(関連法規)

- 「地域計画」
- 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」
- 「邑楽町鳥獣被害防止計画」

行政の取組(担当課)

(1) 持続可能な農業経営の確立(農業振興課・農業委員会)

- ①認定農業者などの確保や農業経営の法人化など、地域の実情に応じた経営体の育成
- ②ICTやAI、ロボット技術などのスマート農業機器を活用した効率化、省力化の推進 **New!**
- ③有害鳥獣被害の防止対策や、県と連携した家畜伝染病などの発生予防と防疫体制の強化
- ④農業経営の安定を図るため、利子補給などの措置がある低金利な制度融資の活用促進
- ⑤担い手の確保及び育成に向けた関係機関との連携
- ⑥環境負荷低減農業の推進や、低コスト生産などについての情報発信 **New!**
- ⑦農地の有効活用などを目的とした農業公社の検討、研究 **New!**



(2) 農畜産物の高付加価値化と6次産業化の推進(農業振興課)

- ①指定野菜等の生産者や新規就農者への支援
- ②安定的で高品質な農畜産物の周年供給体制の確立
- ③邑楽町農畜産物処理加工施設(あいあいセンター)の設備改善の促進
- ④地元農畜産物の高付加価値化及び6次産業化の推進と販売促進による地域活性化
- ⑤邑楽館林農業協同組合と連携した「農産物直売所 でんえんマルシェ」への出荷を目指す施設園芸の推進
- ⑥地元農畜産物の学校給食や飲食店などでの積極使用を促す地産地消の推進
- ⑦町内外のイベントや、邑楽町地産地消協議会と連携したイベントなど、地元農畜産物の一層のPR
- ⑧周辺市町や邑楽館林農業協同組合などと連携した農業体験の推進

(3) 農村環境の保全と改善(農業振興課)

- ①生産性向上のための農道拡幅や用排水路整備、大区画化ほ場整備や農業用施設の維持補修などの支援
- ②集落道路や農業用道路、集落排水などの生活環境基盤の整備
- ③「多面的機能支払交付金事業」を活用した、農村地域のコミュニティの充実

主な事業

(1)持続可能な農業経営の確立	農業用機械購入費補助事業、農業制度資金利子補給事業 有害鳥獣対策事業、農地中間管理事業推進事業
(2)農畜産物の高付加価値化と6次産業化の推進	おうらブランド事業、地産地消事業
(3)農村環境の保全と改善	小規模農村整備事業、多面的機能支払事業 農業用排水路等管理事業

目標指標

指標(行動目標、成果目標)	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
認定農業者数	152人	160人
おうらブランド認証品数	104品	150品

町民に協力してほしいこと

- ・農業を身近で愛着あるものと理解し、率先して町内産農畜産物の購入や消費、知人などへのPR
- ・農地の保全や適正な管理、周辺住民への生活環境に配慮
(収穫後の稲わらや麦わらは、圃場で燃やさずにすき込むなど)

用語解説

認定農業者:農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した農業経営を目指すために作成する「農業経営改善計画書」(5年後の経営目標)を提出して、市町村などから認定(複数市町村で農業を営む農業者の場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定)を受けた農業者のこと。

16 タウンプロモーション



商工振興課
企画課

～ 暮らす・訪れる・つながる町へ ～

目標・方向性

町民のシビックプライド醸成や移住を含む交流人口拡大に向けて、魅力的な観光拠点やイベント、特産品、暮らしや生活に関する町の魅力などを町内外に積極的かつ戦略的に発信・PRします。

現況・課題

- ・本町には、白鳥の飛来する多々良沼（ガバ沼）や多々良沼公園、「シンボルタワー未来 MiRAi」をはじめ、神社仏閣などの文化的観光資源も多数存在しています。また、「おうら祭り」など四季折々のイベントなども交流人口の増加につながっています。

町の特性を活かしたイベント開催や新たな観光資源の発掘、また、近隣市町や隣接県と連携した周遊観光コンテンツ開発が求められます。なお、首都圏からの誘客を促進するため、各種イベントの来場者分析を行い、誘客に向けた施策が求められます。

- ・本町は、観光資源のほかにもたくさんの魅力があります。比較的災害リスクの少ないことや、子育てや教育の方針、また、交通アクセス性、魅力的な農作物や特産物などの要因から、「住みやすい」という町民の割合が多くなっており、民間の住みやすさランキングにおいても群馬県内で上位の評価を得ています。

これらのことを町内外へ今まで以上に積極的に発信・PRしていくことで、町民のシビックプライドの醸成に加え、転入（移住）希望者の増加を目指していく必要があります。

- ・「広報おうら」は、わかりやすさや興味深さなど、「全国広報コンクール」においても高い評価を得ています。また、ホームページに加え、町公式 LINE や SNS など、さまざまな媒体を活用した広報も行っています。今後も、これらの情報ツールを有効活用するとともに、ケーブルテレビや新聞社などの地域のマスメディアや動画配信者、周辺市町などと協働、連携しながらプロモーション活動を実施していくことが重要です。
- ・本町の公認マスコットキャラクター「オーランドさん」は、子どもたちからの人気も高く、愛郷心を育む効果があるため、今後は町外への広報活動にも積極的に活用していくことが必要です。

個別計画(関連法規)

—

行政の取組(担当課)

(1) 魅力ある観光コンテンツ(商工振興課)

- ①多々良沼公園やシンボルタワーなどを活用した滞留時間延長や観光消費額増大施策の展開 **New!**
- ②農業振興課と連携した邑楽町産品の認知度向上とブランド化の推進
- ③町の名物や特産物づくりに取り組む事業者の支援
- ④邑楽館林農業協同組合と連携した農地を活用した体験農業など、観光資源の開発の推進

(2) 広域周遊観光(商工振興課)

- ① 4県境界地域交流促進意見交換会への積極参画と新たな周遊観光コンテンツ開発
- ② 両毛広域都市圏総合整備推進協議会の市町と連携した広域プロモーション活動や周遊イベントの推進

(3) 町の魅力の発信とイメージ向上(商工振興課・企画課)

- ① 「オーランドさん」や観光大使による魅力発信やマスメディアを活用した PR の推進 **New!**
- ② 広報紙やホームページ、町公式 LINE など、多様な手段を活用した効果的な広報活動の展開
- ③ 観光パンフレット「邑楽日和」の定期更新を行い、町外へ町の魅力を発信
- ④ 本町へ移住定住してみようと思えるような情報の町外への積極的な発信と町外ニーズの把握
- ⑤ 本町の新たな関係人口を創出するための取組と移住定住施策の推進 **New!**

主な事業

(1)魅力ある観光コンテンツ	観光事業
(2)広域周遊観光	シンボルタワー管理運営事業
(3)町の魅力の発信とイメージ向上	おうら祭り事業、産業振興推進事業、移住定住支援事業

目標指標

指標（行動目標、成果目標）	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
観光入込客数 県内・(県外)	138,346人 (40,997人)	160,000人 (48,000人)
町公式 LINE の登録者数	2,133人	4,500人

町民に協力してほしいこと

- ・町の魅力やマスコットキャラクター「オーランドさん」などの SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した魅力発信の支援



用語解説

シビックプライド:町民が自分たちの町や地域に対して持つ誇りや愛着。

17 土地利用



都市計画課
農業振興課
農業委員会
建設環境課

～ 暮らしやすい環境づくりのための計画的な土地利用 ～

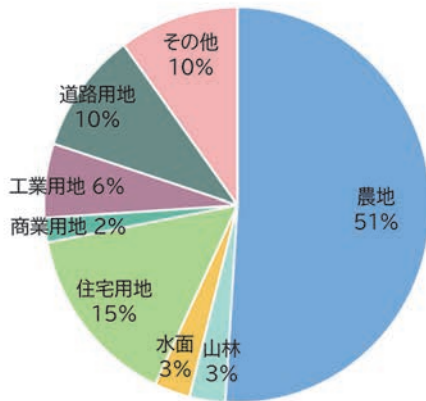
目標・方向性

本町の魅力である田園や水辺、平地林が織りなす自然環境と調和して、住宅用地や産業用地を適正に確保するために、秩序ある計画的な土地利用及び市街地整備を進めていきます。

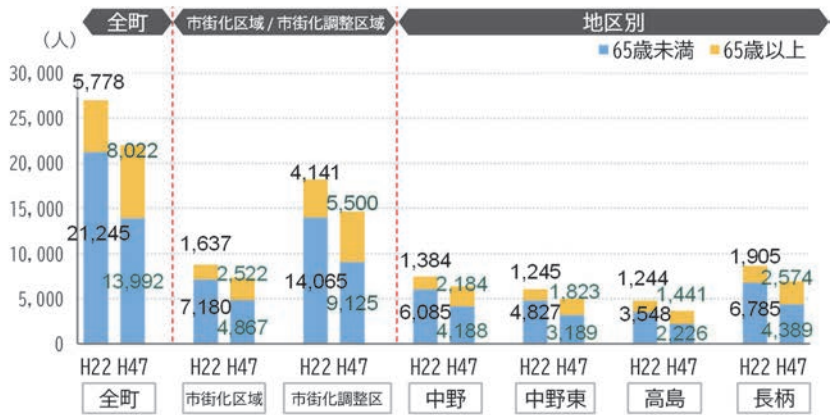
現況・課題

- ・本町の土地利用は、町域面積の約 50%を農地が占めており、住宅用地は約 15%となっています。都市的土地利用と自然環境が調和した秩序ある計画的な土地利用を進めていく必要があります。
- ・人口減少が進むなかで効率的な都市運営を行うため、無秩序な市街地拡大を抑制し、秩序ある計画的な土地利用と、生活に必要な機能を集約したコンパクトなまちづくりが必要となっています。
- ・市街化調整区域に位置する高島地区や長柄地区では、生活拠点を維持するため、暮らしやすさと環境保全の両側面から、土地利用方策の検討が求められています。
- ・産業振興のための新規産業用地の確保について、計画的な検討を進めていく必要があります。
- ・公園は、遊びやイベント、防災などの役割を担っているため、適正な維持管理が必要です。

邑楽町の土地利用の状況



地区別人口の推計



資料：令和3年度（2021年度）都市計画基礎調査

資料：邑楽町都市計画マスタープラン

個別計画(関連法規)

- 「邑楽町都市計画マスタープラン」 「邑楽町立地適正化計画」 「邑楽農業振興地域整備計画」
「邑楽町森林整備計画」 「鶉土地区画整理事業事業計画」 「邑楽町公園施設等長寿命化計画」

行政の取組(担当課)

(1) 都市的土地利用の促進(都市計画課)

- ①「邑楽町都市計画マスタープラン」などに基づくコンパクトな市街地形成の施策の推進
- ②産業振興施策と連携した新たな産業用地の拡大に向けた検討や調整の推進
- ③土地利用の規制誘導方策やまちづくり事業における町民と行政の協働体制の構築

(2) 自然的土地利用の保全(農業振興課・農業委員会)

- ①市街化調整区域における優良農地や平地林の保全
- ②まちづくり全体との調和を図った農用地区域の指定
- ③農地中間管理機構などの関係機関と連携した遊休農地減少と活用の推進
- ④農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールや利用意向調査の実施

(3) 快適な市街地や生活拠点の形成(都市計画課)

- ①多々良駅近傍の鶉地区土地区画整理事業の継続による健全な市街地の形成
- ②市街化調整区域の既存集落における「まちのまとまり」を維持するための地区計画制度の活用 **New!**
- ③鉄道会社などと連携のもと、鉄道駅の利便性向上に向けた駅及び駅周辺の整備の推進

(4) 公園の整備・活用(建設環境課)

- ①石打地区の「松本公園」の未整備区域約1ha及び鶉土地区画整理事業地内の公園の整備推進
- ②多々良沼公園など都市公園の一部における民間活力の導入を検討
- ③「邑楽町公園施設等長寿命化計画」に基づく公園の遊具や施設の長寿命化などの適正管理

(5) 緑・自然環境保全の啓発(建設環境課・農業振興課)

- ①自然環境の保全に関する理解や知識の普及啓発に向けた情報発信
- ②町民団体と連携した自然体験・レクリエーションプログラムなどによる平地林の活用の検討
- ③町内小中学校の児童生徒などに対する森林環境教育や緑化を推進する「緑の少年団」の活動支援

主な事業

(1)都市的土地利用の促進	国土利用計画事務事業、都市計画基礎調査事業
(2)自然的土地利用の保全	農業振興地域整備促進事業、遊休農地対策事業
(3)快適な市街地や生活拠点の形成	鶉土地区画整理事業、生活拠点事業
(4)公園の整備・活用	公園管理事業
(5)緑・自然環境保全の啓発	緑の少年団育成事業、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業

目標指標

指標(行動目標、成果目標)	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
居住誘導区域内の推定人口割合	36.9%	37.6%
鶉地区の面積整備率	58.4%	69.9%

町民に協力してほしいこと

- ・農地や平地林などの所有者における適切な管理・適正利用
- ・自然環境や緑を保全する意識の向上と公園の適正な利用や維持管理への協力

用語解説

市街化区域：すでに市街地を形成している区域、またはおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を進めるべき区域で、一般的に住宅などの建物が建てやすい区域。

市街化調整区域：市街化区域とは逆に市街化を抑制すべき区域。無秩序な開発を防ぎ、農地や森林などの自然環境を守るため、原則として建物の建築が制限されている区域。

地区計画：地域の特性に合わせて、よりきめ細やかな、まちづくりを行うための計画。建てられる建築物などの規制や緩和を行うことができる。



～ 暮らしやすい良質な住宅・住環境の提供 ～

目標・方向性

町民や転入者にとって、暮らしやすい良質な住宅の供給及び良好な住環境の整備を進めます。

現況・課題

- ・本町には、町が管理する町営住宅2団地101戸のほか、県営住宅1団地54戸があります。既存の公営住宅ストックについては、効率的な維持管理を推進し、低廉で良質な住宅の供給を行う必要があります。一方で、民間住宅については、耐震性に問題がある住宅が少なくないため、耐震性の向上を図る必要があります。
- ・町全域において空き家が増加傾向にあり、令和6年度（2024年度）調査では334件の空き家が確認されています。空き家や空き地は所有者の管理不全により防災や防犯面、景観などの生活環境に悪影響を及ぼしていることから、適正な管理や有効活用を図っていくことが必要です。

空き家等の状態とその戸数(令和6年11月1日時点)

状態	地区(小学校区)	中野 (戸数)	中野東 (戸数)	高島 (戸数)	長柄 (戸数)	合計 (戸数)	割合 (%)
A 建物に目立った損傷はなく、そのままの状態が入居が可能と見込まれる		13	9	21	48	91	27
B 建物に多少の損傷が見受けられるが小規模補修で入居が可能と見込まれる		20	36	18	12	86	26
C 倒壊のおそれはないが、入居には大規模修繕が見込まれる		40	23	16	29	108	32
D 建物の傾き、外壁や屋根などの重度の損傷があり倒壊が懸念される		10	11	2	3	26	8
E 建物が樹木等に覆われてしまっており調査不能		2	2	7	12	23	7
合計		85	81	64	104	334	100

資料: 邑楽町空家等対策計画

個別計画(関連法規)

「邑楽町町営住宅長寿命化計画」

「邑楽町耐震改修促進計画」

「邑楽町空家等対策計画」

「邑楽町環境基本計画」

「邑楽町所有者不明土地対策計画」

行政の取組(担当課)

(1) 町営住宅の整備と要住宅配慮者への支援(建設環境課)

- ①「邑楽町町営住宅長寿命化計画」に基づく既存の町営住宅の適切な修繕
- ②家賃補助制度などの創設により民間住宅も含めたストック数確保の検討
- ③既存の町営住宅の空き室の入居者の集約による適切な維持管理の推進
- ④単身入居の高齢者などが安心して生活できるよう日常の安否確認が行える体制や仕組みづくり
- ⑤定住促進のための各種住宅施策の情報発信

(2) 民間の住宅への支援(建設環境課)

- ①「邑楽町耐震改修促進計画」に基づく、耐震性に問題がある住宅の耐震診断や耐震改修の支援
- ②民間住宅建設及び良好な住宅維持の促進のための住宅支援施策の検討

(3) 空き家の発生抑制と適切な管理の促進(建設環境課)

- ①「邑楽町空家等対策計画」に基づく周知啓発や空家等バンクや空家等対策補助事業などの活用促進
- ②空き家の活用、流通を促進するため空家等対策補助事業の継続実施
- ③管理不全または所有者不明な空き家の適切な管理に向けた法に基づく措置の実施
- ④空き家に関する総合窓口の設置や庁内体制の整備、関係機関と連携及び協力できる体制構築
- ⑤移住相談会及び移住ツアーの開催、県と連携した移住支援 **New!**

(4) 環境美化運動の推進(建設環境課)

- ①自主的な環境美化活動を進める団体などの支援
- ②環境美化意識啓発の推進

主な事業

(1)町営住宅の整備と要住宅配慮者への支援	住宅維持管理事業、町営住宅建設事業
(2)民間の住宅への支援	耐震化推進事業
(3)空き家の発生抑制と適切な管理の促進	空家等対策推進事業
(4)環境美化運動の推進	生活環境委員活動事業

目標指標

指標（行動目標、成果目標）	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
空き家戸数	334戸	334戸
周辺住環境の町民満足度	新規	100%

町民に協力してほしいこと

- ・犬や猫などの飼い方やマナーの順守
- ・住宅の適正な管理、助成事業を活用した木造住宅の耐震化
- ・関係機関や専門家などと相談しながら空き家などの解消、適正な管理



～暮らしやすさと産業振興のための交通利便性の向上～

目標・方向性

市街地の適正な土地利用や産業振興のための機能的かつ安全な道路整備を進めるとともに、誰もが不自由なく移動できる公共交通環境を整えます。

現況・課題

- ・本町には、国道2路線、県道2路線が通り、広域連携軸として道路網の骨格を形成しています。一方、町道は、未整備の都市計画道路や狹隘道路、施設の老朽化などの問題があるため、生活基盤として幹線道路及び生活道路の整備や補修などの適正な管理が必要です。
- ・都市計画道路は、県事業「(仮称)利根川新橋アクセス道路事業」との整合や今後の人口減少を見据えた未整備路線などの計画の見直しをする必要があります。
- ・鉄道は、東武鉄道小泉線の本中野駅（令和6年度（2024年度）1日平均乗降者数 863人）、篠塚駅（同 215人）の2駅があります。また、鶉地区に隣接する館林市には、東武鉄道伊勢崎線の多々良駅（同 534人）があります。町外への通勤通学の重要な交通手段として、サービスの維持、また、駅構内及び駅前空間のバリアフリー化が求められています。
- ・公共バスは、館林市外四町地域公共交通会議（館林市、板倉町、明和町、千代田町及び邑楽町）にて「館林都市圏地域公共交通計画」を策定し、広域の公共交通ネットワークの形成と維持を図っています。今後も公共交通の維持を図るため広域的な対策を継続する必要があります。また、町内では、高齢者や中高生などの移動手段となる町内循環線を運行していますが、利用者数は少ない状況です。利便性向上など、利用者増加策を検討する必要があります。

主な交通網



個別計画(関連法規)

「邑楽町橋梁長寿命化修繕計画」

「邑楽町道路構造物修繕計画（長寿命化計画）」

「邑楽町立地適正化計画」

「邑楽町舗装維持修繕計画（長寿命化計画）」

「邑楽町都市計画マスタープラン」

「館林都市圏地域公共交通計画」

行政の取組(担当課)

(1) 町道の整備・維持管理(建設環境課)

- ①県事業「(仮称)利根川新橋アクセス道路事業」に併せた町道の利便性向上のための県と連携した計画推進 **New!**
- ②「邑楽町橋梁長寿命化修繕計画」「邑楽町舗装維持修繕計画(長寿命化計画)」等に基づく計画的な維持補修
- ③各地域を結ぶ幹線的な町道の歩行空間の整備

(2) 戦略的な道路整備の推進(都市計画課)

- ①「町の核」の形成に必要な道路の調査、検討、協議の推進
- ②利根川新橋建設に伴う(仮称)両毛中央幹線の実現に向けた関係機関との調整

(3) 鉄道利用の促進(企画課)

- ①若者の鉄道利用促進と定住支援を図るための東京圏に通学する学生の移動支援 **New!**
- ②東武鉄道整備促進期成同盟会とともに鉄道利用の増加に向けた啓発活動の継続
- ③駅利用者の利便性向上のための駅構内の整備に向けた東武鉄道(株)への要望

(4) 公共交通の推進(企画課)

- ①公共バスの維持のため、運行事業者への支援継続
- ②公共交通の付加価値向上施策による公共バスの利用促進 **New!**
- ③「館林都市圏地域公共交通計画」に基づく新たな公共交通の導入の検討

主な事業

(1)町道の整備・維持管理	道路管理事業、町道整備事業
(2)戦略的な道路整備の推進	都市計画事務事業
(3)鉄道利用の促進	企画推進事業、移住定住支援事業
(4)公共交通の推進	広域公共バス整備事業

目標指標

指標(行動目標、成果目標)	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
邑楽町舗装維持修繕計画(長寿命化計画)に位置づけしている町道の舗装補修工事の割合	—	100%
鉄道1日乗車人数(本中野・篠塚駅)	1,078人	1,300人

町民に協力してほしいこと

- ・道路施設の不具合の連絡など、日常的な維持管理への協力
- ・健康増進や地球温暖化対策を念頭に、公共交通や自転車の利用を推奨

用語解説

東京圏:東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県(一部の地域を除く)。

20 環境



建設環境課
都市計画課

～ 環境の大切さを考え、守り、次世代へ継承 ～

目標・方向性

良好な地球環境を次世代に引き継ぐため、「邑楽町環境基本計画」に基づき、環境負荷の低減につながるカーボンニュートラルや生物多様性、ごみ減量とリサイクルなどの資源循環の取組を推進することで持続可能なまちづくりを進めます。

現況・課題

- ・地球温暖化による気温上昇や異常気象の増加は、私たちの生活に深刻な影響を与えています。本町では、主に可燃ごみの減量化や住宅用太陽光発電システム設置の促進に取り組んでいますが、効果を上げるため町民一人一人の行動変容や環境問題への関心の向上が求められています。
- ・不適切な管理などにより周辺環境へさまざまな影響を及ぼす可能性のあるヤード等は、住民生活にとって不安や心配の要因とならないよう適切な対応が求められています。
- ・町で発生した可燃ごみ、不燃及び資源ごみは、「太田市外三町広域清掃組合」のクリーンプラザ及びリサイクルプラザで処理しています。今後も、家庭からの資源ごみの分別収集の継続や事業系一般廃棄物の適正な処理の指導及び啓発を一層推進していく必要があります。
- ・公共下水道は、持続可能な事業運営のための効率的な老朽化対策や、施設の耐震化などの対策が課題です。また、合併処理浄化槽設置、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理も課題です。

邑楽町におけるごみ排出量及びごみ処理量の推移

年度	計画 収集量 (t)	直接 搬入量 (t)	集団 回収量 (t)	ごみ排出量 総計 (t)	1人1日当たり 排出量 (g/人日)	ごみ処理量 総計 (t)	ごみの リサイクル率 (%)
平成29年	8,426	1,113	36	9,575	978	10,660	7.5
平成30年	8,495	961	32	9,488	972	9,456	12.7
令和1年	8,004	1,514	29	9,546	987	9,517	13.3
令和2年	8,101	1,874	27	10,002	1,041	9,975	15.6
令和3年	7,762	891	30	8,683	913	8,653	19.7
令和4年	8,644	810	20	9,474	918	8,624	17.5

資料：「群馬県の廃棄物」

目標・方向性

「邑楽町環境基本計画」 「一般廃棄物処理基本計画」 「一般廃棄物処理基本実施計画」
「邑楽町災害廃棄物処理計画」「東毛流域下水道(西邑楽処理区)関連邑楽町公共下水道事業計画」
「邑楽町公共下水道ストックマネジメント計画」

行政の取組(担当課)

(1) 地球温暖化防止対策の推進(建設環境課)

- ①環境問題に対する町民の意識啓発や小中学校における環境保全学習の支援
- ②住宅用太陽光発電システム設置に係る補助の継続
- ③「ぐんま5つのゼロ宣言」の実現に向けた情報提供や取組の推進
- ④事業者の温室効果ガス削減に関する「群馬県環境GS(グンマスタンダード)認定制度」の普及
- ⑤日常生活や事業活動における脱炭素につながる新しい暮らしを創る国民運動「デコ活」の推進

(2) 不法投棄とヤード等対策の推進(建設環境課)

- ①行政区と協力したきれいなごみステーション整備に向けた補助金交付の継続
- ②空き地などの私有地の適切な管理について土地所有者への周知、意識啓発
- ③警察などの関係機関と連携した不法投棄廃棄物の処理、監視及び取締りの強化
- ④ヤード等は県と連携し、生活環境の保全上支障が生じないように適正な保管等を推進 **New!**

(3) 都市型公害対策の推進(建設環境課)

- ①町民の環境保全に対する意識啓発のための広報活動の充実
- ②草木の繁茂や野焼きなどに関する土地所有者などへの指導、邑楽消防署と連携した迅速な対応
- ③公害苦情に迅速に対応できるよう、東部環境事務所や邑楽消防署などの関係機関との連携強化
- ④工場や事業所への公害防止の理解と協力要請、県の公害防止施設整備資金融資制度の活用促進

(4) 持続可能な上下水道(都市計画課・建設環境課)

- ①下水道処理区域内における下水道未接続者の接続促進や老朽化した下水道管渠の改築更新
- ②合併処理浄化槽の設置、転換設置の補助金交付や内水浸水対策の推進
- ③し尿及び浄化槽汚泥の処理を大泉町に委託し、大泉町衛生センターにおいて適切な処理

(5) ごみの減量と資源化の推進(建設環境課)

- ①4R活動(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)によるごみ減量と資源化の推進
- ②資源ごみの分別収集、集団回収などの地域の取組による資源化率の向上や意識啓発
- ③可燃ごみのなかで多くの割合を占める生ごみの堆肥化による自家処理の推進
- ④関係市町及び組合と連携した、ごみ処理の適正化に有益な情報交換

主な事業

(1)地球温暖化防止対策の推進	地球環境対策事業
(2)不法投棄とヤード等対策の推進	ごみ排出等適正化推進事業
(3)都市型公害対策の推進	公害対策事業
(4)持続可能な上下水道	公共下水道推進事業、浄化槽整備事業、排水路整備事業
(5)ごみの減量と資源化の推進	ごみ減量化推進事業、資源ごみ分別収集推進事業

目標指標

指標(行動目標、成果目標)	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
汚水処理人口普及率	65.3%	69.8%
リサイクル率	15.5%	20%

町民に協力してほしいこと

- ・温暖化防止対策について「自分ごと」として環境負荷低減に関する行動変容
- ・下水道区域内における下水道未接続者の下水道への接続や適正な利用、適切な浄化槽の管理
- ・ごみの分別方法や時間などのルールの厳守

用語解説

カーボンニュートラル:二酸化炭素(CO₂)の排出量と吸収量を差し引きゼロにすることを指します。つまり、人間の活動によって排出されるCO₂を、植林やCO₂回収技術、再生可能エネルギーの活用などで相殺し、地球全体でのCO₂の増減をなくすことを目指します。(邑楽町環境基本計画)

ヤード等:主に自動車の解体や金属スクラップ資源の保管など、囲いのある作業場や集積場。



～ 地域コミュニティの活性化と町民・行政が協力して進めるまちづくり ～

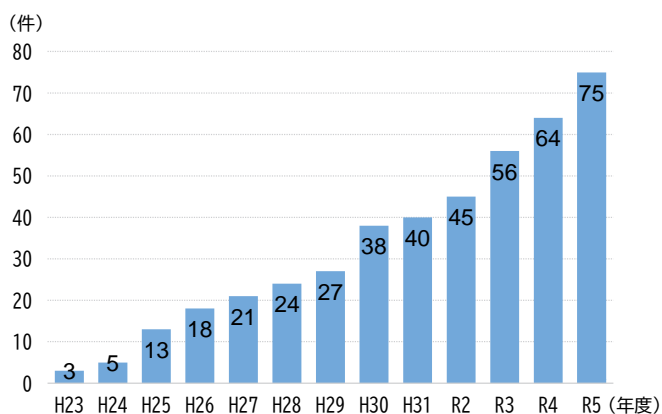
目標・方向性

多くの町民が地域活動に関わり、地域コミュニティが活性化することにより、住民互助の意識を高めて助け合える地域社会を実現します。また、町民の地域活動への参加を促進し、町民や団体、事業者との情報共有と参画機会を通じて助け合いの地域社会を実現します。

現況・課題

- ・本町には 34 の行政区が設置され、各行政区の集会施設を拠点に、防災、防犯、環境美化、祭礼、各地域の課題に関することなどの地域コミュニティ活動が行われています。また、高齢者の見守りや子育て支援など、自治組織への期待は高まっています。
一方で、核家族化や高齢化、価値観の多様化が進むなかで、地域における共同意識や連帯感が薄れつつあり、自治会への未加入や自治会活動の参加に消極的な世帯が増加しています。また、行政区長をはじめ役員の高齢化や担い手不足が課題となっています。
地域の絆や結束力を高めることは災害時などの地域活動の原動力であり、地域の活力を維持していくためには、これまで以上の地域コミュニティ活動の推進と支援が必要です。
また、行政区役員の負担感を軽減し、役員を受けやすい環境を整えていく必要があります。
- ・町民団体が「邑楽町協働のまちづくり活動支援事業」を活用しながら、高齢者サロン、学習支援教室の開催などに取り組んでいますが、継続するには人材育成や活動資金の支援が必要です。また、高齢者が地域に回帰し、自らの知識や経験を生かして地域社会に貢献したいという意欲や活動が活発化してきており、まちづくりや地域活動の貴重な担い手として期待されています。
- ・町では、広報紙やホームページ、町公式 LINE などを活用した町政情報の発信に努めています。また、町民広聴会や問合せメール、パブリックコメント制度の運用など、町民の意向把握にも努めています。今後も、情報発信・収集の仕組みづくりや実践が必要です。

地域集会施設建設事業費補助金交付件数(累計)



資料：総務課

認可地縁団体一覧(行政区順)

認可地縁団体名	認可年月
第一区下中野自治会	平成5年4月
第2区自治会	平成18年6月
第3区自治会	令和3年7月
第四区前原自治会	平成14年4月
第5区天王元宿自治会	平成23年5月
邑楽町第六区自治会	平成5年4月
邑楽町第十区自治会	平成24年4月
谷中地区地縁団体	平成25年11月
第14区鶉新田自治会	令和2年11月
第15区自治会	平成11年3月
中島自治会	平成10年2月
邑楽町第27区民会	平成22年8月
第29区自治会	平成10年10月
第30区自治会	平成7年2月
第31区自治会	平成7年2月
第32区開拓自治会	平成7年2月

個別計画(関連法規)

行政の取組(担当課)

(1) 地域コミュニティ活動の推進(総務課・企画課)

- ①行政区の運営や活動の充実を図るための支援、認可地縁団体に対する支援
- ②地域活動のリーダー養成に向けて研修や情報共有、行政区の相互交流機会の提供
- ③行政区の持続的な運営に向けた支援、あり方に関する研究

(2) 協働のまちづくりの推進(企画課・総務課)

- ①自主的にまちづくりに取り組む人材の育成や事業の支援
- ②まちづくりに関する情報発信や学習機会の提供
- ③NPO やボランティア団体と連携した交流機会の創出などの活動支援

(3) 町政情報の共有(企画課)

- ①広報紙やホームページ、町公式 LINE などの媒体特性を生かした効果的な情報発信と意見収集 **New!**
- ②パブリックコメント制度の効果的な運用ができるよう適宜改善
- ③各種計画などの策定において、幅広い世代や各分野に関わる町民などの積極的な参画を促進

主な事業

(1)地域コミュニティ活動の推進	行政区運営事業、町立集会所管理事業
(2)協働のまちづくりの推進	地域づくり推進事業、町制施行周年記念事業
(3)町政情報の共有	広報物発行事業、広聴事業

目標指標

指標 (行動目標、成果目標)	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
協働のまちづくり支援事業数	12 件	20 件
町公式 LINE による情報発信回数	148 件	360 件

町民に協力してほしいこと

- ・まちづくりに関係する町民アンケートなどへの回答協力
- ・自治会への加入や自治会活動への積極的な参加協力





～ 誰もが人権を尊重する、生きやすい社会の実現 ～

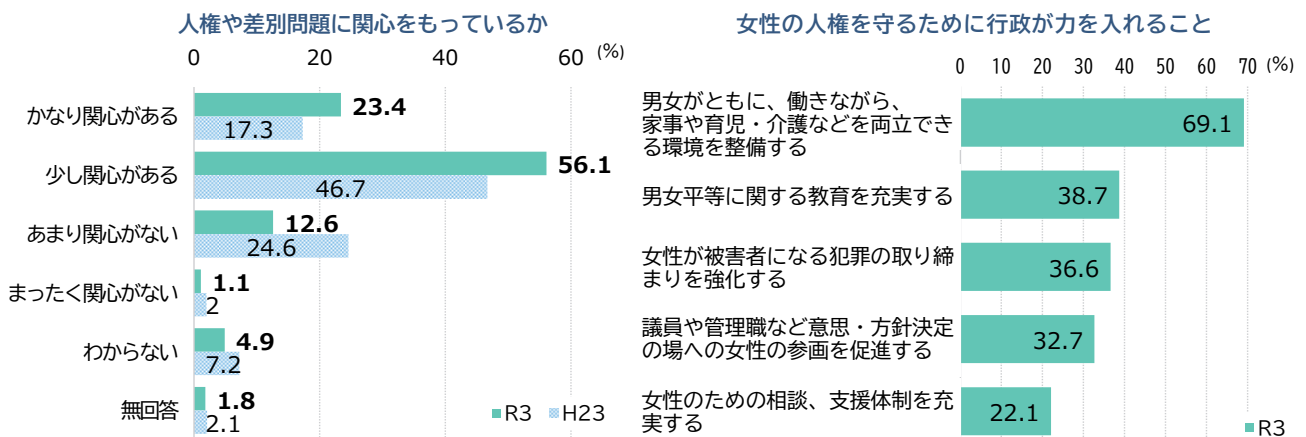
目標・方向性

全ての町民が、一人一人の価値観や人権を尊重し、行動をとることができる社会の実現を目指します。また、国際社会のなかで互いの文化を理解し合える広い視野をもった人材を育成できる環境を整え、外国人住民も地域で共に安心して暮らせる環境を整えていきます。

現況・課題

- ・私たちの周りには、依然として子どもなどの弱者に対する虐待やいじめ、女性への差別や暴力、高齢者や障がい者、性的少数者の人たちに対する偏見や差別などがあります。また、SNS などのインターネットを利用した被害をはじめ、犯罪被害者及びその家族などへの人権侵害が発生しています。さまざまな人権問題の解決に向けて、学校、地域及び企業などが協働し、町民一人一人の人権意識を高める教育や啓発事業に取り組むことが必要です。
- ・男女共同参画の実現には、個々の意識改革が不可欠です。男女平等の概念を広め、社会の多様な分野で女性の参画を拡大し、女性がもつ能力を最大限に発揮できる環境を整えることが重要です。
- ・外国人の入国に係る法律の改正に伴い、外国人住民が増加しています。本町においても、令和6年（2024年）8月末現在、1,278人の外国人住民がいますが、地域とのつながりは希薄です。今後、外国人住民が地域の一員として活躍し、安心して暮らしていけるよう、多文化共生社会への対応が求められています。特に、災害時の支援や、子どもたちの学校教育について、課題解決に向けた取組が求められています。

人権に関する町民意識



資料：第2次邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画

個別計画(関連法規)

- 「第2次邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画」
- 「邑楽町男女共同参画推進計画」
- 「邑楽町社会教育計画」

行政の取組(担当課)

(1) 人権尊重の社会づくり(住民保険課・生涯学習課)

- ①人権問題に関する広報・啓発活動の推進、相談支援体制の充実
- ②「東毛地区人権教育推進連絡協議会」を通して関係市町及び関係機関などとの連携強化
- ③人権の大切さを正しく理解し、認識を一層深め、考えるきっかけとなる人権意識の普及高揚
- ④人権侵害に遭われた人へ関係機関などと連携した支援

(2) 男女共同参画社会の推進(住民保険課・生涯学習課)

- ①女性が活躍できる機会の拡大、女性の能力が幅広い分野で発揮されるよう各種審議会などへの女性の参画拡大
- ②女性に対する暴力の被害状況に応じて適切な支援、警察や保健福祉事務所などとの連携強化

(3) 多文化共生社会の実現(企画課・全課)

- ①外国人住民が生活していく上で必要な支援
- ②外国人住民の防災訓練への参加促進、多言語に対応した防災マップなどの作成
- ③窓口対応において母国語で直接やりとりできるさまざまなツールの活用
- ④外国人住民と地域住民との交流機会拡大のための環境づくり **New!**
- ⑤外国人児童生徒を対象とした日本語指導に携わる支援員の適切な配置
- ⑥周辺市町と連携した外国人支援

主な事業

(1)人権尊重の社会づくり	人権教育事業、人権啓発推進事業、人権擁護啓発事業
(2)男女共同参画社会の推進	男女共同参画事業
(3)多文化共生社会の実現	共生社会推進事業

目標指標

指標（行動目標、成果目標）	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
審議会などの女性委員の割合	32.4%	40%
外国人世帯の自治会加入率	15%	23%

町民に協力してほしいこと

- ・地域の役員などへの積極的な女性の登用
- ・地域の方針決定の場における女性の意見や考えの十分な反映





～ 町民サービス向上のためのデジタル化の推進と広域連携 ～

目標・方向性

デジタル技術を活用し町民サービスの向上と業務効率化を図り、周辺市町との広域連携を通じて持続可能なまちづくりを目指します。

現況・課題

- ・近年、デジタル技術の急速な発展により、日常生活における情報ニーズは多様化しています。本町においても、ホームページや SNS などによる行政情報の提供やオンライン申請など、各種システムを導入し、行政サービスの向上と業務効率化に努めていますが、更なる拡充が必要です。
- ・デジタル化が進展する一方で、コンピュータウイルスやネット犯罪が蔓延するなど、その脅威も急速に増えています。そのため、個人情報保護や情報セキュリティなどの情報教育や意識啓発、専門知識を有する人材の確保も必要となっています。
- ・国は、地方創生に向けた取組のなかで広域連携を推進しています。本町においても、医療、消防、斎場、ごみ、リサイクル事業などで、効率的・効果的な共同処理を目的とした一部事務組合などでの広域行政体制が確立されるなど、周辺市町との連携及び協力体制が進められています。今後、人口減少や多様化する町民ニーズに対応して地域の活力向上や効率的な行政運営を進めるため、広域協議会及び周辺市町と連携したまちづくりを継続して推進していく必要があります。また、民間企業との連携により、さまざまな課題解決を協働して取り組むことも求められています。

個別計画(関連法規)

「邑楽町職員研修基本計画」

行政の取組(担当課)

(1) 行政サービス・行政事務の効率化・DX(企画課)

- ①生成 AI を活用した業務効率化の推進 **New!**
- ②「邑楽町デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画」策定の検討
- ③町民サービスの向上とともに行政事務の省力化、合理化を図るためのデジタル化の推進 **New!**
(証明書などのコンビニ交付、町公式 LINE などのツールを活用した行政手続)
- ④国や県、周辺市町と歩調を合わせ、新たな時代のニーズに対応する継続的な行財政改革の推進
- ⑤町民を対象としたデジタル講習会や相談会の開催による普及促進
- ⑥「邑楽町情報セキュリティポリシー」の随時見直し、物理的かつ技術的対策の強化
- ⑦職員のデジタルスキル向上のための職員向け技術講習会や研修会の実施

(2) 計画的な事業の執行と行政評価の推進(企画課)

- ①PDCA マネジメントサイクルに基づく行政評価の継続実施
- ②行政の取組に対する町民満足度を毎年度調査し、総合計画の進行に関する総合指標として活用
- ③経営的視点を取り入れながら選択と集中による計画的な事業の改善と実行
- ④総合計画と各種個別計画の整合性を図った計画的な事業実施

(3) 機能的な組織の構築と職員の資質向上(総務課・企画課)

- ①複雑化する行政課題に応じた知識や技能、専門性を有する人材の確保
- ②職員の意欲に応じて必要な知識、技能を習得できる体制づくり
- ③職員の健康維持と業務の生産性向上のため、ワーク・ライフ・バランスの推進

(4) 公民連携の推進(企画課)

- ①効率的・効果的な行政経営のための指定管理者制度などの民間活力の活用を検討
- ②さまざまな行政課題及び地域課題の解決のため、民間企業などの人的及び物的資源や技術などの活用 **New!**

(5) 広域協議会などによる継続的連携(企画課)

- ①両毛地域内の公共施設の相互利用や地域間交流を促進するなど、広域協議会事業の推進
- ②道路、公共交通、情報通信網等の広域的な基盤整備は、県や周辺市町との連携による整備促進
- ③既存の一部事務組合を構成する周辺市町との連携強化
- ④共通の行政課題への対応や事務の効率化に向けて、新たな枠組みでの広域行政の必要性を検討

主な事業

(1)行政サービス・行政事務の効率化・DX	情報関連事業、文書管理費
(2)計画的な事業の執行と行政評価の推進	企画推進事業
(3)機能的な組織の構築と職員の資質向上	人事事務事業、職員研修事業
(4)公民連携の推進	地方創生包括連携事業
(5)広域協議会などによる継続的連携	企画推進事業

目標指標

指標（行動目標、成果目標）	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
町公式LINEから行える行政手続数	0件	10件
包括連携事業者の取組事業数	36件	50件

町民に協力してほしいこと

- ・オンライン手続きをはじめとしたデジタルツールの積極的な利用
- ・まちづくりの進捗管理として、毎年ホームページに公開している行政評価への関心



用語解説

DX(デジタル・トランスフォーメーション):デジタル技術を活用してビジネスモデルやプロセスを変革すること。



～ 町民サービス向上と効率的な財政運営の両立 ～

目標・方向性

社会経済情勢の変化及び本町の実情に対応し、中長期的な展望に立った健全で計画的な財政運営を行います。

現況・課題

- ・高齢化の進行により社会保障関係費などの財政需要が増大し続けるなかで、多様な町民ニーズにきめ細やかに対応していくことが難しい状況になっています。また、地方分権の推進に伴い、国や県から移譲される事務が増大しています。
 厳しい財政状況のなか、社会変化を予測し、行政サービスの質を維持・向上していくため、重点施策を明確にした効果的かつ効率的な行政運営を進める必要があります。
- ・法令に基づく公正公平な賦課徴収に努めるとともに、納付方法の拡大など安定的な税収確保に努めています。一方で、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少などによる税収の減少が懸念され、また、景気変動にも左右されることから町税などの大幅な増額は見込めません。
 中長期的視野に基づいた、自主財源の確保に取り組むとともに、限られた財源を効率よく配分した財政運営が必要です。
- ・本町の公共施設は建設後 30 年以上経過しているものも多く、老朽化対策や更新時期の集中などが大きな課題となっています。今後も最適な状態で運営、維持していくことが求められています。公有財産についても、適正に管理し、効果的な利活用や適切な処分を図ることが必要です。

個別計画(関連法規)

- 「邑楽町公共施設等総合管理計画」
- 「邑楽町建物系公共施設個別施設計画」

行政の取組(担当課)

(1) 健全な財政運営(財政課・企画課)

- ①中長期的視野に基づいた継続的な収支均衡と健全な財政運営の推進
- ②地方債の適正な活用による将来負担の計画的な管理
- ③健全な財政維持のため、継続的な義務的経費や経常的経費の節減、財政状況の分析、事務事業の慎重な選択を実施
- ④町民ニーズを的確に把握し限られた財源を有効活用するための計画的かつ重点的配分
- ⑤県内市町村と電子入札システムを共同利用した事務効率の向上や運用経費の抑制
- ⑥公平で競争性の高い入札の推進と地域企業への発注拡大の検討
- ⑦庁舎内事務的経費の節減、職員のコスト意識の向上、消耗品などの管理徹底
- ⑧補助金制度の定期的な見直しによる効果的な補助事業の実施
- ⑨本町へのふるさと納税について積極的な情報発信や、企業版ふるさと納税の企業への投げ掛け New!

(2) 財源(歳入)の確保(税務課・財政課)

- ①適正な税の賦課及び収納率向上による滞納繰越額の縮小
- ②長期滞納者や高額滞納者に対し、納税への理解及び意識改革の促進並びに適正な滞納処分の実施
- ③国や県の資金導入、有利な地方債の活用などによる一般財源の充当抑制

(3) 公共施設・公有財産の適正な管理(財政課・会計課)

- ①「邑楽町公共施設等総合管理計画」に基づく公共施設の適正な管理による財政負担の軽減・平準化
- ②個別施設計画(長寿命化計画)を基に適正な管理を行うことで、維持管理サイクルを構築し、町民の安全、安心の確保やトータルコストの縮減、平準化
- ③公金の最も有利かつ確実な運用、適正で効率的な出納の執行や物品管理

主な事業

(1)健全な財政運営	長期債元金及び利子、契約検査事業
(2)財源(歳入)の確保	賦課費、徴収費
(3)公共施設・公有財産の適正な管理	庁舎管理事業、財産管理事業

目標指標

指標(行動目標、成果目標)	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
実質公債費比率	6.6%	10%未満
収納率	95.3%	95.7%

町民に協力してほしいこと

- ・町の財政状況への理解と関心
- ・施設を大切に丁寧に扱うことの理解と協力



用語解説

実質公債費比率:地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。

3-3 重点施策(第3期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略)

(1) 重点施策の位置づけと構成

本町ではこれまで、国や県の地方創生の取組を踏まえ、人口減少社会に対応し、自立的で持続的なまちづくりを進めていくため、平成27年(2015年)に「邑楽町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」、令和3年(2021年)に「第2期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、各種取組を進めてきました。

国は、令和5年(2023年)12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、デジタル田園都市国家構想を実現するための「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定、また、令和7年(2025年)6月に「地方創生2.0基本構想」を公表し、「安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生」をはじめとした5つの柱に沿った新たな総合戦略を策定することとしています。

国による「地方創生2.0」基本構想の基本的な考え方

これまで(地方創生1.0)	これから(地方創生2.0)
<p>人口減少を抑制することを前提とした施策展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少・地域経済縮小の克服 ・中長期展望として「2060年に1億人程度を維持」を提示し、人口減少を押しとどめる 	<p>人口減少が進むなかでも経済成長、地域社会を維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口規模が縮小しても経済を成長させ、地方を元気にする ・少子化対策により今後の人口減少のペースが緩まるとしても、当面の人口減少が続くことを正面から受け止め、適応策を講じる ・若者や女性にも選ばれる地方を創る
<p>【4つの柱】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする <ul style="list-style-type: none"> ・地方での雇用の創出が中心 ・情報通信は当時の技術を前提 (ICT・ブロードバンドなど) 2. 地方への新しいひとの流れをつくる <ul style="list-style-type: none"> ・東京から地方への移住施策が中心 3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術を活用した子育て支援策 4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少を押しとどめる前提での課題解決・対応策 ・地域連携は行政・生活サービス維持の観点 	<p>【5つの柱】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生 <ul style="list-style-type: none"> ・若者・女性への着目、人口減少が進むなかでも社会を維持 2 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生 <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少局面でも稼げる地方を創る (新結合による高付加価値化) 3 人や企業の地方分散 <ul style="list-style-type: none"> ・関係人口を生かした都市と地方の支え合い 4 新時代のインフラ整備と AI・デジタルなどの新技術の徹底活用 <ul style="list-style-type: none"> ・生成AI活用や、半導体産業・データセンターの地方分散 5 広域リージョン連携 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の区域を超え経済の観点でも官民連携のプロジェクト

国の動向を踏まえながら、本町の特性や地域資源を最大限に生かし、持続可能な社会の実現に向けて、各種施策を継続して推進するため、総合計画と一体的に、重点的な施策として、「第3期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するものです。

なお、重点施策は、前述の分野別計画の中から、特に重点的かつ戦略的に取り組むべき施策とし、以下の5つの戦略目標を設定要素とします。

【前計画(第2期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略)における基本目標】

人口減少を抑制することを前提とした施策展開

- 基本目標1 邑楽町でしごとをつくり安心して働く環境を創出する
- 基本目標2 邑楽町への新しい人の流れをつくる
- 基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標4 安心して暮らせる魅力的なまちをつくる



【国の地方創生 2.0 の5つの柱を考慮した新たな基本目標】

人口減少が進むなかでも経済成長、地域社会を維持

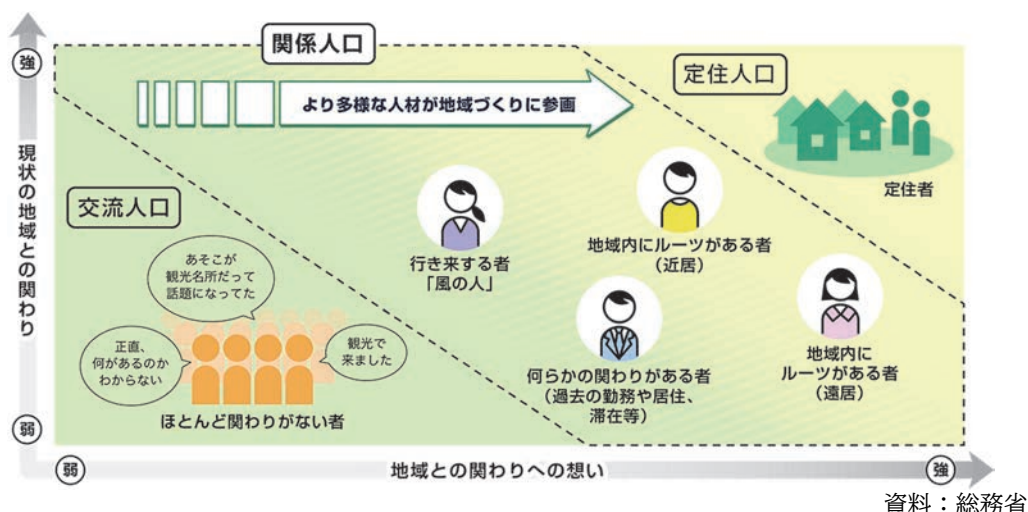
- 戦略目標1 安心して働き、暮らせる邑楽町の生活環境を創出する
- 戦略目標2 新たな時代にあった持続可能な地域経済、稼げるまちをつくる
- 戦略目標3 関係人口を生かした交流・支え合いを進める
- 戦略目標4 デジタル技術などを積極的に活用したまちをつくる
- 戦略目標5 さまざまな連携と協働によって新たな時代の地域をつくる

【関係人口とは？】

関係人口とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる地域外の人々を指します。

現在、多くの地方都市において、人口減少・高齢化による地域づくりの担い手不足が課題となっていますが、変化を生み出す人材が地域に入り、地域づくりの担い手となっている例も多くみられます。

主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテルなどを含む）を設ける暮らし方である「二地域居住」も増加しているほか、「ふるさと住民登録制度」の創設など、国も推進しています。



(2) 重点施策

【邑楽町の地域資源・個性】

「地方創生 2.0 基本構想」では、地域資源を最大限に活用した個性あるまちづくりを進めることとしています。ここでは、邑楽町の地域資源や個性とはどのようなものか、現況調査や町民アンケート調査の意見などを基に、町の強み・弱みを整理します。併せて、時代の潮流から、町にとっての好機（追い風）、脅威（逆風）についても整理します。

邑楽町の強み(プラス要因)	邑楽町の弱み(マイナス要因)
<ul style="list-style-type: none"> ・民間調査での幸福度が県内トップクラス ・子育て・教育分野の評価が高い ・人がよい(温かい) ※中学3年生アンケート ・災害に強い(浸水被害想定、地盤条件など) ・自然が豊か(田園景観・多々良沼など) ・首都圏への通勤圏(鉄道駅あり) ・車があれば生活や勤労に便利 ・先進的な教育のデジタル化 ・農畜産物「おうらブランド」 ・町立図書館、中央公民館などのシビックコア ・保健センターのサービスが充実 ・てくてくアプリ、地域通貨などデジタル化 ・「広報おうら」は対外的な評価が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の人口流出 ・交通が不便(バスのカバー率・利用率が低い) ・町内に大型商業施設がない ・人口あたりの医療施設数や医師の数が少ない ・子どもたちの居場所や遊び場が少ない ・高齢化に伴う社会保障費の増加 ・高齢化などによる地域コミュニティの衰退 ・中心市街地、本中野駅周辺の活力の低迷 ・集落の宅地開発への制限(市街化調整区域) ・町外へのPRが十分とはいえない ・外国人住民とのコミュニケーションが不十分 ・行政職員の人手不足

好機（追い風）	脅威（逆風）
<ul style="list-style-type: none"> ・利根川新橋事業着手 ・北関東エリアへの産業集積 ・デジタル技術の発展 ・国の地方創生・移住促進支援 ・働き方改革・リモートワークの推進 ・公民連携制度の拡充 (PPP/PFI、企業版ふるさと納税など) ・近隣市町の開発(工業立地など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的な人口減少 ・激甚災害増加・不安な国際情勢 ・サイバー犯罪、特殊詐欺の増加 ・空き家の増加や農地の荒廃 ・道路施設や下水道などのインフラの老朽化 ・先行きが読みにくい経済情勢

【重点施策の設定】

邑楽町の地域資源を最大限に活用し、これからの時代にふさわしい個性的なまちづくりを進めていくため、下記の視点にも着目して重点施策を設定します。

(重点施策を決定する視点)

【成長】 強みを生かし好機をつかむ!	【改革】 好機を生かし弱みを強みに!
【克服】 強みを生かし脅威に打ち勝つ	【転換】 弱みと脅威のリスクに対処する

重点施策

施策	重点施策の取組内容
1 子育て支援	「本町の強み」を更に伸ばし、子育て世代が、このまちに住み続けてもらう、移り住んでもらうことをねらいとします。 「2. 幼児教育・保育」「3. 学校教育」分野と連携しながら更なる充実を図ります。
7 健康づくり	高齢化が進むなか、元気な高齢者を増やすことを主なねらいとします。「8. 地域福祉」「9. 高齢者福祉」分野とも連携しながら、高齢者が元気に活躍できるまちを目指します。
14 産業振興	製造業や建設業の中小企業の維持や利根川新橋建設インパクトによる産業立地動向も見据えた企業誘致など、地域経済循環を高め、自立したまちを目指します。 また、若い世代の起業支援や子育てしながら在宅ワークできる環境など、さまざまな働き方が選択できるまちとします。
16 タウンプロモーション	本町の魅力を町内外に広く知っていただくことは重要な課題のひとつです。さまざまな媒体を活用して、情報発信・情報収集を図り、邑楽町ファン（関係人口）を増やします。
23 行政効率化 DX	デジタル技術の発展に伴い、行政サービスや教育、福祉、防災などさまざまな分野でデジタルツールを活用し、町民サービスの向上や行政効率化を進めます。 また、公民連携を強化し、地域資源や民間活力を最大限に生かすことで、新たな財源を確保し持続可能なまちづくりを推進します。

(3) 戦略目標・関連施策

上記の重点施策を踏まえ、5つの戦略目標について、方向性や目標指標、紐づく関連施策を整理したものを次ページ以降に掲載します。

戦略目標 1 安心して働き、暮らせる邑楽町の生活環境を創出する

【基本的な考え方】

- ・子育て世代や若者、女性などさまざまな人々が、安心して働き、暮らせる町とします。そのため、新たな時代のニーズを踏まえた魅力ある働き方や職場づくりを進めます。
- ・人口減少下においても、地域コミュニティを維持するとともに、子育て・教育・医療・買物・交通などの生活サービスの維持・拡充を進めます。

【施策の方向性】

- ・さまざまな働き方を選択できる取組や町内企業における働き方改革の促進
- ・地域コミュニティの維持・活性化
- ・買物・医療・教育、交通などの生活サービスの維持・向上
- ・災害に強いまちづくり（地域防災力の強化）

目標指標

目標指標	現状値 令和6年（2024年）	目標値 令和12年（2030年）
町民満足度	80.3%（※）	維持
※町民アンケート結果報告書：問2 愛着や親しみを「感じている」「やや感じている人」の合計値		
就業率	89.6%（※）	90%（維持）
※国勢調査（令和2年（2020年））就業者数 12,771人／15～64歳人口 14,259人		

関連施策

施策	テーマ
1 子育て支援	邑楽町で子育てがしたくなる！ 安心して子どもを産み育てられるまち
2 幼児教育・保育	子どもたちが健やかに、のびのびと成長できるまち
3 学校教育	各学校の特色を生かし、地域社会と連携した心の通う教育の推進
7 健康づくり	健康寿命を延ばそう！ 健康意識の向上と地域医療連携
8 地域福祉	地域で支え合う、福祉のまち
9 高齢者福祉	高齢者がいきいきと暮らせる、住みよい地域社会へ
11 防災	激甚災害への備えと地域防災力の強化
12 安全対策	防犯や交通安全など町民が安全・安心に暮らせるまち
14 産業振興	まちの活力を生む産業の育成や企業誘致の好機への準備
17 土地利用	暮らしやすい環境づくりのための計画的な土地利用
18 住宅・住環境	暮らしやすい良質な住宅・住環境の提供
19 交通	暮らしやすさと産業振興のための交通利便性の向上
20 環境	環境の大切さを考え、守り、次世代へ継承
21 協働	地域コミュニティの活性化と町民・行政が協力して進めるまちづくり
22 人権・共生	誰もが人権を尊重する、生きやすい社会の実現

戦略目標 2 新たな時代にあった持続可能な地域経済、稼げるまちをつくる

【基本的な考え方】

- ・ 製造業、建設業や農業などの既存の産業の活性化による地域経済循環の向上を図ります。
- ・ ブランド農畜産物や食、その他の地域資源やサービスの高付加価値化を図るとともに、プロモーションによる販売促進や知名度向上を支援します。
- ・ 6次産業化をはじめ、さまざまな分野の連携、人材、技術の「新結合」による付加価値を生み出す 邑楽町イノベーション創生を検討します。

【施策の方向性】

- ・ 農畜産物などのブランド化や6次産業化の推進
- ・ 多々良沼公園やおうら中央公園などの地域の魅力的な自然・文化・歴史を生かした観光振興
- ・ 町内の中小企業との連携や企業間連携など、地域経済循環システム構築の検討

目標指標

目標指標	現状値 令和6年(2024年)	目標値 令和12年(2030年)
町内総生産(純付加価値額)	671億円(2021年)	750億円
※ 経済センサス-活動調査		
※ 「純付加価値額」とは、地域の経済活動の規模や活力を示す指標		

関連施策

施策	テーマ
14 産業振興	まちの活力を生む産業の育成や企業誘致の好機への準備
15 農業振興	新たな時代における「農業のまち」の再生
16 タウンプロモーション	暮らす・訪れる・つながる町へ
24 財政運営	町民サービス向上と効率的な財政運営の両立

戦略目標3 関係人口を生かした交流・支え合いを進める

【基本的な考え方】

- ・町出身者をはじめ、町と関わりがあるさまざまな人たちがまちづくりに関わることができる関係人口の拡大を目指します。
- ・周辺市町をはじめ、東京圏などとの人材交流、インターネットを活用した全国・世界への邑楽町ファンの獲得に向けた取組を進めます。

【施策の方向性】

- ・「ふるさと住民登録制度」や二地域居住など、関係人口の拡大に向けた取組の推進
- ・周辺市町と連携した多様な主体（行政、企業、団体）が参加できるプラットフォームの構築
- ・近隣市町や地方大学による人材交流や人材育成機能の強化に関する政策も検討

目標指標

目標指標	現状値 令和6年（2024年）	目標値 令和12年（2030年）
社会増減（転入者－転出者）	173人（※1）	200人（※2）
※1 群馬県移動人口調査（国内外の転出入）5か年の合計値		
※2 令和7年（2025年）～令和12年（2030年）の合計値		

関連施策

施策	テーマ
4 社会教育	全ての町民が、生涯を通して、いつでも、どこでも学ぶことができるまち
5 スポーツ振興	町民の健康志向や体力増進にもつながるスポーツや運動習慣の普及・拡大
16 タウンプロモーション	暮らす・訪れる・つながる町へ
18 住宅・住環境	暮らしやすい良質な住宅・住環境の提供
21 協働	地域コミュニティの活性化と町民・行政が協力して進めるまちづくり
23 行政効率化 DX	町民サービス向上のためのデジタル化の推進と広域連携
24 財政運営	町民サービス向上と効率的な財政運営の両立

戦略目標4 デジタル技術などを積極的に活用したまちをつくる

【基本的な考え方】

- ・ 邑楽町のさまざまな社会課題解決に向けて、デジタルツールの有効活用を進めます。
- ・ デジタル技術の導入を目指す企業の取組を支援し、新時代の産業を推進します。

【施策の方向性】

- ・ 行政手続のオンライン化、DX 推進
- ・ 防災・防犯をはじめ、安全・安心な暮らしのサポートとしてデジタルツールの活用を促進
- ・ AI、自動化などを取り入れた持続可能な産業の推進

目標指標

目標指標	現状値 令和6年（2024年）	目標値 令和12年（2030年）
町公式 LINE から行える行政手続数	0件	10件

関連施策

施策	テーマ
3 学校教育	各学校の特色を生かし、地域社会と連携した心の通う教育の推進
7 健康づくり	健康寿命を延ばそう！ 健康意識の向上と地域医療連携
11 防災	激甚災害への備えと地域防災力の強化
12 安全対策	防犯や交通安全など町民が安全・安心に暮らせるまち
14 産業振興	まちの活力を生む産業の育成や企業誘致の好機への準備
15 農業振興	新たな時代における「農業のまち」の再生
16 タウンプロモーション	暮らす・訪れる・つながる町へ
21 協働	地域コミュニティの活性化と町民・行政が協力して進めるまちづくり
22 人権・共生	誰もが人権を尊重する、生きやすい社会の実現
23 行政効率化 DX	町民サービス向上のためのデジタル化の推進と広域連携

戦略目標5 さまざまな連携と協働によって新たな時代の地域をつくる

【基本的な考え方】

- ・町民との協働による参加型まちづくりを更に進めるとともに、さまざまな知識・技術を有する人材の発掘、活躍機会の場づくりを進めます。
- ・利根川新橋の建設も視野に入れた栃木県足利市、埼玉県熊谷市を含めた周辺市町との広域連携を進めます。
- ・企業や大学、団体など、多様な主体との連携も進めます。

【施策の方向性】

- ・地方創生に向けた町民参加型ワークショップの開催や地域課題解決型の町民活動への支援
- ・広域行政の更なる分野の拡大検討
- ・企業や大学との連携協定の締結や、連携の場となる協議会・プラットフォームなどの構築

目標指標

目標指標	現状値 令和6年（2024年）	目標値 令和12年（2030年）
包括連携事業者の取組事業数	36件	50件

関連施策

施策	テーマ
11 防災	激甚災害への備えと地域防災力の強化
12 安全対策	防犯や交通安全など町民が安全・安心に暮らせるまち
16 タウンプロモーション	暮らす・訪れる・つながる町へ
19 交通	暮らしやすさと産業振興のための交通利便性の向上
21 協働	地域コミュニティの活性化と町民・行政が協力して進めるまちづくり
23 行政効率化 DX	町民サービス向上のためのデジタル化の推進と広域連携

3-4 計画の推進に向けて

(1) 当面重点的に取り組む施策・取組

計画の推進にあたっては、短期、中期、長期といったステップ毎で主に実施すべき取組を定めるとともに、毎年の施策評価を加味して必要な軌道修正を行いながら進めていきます。

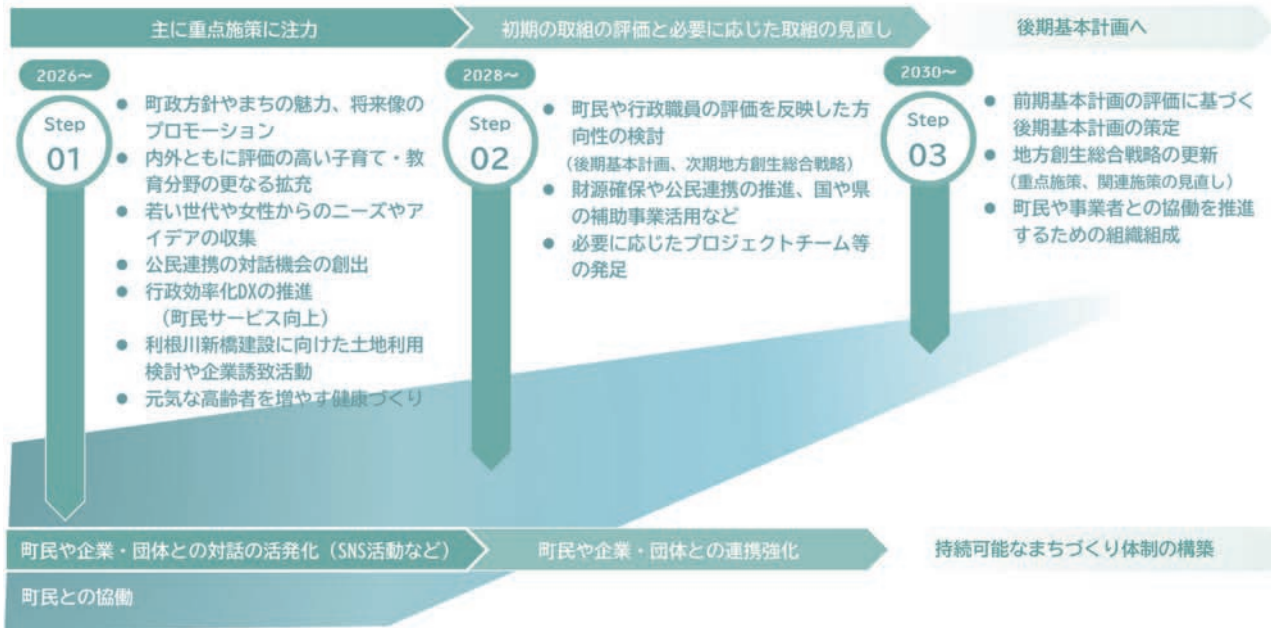
特に、短期的な取組としては、国や県、周辺市町の動向も注視しながら、重点施策の取組に注力することとします。また、長い期間を要する取組や普遍的な取組は、継続的に実施しながら効果を高める工夫を図りながら進めていくこととします。

時期	主な取組内容
STEP 01 短期(1~2年)	主に重点施策に注力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 町政方針やまちの魅力、将来像のプロモーション ・ 内外ともに評価の高い子育て・教育分野の更なる拡充 ・ 若い世代や女性からのニーズやアイデアの収集 ・ 公民連携の対話機会の創出 ・ 行政効率化 DX の推進（町民サービス向上） ・ 利根川新橋建設に向けた土地利用検討や企業誘致活動 ・ 元気な高齢者を増やす健康づくり
STEP 02 中期(3~5年)	初期の取組の評価と必要に応じた取組の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 町民や行政職員の評価を反映した方向性の検討（後期基本計画、次期地方創生総合戦略） ・ 財源確保や公民連携の推進、国や県の補助事業活用など ・ 必要に応じたプロジェクトチームなどの発足
STEP 03 長期(5年~)	後期基本計画へ <ul style="list-style-type: none"> ・ 前期基本計画の評価に基づく後期基本計画の策定 ・ 地方創生総合戦略の更新（重点施策、関連施策の見直し） ・ 町民や企業との協働を推進するための組織組成

(2) 町民との協働の推進

町民との協働によるまちづくりを更に推進するため、参加プロセスの充実を図ります。

時期	町民との協働内容
STEP 01 短期(1~2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民アンケートや個別施策アンケート調査などでの意見募集 ・ 町公式 LINE 活用（情報提供+対話=気軽な双方向やりとりの推進） ・ 現行の町民協働、公民連携の実態の見える化と周知
STEP 02 中期(3~5年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民や企業との連携機会の拡大 ・ DX を活用した協働の拡大（多くの町民が意見を言える機会の創出）
STEP 03 長期(5年~)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間資力を生かした持続可能なまちづくり体制の構築 ・ 新たな時代のニーズに合った地域コミュニティの形成



(3) 計画の進行管理

本町では、これまで、「邑楽町第六次総合計画後期基本計画」や「第2期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」といった計画の進行管理や検証を行い、施策ごとに単年度の取組状況、目標値の達成度合い、今後の課題・解決策を点数化し評価したものを「基本計画施策評価シート」として、また、SDGsの達成度合いを「SDGs指標シート」として公表してきました。本計画にあたっては、これまでのPDCAサイクルに基づく進行管理を継続していくものとします。

また、これまでには行政による主観的評価でしたが、今後は、基本目標における町民満足度調査を毎年度実施することで、客観的評価も加えた進行管理を行っていくものとします。

なお、各施策は取組の効果・成果を検証するとともに、課題を把握、分析することで、改善しながら柔軟性をもって次年度以降の取組を実施していきます。

Plan 計画立案（個別計画や個別事業の計画立案、予算措置、補助金など手続）

Do 取組・事業の実施

Check 毎年度評価・公表

(主観評価) 行政評価	施策評価シート（実績定量評価＋定性評価）
(客観評価) 町民満足度調査	基本目標ごとの満足度（町公式LINE活用）

Action 毎年度の評価と連動した予算措置(状況をみながら必要に応じた軌道修正)

I 序論

II 基本構想

III 前期基本計画

IV 人口ビジョン

V 資料編

IV 人口ビジョン



IV 人口ビジョン

4-1 人口ビジョンの位置づけと期間

(1) 人口ビジョンの位置づけ

邑楽町人口ビジョンは、本町の将来人口に関する現状を分析し、今後目指すべき方向性と人口の将来展望を提示し、効果的な施策を企画・立案する上での基礎資料となるものです。

本町では、これまで、「邑楽町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（平成27年（2015年）から令和2年（2020年））」、「第2期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年（2021年）から令和7年（2025年））」を策定し、まちづくりを進めてきました。

このたび、新たな総合計画の策定に向けて、令和2年国勢調査に基づく国の人口推計などを踏まえて、人口ビジョンを改定することとしました。

(2) 人口ビジョンの期間

人口ビジョンの対象期間は、令和52年（2070年）までの長期的な展望を示しますが、必要に応じて改定するものとします。

また、国の方針転換や社会経済動向の変化など、人口に大きな影響を与える要因が生じた場合には、適宜見直しを行うものとします。

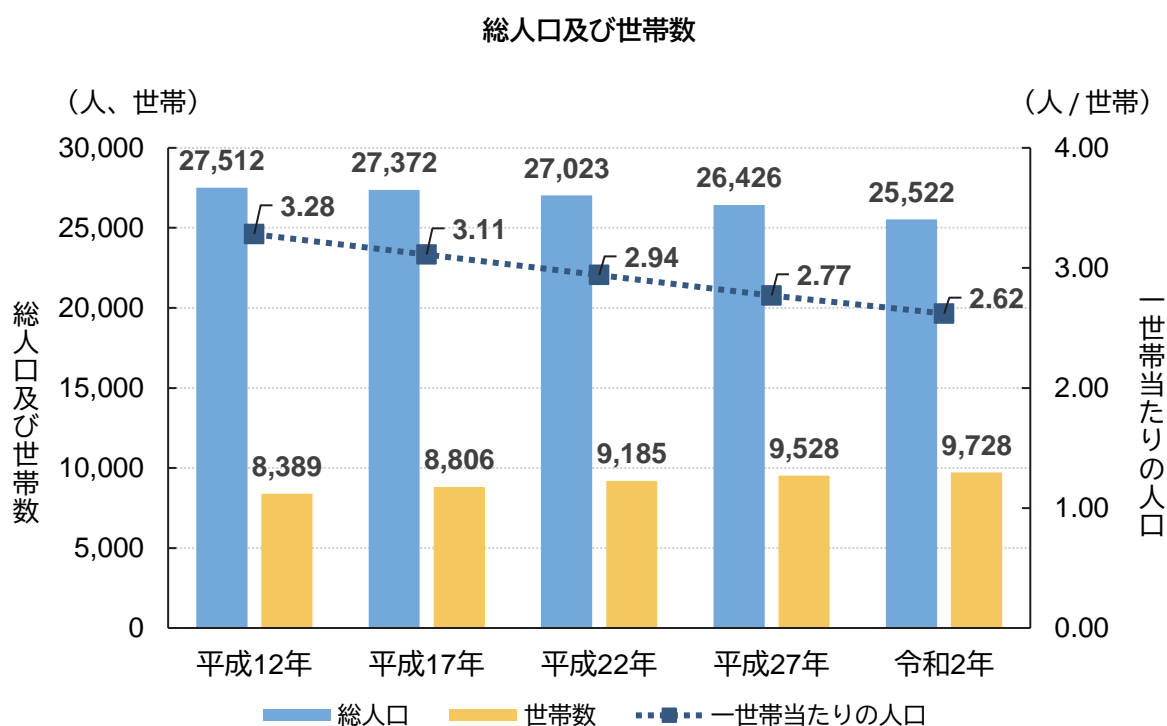
4-2 人口動向に関する現況分析

(1) 人口推移

1) 総人口及び世帯数

本町の人口は、平成12年（2000年）から減少傾向が続いています。令和2年（2020年）には25,522人となり、平成12年と比較すると約2,000人減少しています。一方で、世帯数は増加傾向が続いています。令和2年には9,728世帯となり、平成12年と比較すると約1,300世帯増加していますが、1世帯当たりの人口は減少しています。

このように、本町では人口減少と核家族化が進んでいます。



資料：国勢調査（平成12年～令和2年）

2) 年齢区分別人口

本町の年少人口及び生産年齢人口は、平成12年（2000年）から減少傾向が続いています。平成12年と令和2年（2020年）を比較すると、令和2年には年少人口が約1,400人、生産年齢人口が約4,900人減少しています。

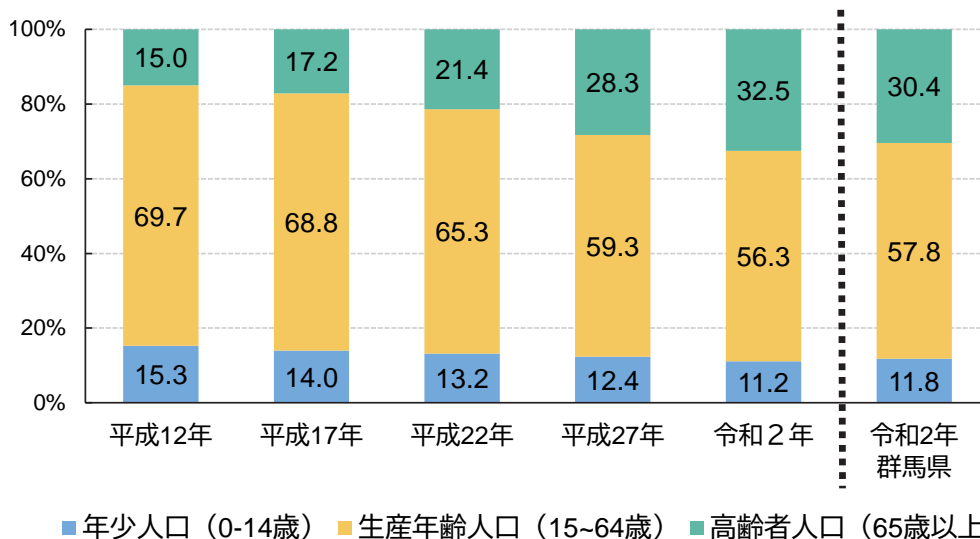
また、令和2年における本町と群馬県の年齢別人口構成比を比較すると、本町は群馬県平均よりも高齢者人口の割合がやや高く、生産年齢人口の割合がやや低い傾向となっています。

年齢3区分別人口*

区分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口		27,512	27,372	27,023	26,426	25,522
年齢別人口	年少人口（0-14歳）	4,210	3,832	3,572	3,250	2,824
	割合（%）	15.3	14.0	13.2	12.4	11.2
	生産年齢人口（15-64歳）	19,172	18,830	17,659	15,609	14,259
	割合（%）	69.7	68.8	65.3	59.3	56.3
	高齢者人口（65歳以上）	4,130	4,710	5,792	7,449	8,241
	割合（%）	15.0	17.2	21.4	28.3	32.5

資料：国勢調査（平成12年～令和2年）

年齢3区分別人口の推移*



資料：国勢調査（平成12年～令和2年）

※年齢不詳人口は含まない

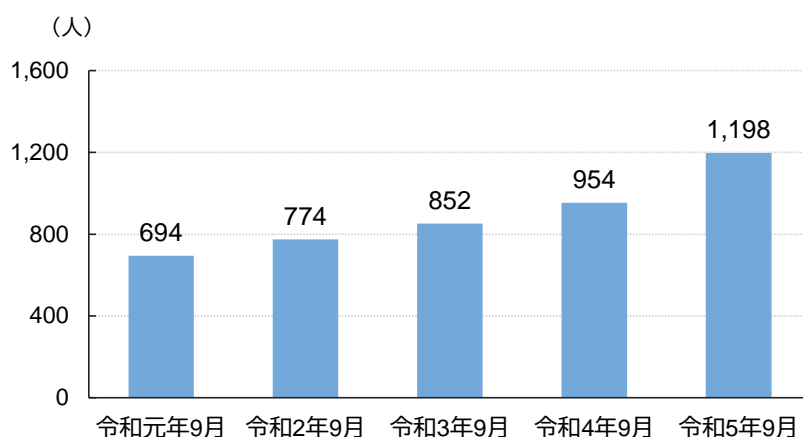
3) 外国人人口

本町における外国人人口は年々増加しており、令和5年（2023年）の外国人人口は、令和元年（2019年）に比べて約500人増加しています。

外国人の転入についても増加傾向にあり、特に令和5年には過去5か年で最も多い657人となりました。

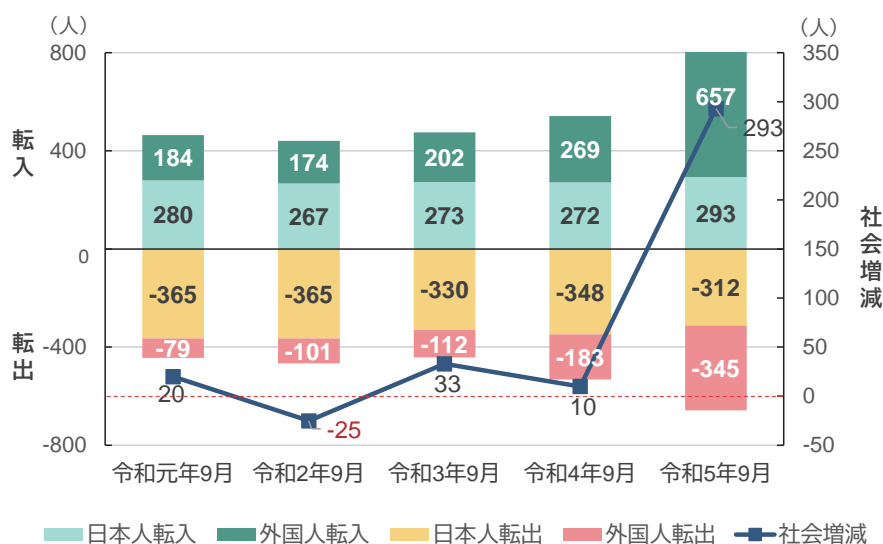
本町の社会増減は令和元年から令和4年（2022年）まで横ばい状態にありましたが、令和5年には転入者数が転出者数を大幅に上回り、約300人の社会増となっています。令和5年の転入者のうち、約7割を外国人が占めており、外国人転入者数の大幅な増加が顕著となっています。

外国人人口



資料：住民基本台帳に基づき算出（令和元年9月～令和5年9月）

日本人と外国人の転入・転出

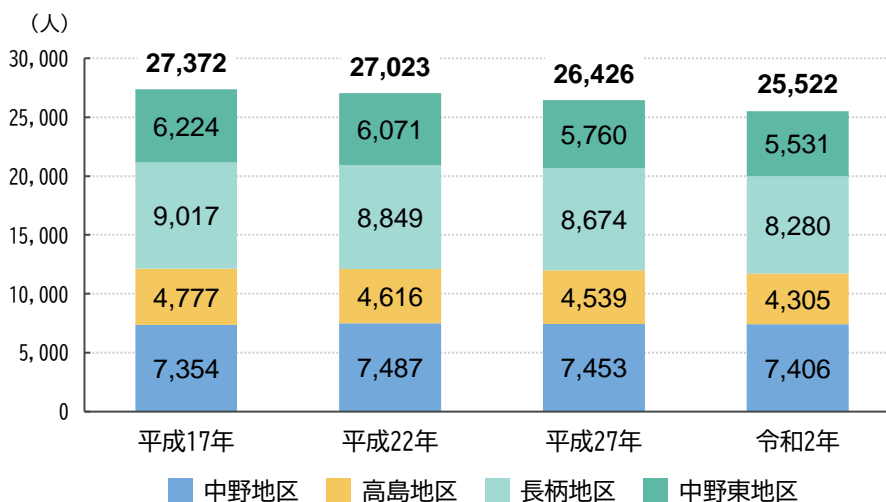


資料：群馬県人口移動調査（令和元年9月～令和5年9月）

4) 地区別人口

平成17年(2005年)から令和2年(2020年)の地区別人口の推移をみると、高島地区、長柄地区、中野東地区は減少していますが、中野地区はやや増加しています。特に、長柄地区と中野東地区は、減少傾向が顕著であり、平成17年から令和2年にかけて両地区ともに約700人減少しています。

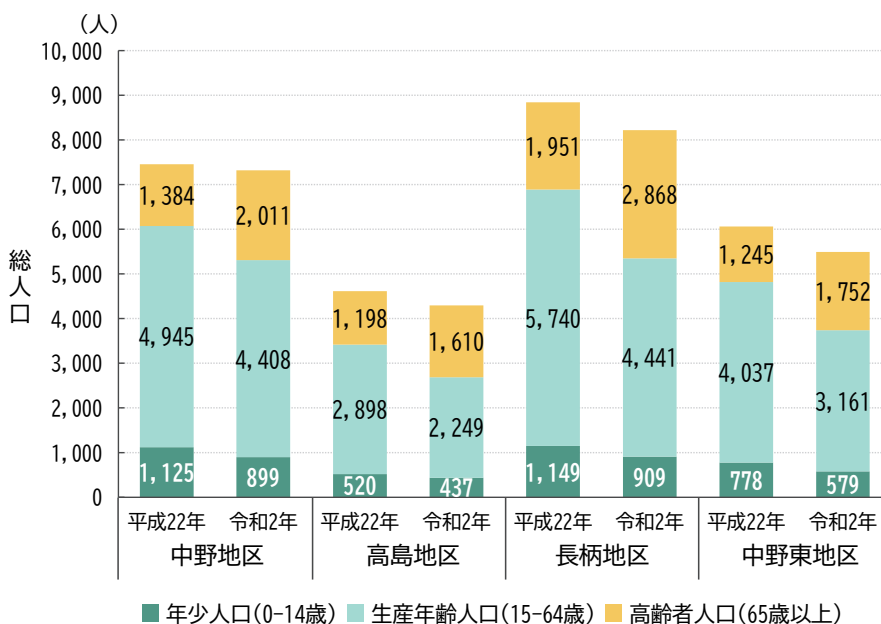
地区別人口の推移



資料：国勢調査(平成17年～令和2年)

また、平成22年(2010年)と令和2年を比較すると、各地区とも年少人口及び生産年齢人口が減少し高齢者人口は増加しています。特に長柄地区は、本町の中で高齢者人口の増加が最も著しく平成22年から令和2年にかけて約900人増加しています。

地区別年齢3区分別人口



資料：国勢調査(平成22年、令和2年)

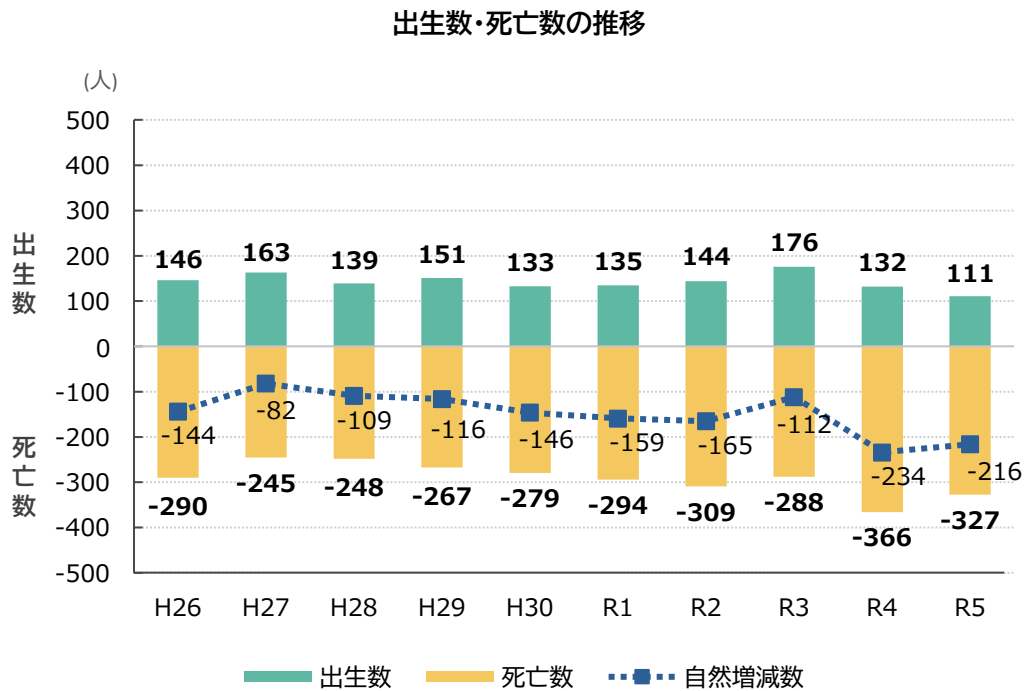
※年齢不詳人口は含まない

(2) 自然増減

1) 出生数・死亡数の推移

本町における出生数は平成26年（2014年）から令和5年（2023年）にかけて、横ばい状態が続いています。

死亡数も平成26年以降横ばい状態が続いていましたが、令和4年（2022年）は過去10年間で最も多くなっています。



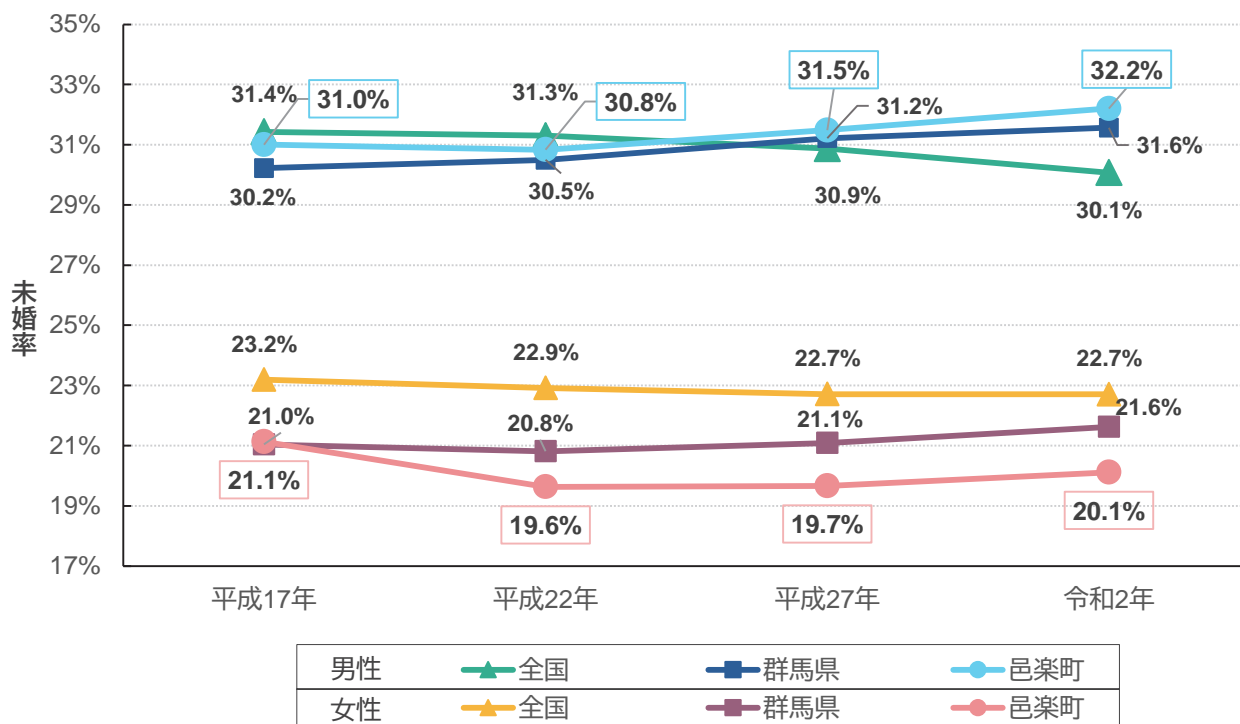
資料：群馬県移動人口調査（平成26年～令和5年）

2) 未婚率の推移

本町における男性の未婚率は、平成17年（2005年）から令和2年（2020年）にかけて増加傾向となっています。平成27年（2015年）以降は群馬県及び本町の未婚率が全国の未婚率を上回っており、特に令和2年の本町の未婚率は、32.2%と最も高い値を示しています。

一方で、令和2年の本町における女性の未婚率は、平成17年以降僅かに低下しています。また、全国や群馬県の未婚率と比較しても、本町は低い傾向です。

全国及び群馬県、邑楽町の男女別未婚率(全年齢)



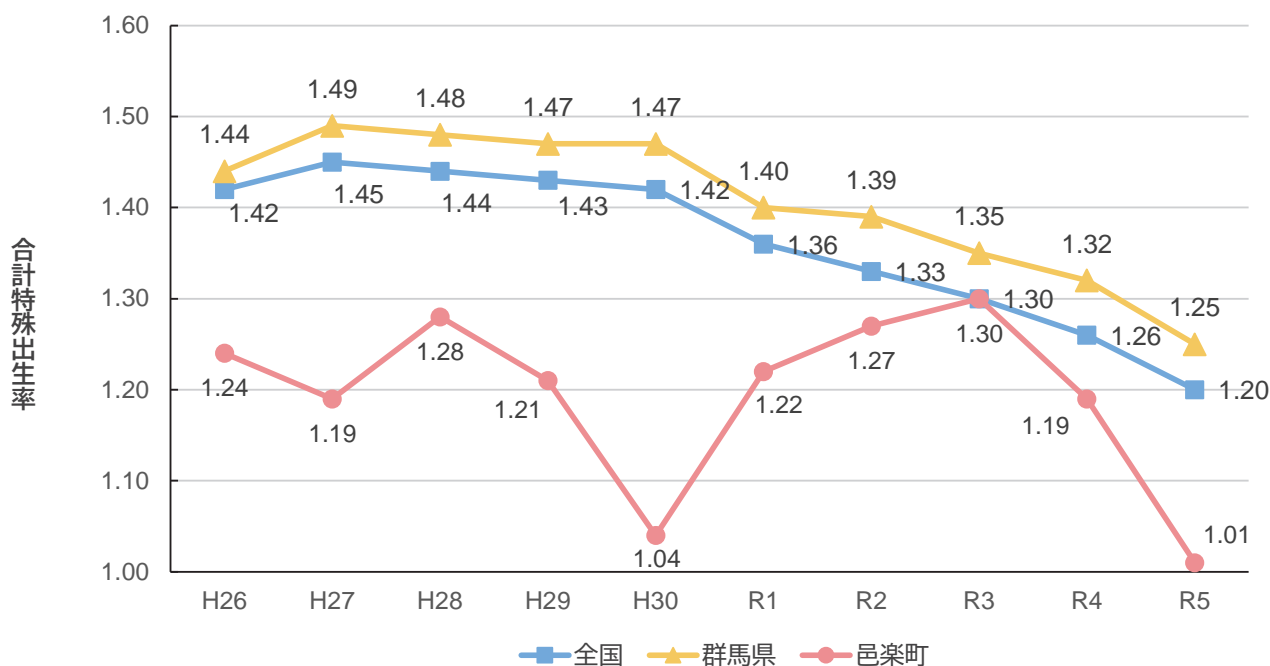
資料：国勢調査（平成17年～令和2年）

3) 合計特殊出生率の推移

本町における合計特殊出生率は、平成 28 年（2016 年）から平成 30 年（2018 年）にかけて減少傾向が続き、その後、令和 3 年（2021 年）まで増加傾向に転じましたが、再び減少して、令和 5 年（2023 年）には 10 年間で最も低い 1.01 となりました。

本町の合計特殊出生率は、全国及び群馬県と比較して下回って推移しており、少子化の傾向が著しい状況であるといえます。

全国及び群馬県、邑楽町の合計特殊出生率の推移

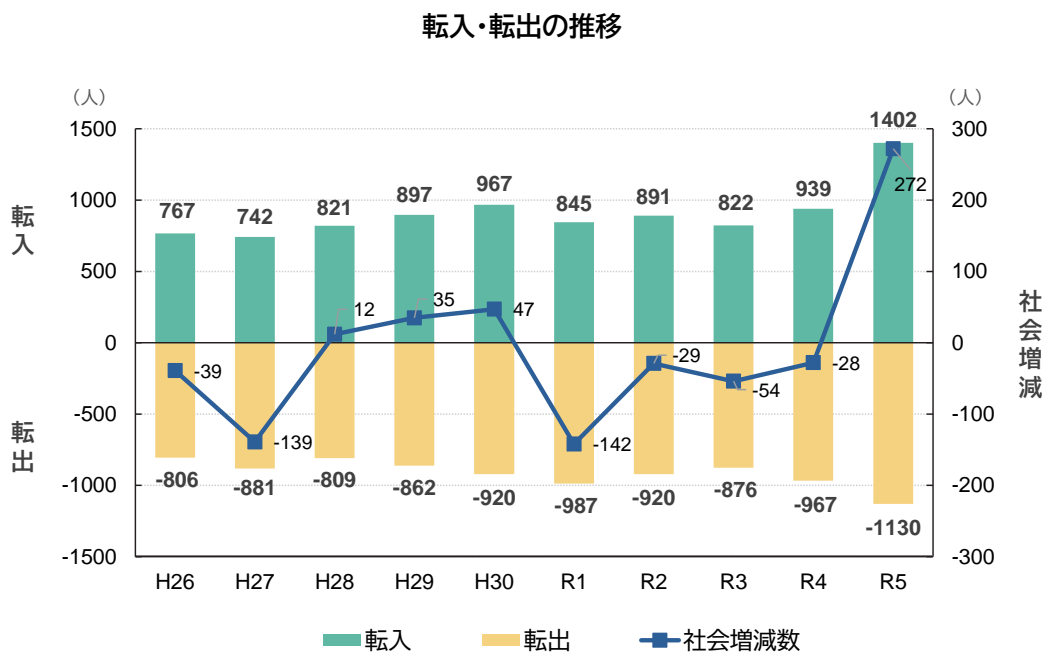


資料：群馬県人口動態統計概況（確定数）（平成 26 年～令和 5 年）

(3) 社会増減

1) 転入・転出

本町の社会増減数は平成 28 年（2016 年）から平成 30 年（2018 年）まで社会増の傾向が続き、令和元年（2019 年）に社会減に転じましたが、令和 2 年（2020 年）以降はその傾向が改善されました。特に令和 5 年（2023 年）は転入者数が転出者数を約 270 人上回りました。



資料：群馬県移動人口調査（平成 26 年～令和 5 年）

本町の社会増減数は令和 5 年で 272 人となり、平成 28 年と比較すると、社会増の傾向が大きくなっています。

また、群馬県や本町周辺の太田市、館林市、板倉町についても、平成 28 年と比較すると、令和 5 年は社会増となっています。

平成 28 年の周辺市町を含めた社会動態

	邑楽町	太田市	館林市	板倉町	明和町	千代田町	大泉町	群馬県
総人口	26,329	220,591	76,102	14,829	11,110	11,287	41,455	1,966,381
転入	821	9,279	2,402	381	463	425	3,601	70,110
転出	809	8,285	2,643	439	350	402	3,391	69,473
社会増減数	12	994	-241	-58	113	23	210	637

令和 5 年の周辺市町を含めた社会動態

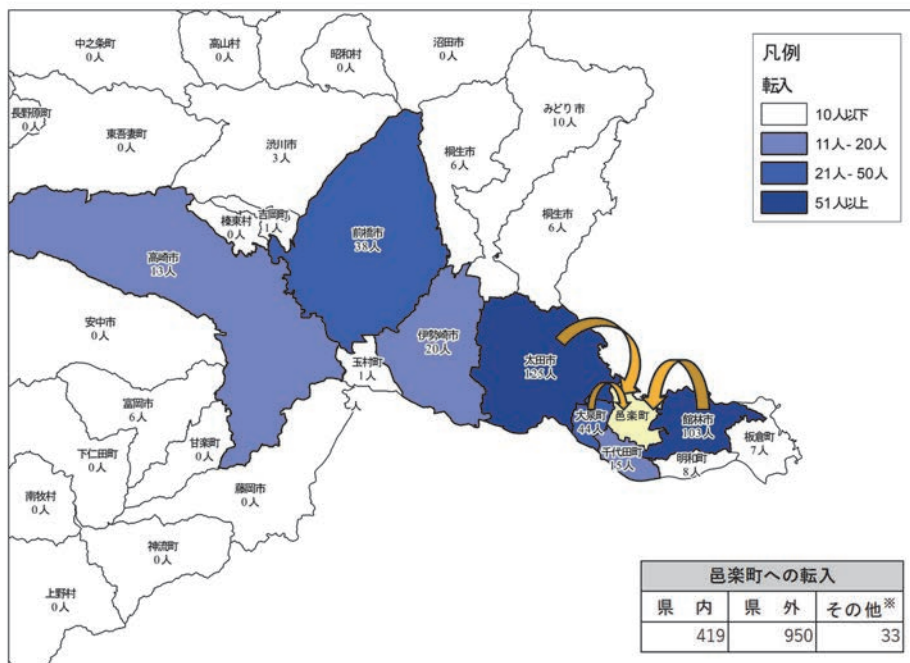
	邑楽町	太田市	館林市	板倉町	明和町	千代田町	大泉町	群馬県
総人口	25,150	221,286	74,003	13,577	10,552	10,568	41,680	1,900,840
転入	1,402	10,318	3,086	602	398	471	3,396	78,118
転出	1,130	9,115	2,801	540	371	477	3,606	74,113
社会増減数	272	1,203	285	62	27	-6	-210	4,005

資料：群馬県移動人口調査（平成 28 年、令和 5 年）

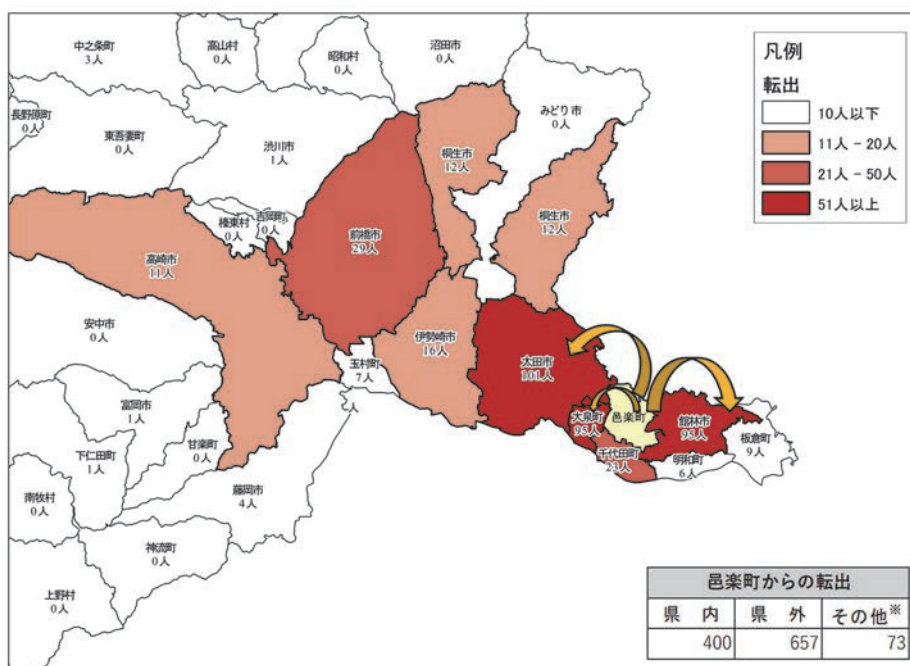
本町は主に県外からの転入が多くなっており、県内の市町では、太田市、館林市、大泉町が多くなっています。

一方、転出についても転入と同様、太田市、館林市、大泉町が多く、周辺市町への転出が多くなります。

周辺市町から本町への転入



本町から周辺市町への転出



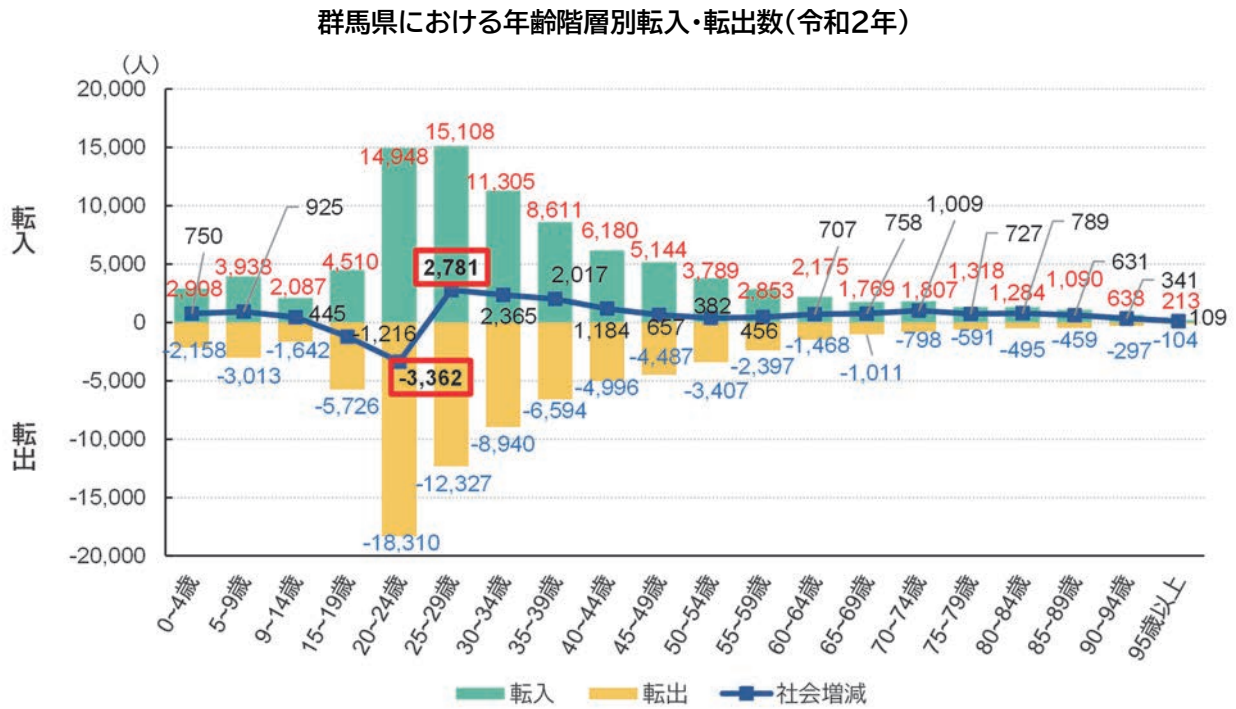
資料：群馬県移動人口調査（令和5年）

※「その他」は職権による記載及び削除などにより不明である人数

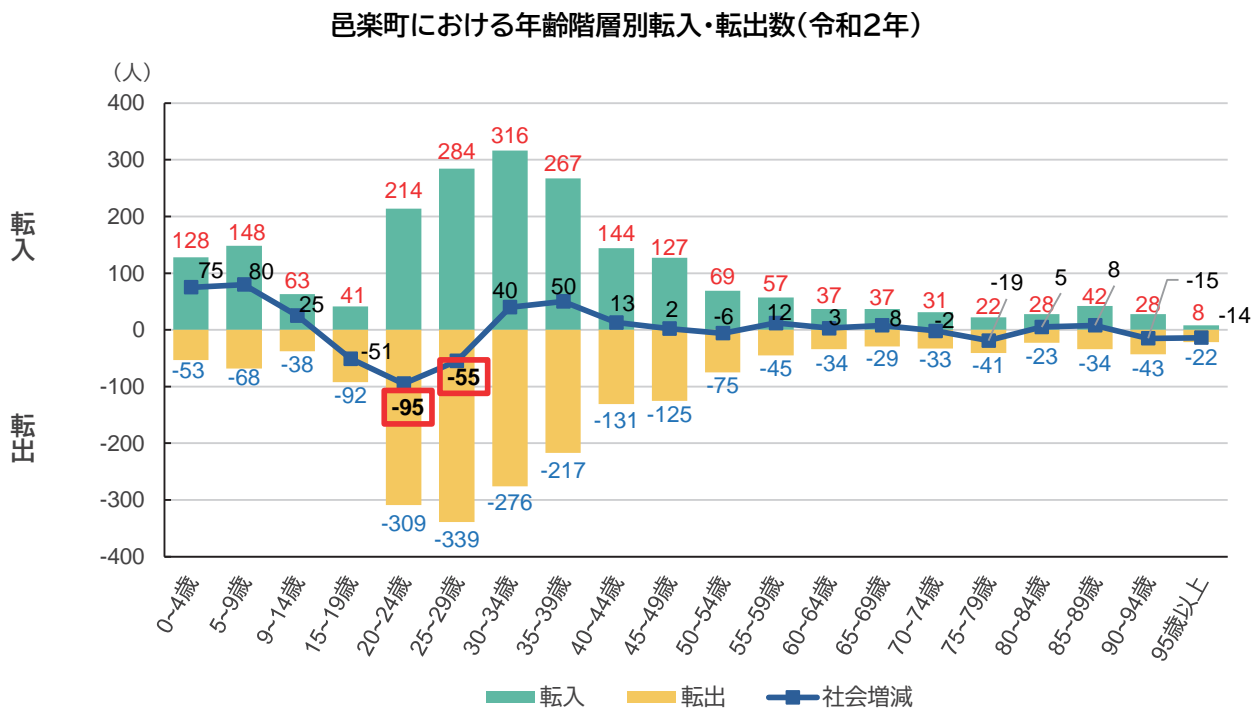
2) 年齢階層別の社会増減

群馬県と本町における令和2年（2020年）の年齢階層別の社会増減を比較すると、群馬県全体では20～24歳の年代は社会減となっていますが、25～29歳の年代では社会増に転じています。

一方で、本町における20～29歳の年代では社会減となっており、若者が町外へ多く流出していることがうかがえます。



資料：国勢調査（令和2年）



資料：国勢調査（令和2年）

3) 通勤・通学に伴う移動

本町に住み他市町村へ通勤している人数が最も多いのは太田市であり、全就業者数の14%を占めています。次いで館林市、大泉町が多く、本町周辺の市町への通勤者が多いことがうかがえます。

一方で、他市町村から本町に通勤している人数が最も多いのは館林市（15%）であり、次いで太田市（9%）となっており、他市町村からの通勤者が多い傾向にあります。また、本町から車で30分程度の距離にある栃木県足利市から就業している人も比較的多いことがうかがえます。

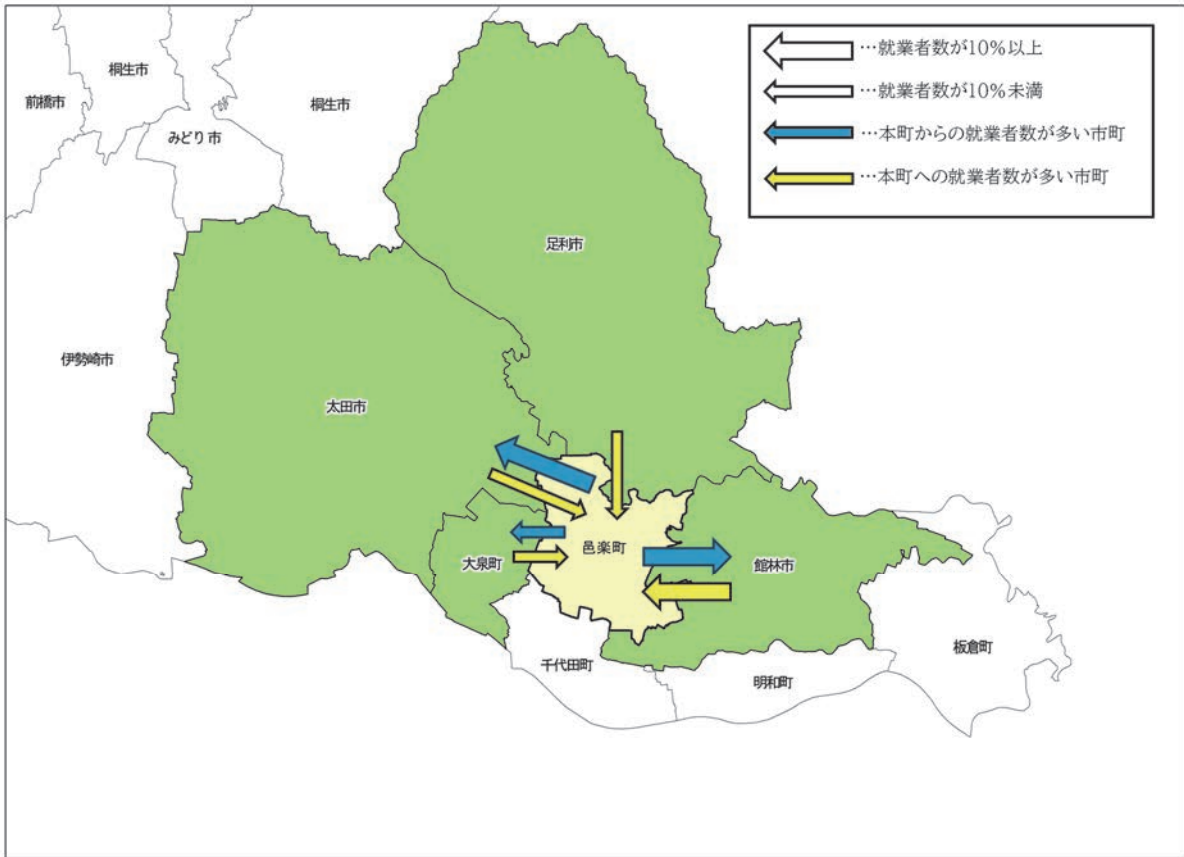
本町に住み他市町村へ通学している人数は、太田市（21%）、館林市（16%）が多く、全通学者の4割弱を占めています。対して、他市町村に住み本町へ通学している人数が最も多いのは太田市であり、通学者数の割合が10%以上を占めています。

就業者及び通学者の人数

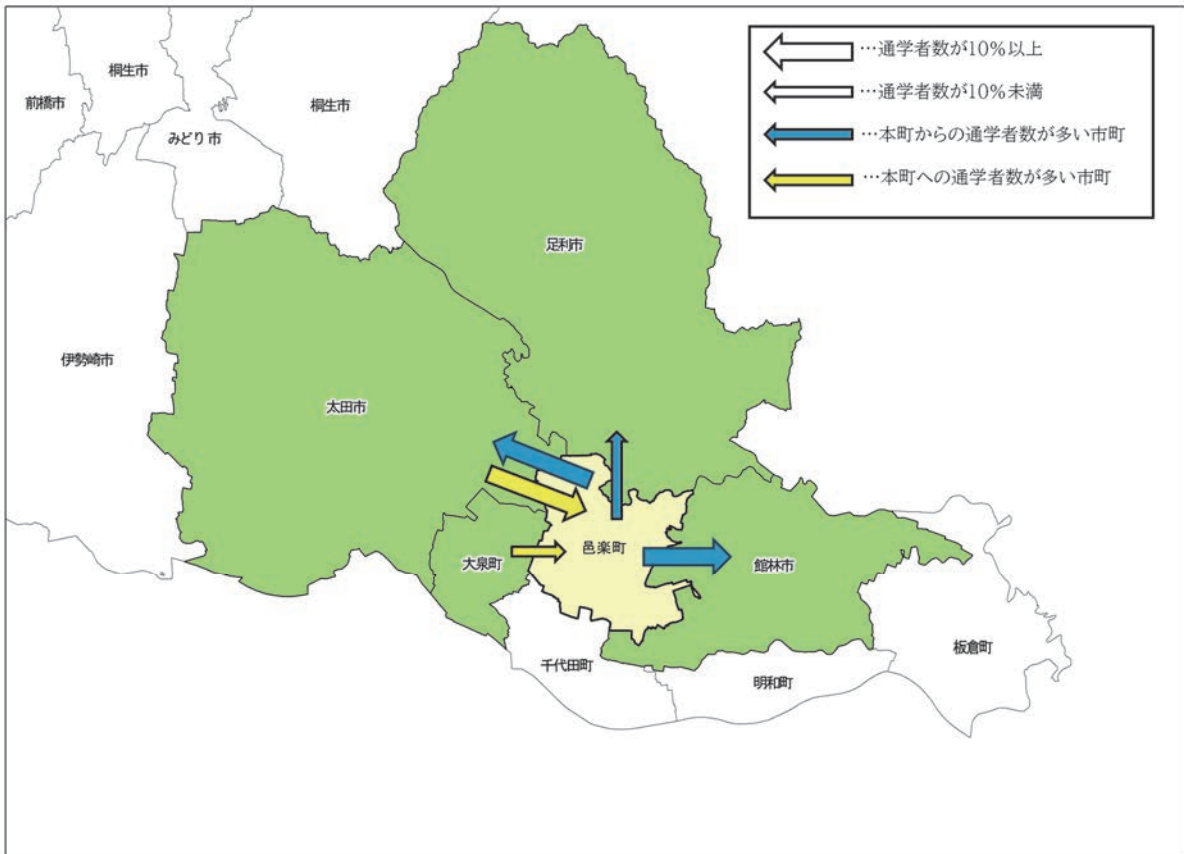
区分	令和2年（就業者）			令和2年（通学者）			
			割合			割合	
邑楽町に住む15歳以上就業者数・通学者数	-	12,771	-	-	1,158	-	
町内に住み他市町村で働いている 就業者数・通学者数	1位	太田市	1,746	14%	太田市	241	21%
	2位	館林市	1,677	13%	館林市	183	16%
	3位	大泉町	1,058	8%	栃木県足利市	73	6%
	4位	栃木県足利市	793	6%	東京都区部	55	5%
	5位	千代田町	545	4%	桐生市	26	2%
	6位	明和町	279	2%	高崎市	23	2%
	7位	栃木県佐野市	180	1%	前橋市	22	2%
	8位	埼玉県熊谷市	137	1%	栃木県佐野市	20	2%
	9位	板倉町	134	1%	伊勢崎市	16	1%
	10位	伊勢崎市	122	1%	埼玉県さいたま市	16	1%
	その他	-	1,148	9%	-	272	23%
計	-	7,819	61%	-	947	82%	
町内に住み町内で働いている 就業者数・通学者数	-	4,684	37%	-	183	16%	
邑楽町で働く15歳以上 就業者数・通学者数	-	12,148	-	-	324	-	
他市町村に住み本町で働いている 就業者数・通学者数	1位	館林市	1,856	15%	太田市	42	13%
	2位	太田市	1,046	9%	大泉町	13	4%
	3位	栃木県足利市	865	7%	館林市	6	2%
	4位	大泉町	740	6%	千代田町	6	2%
	5位	栃木県佐野市	369	3%	伊勢崎市	2	1%
	6位	千代田町	318	3%	板倉町	2	1%
	7位	明和町	222	2%	栃木県佐野市	2	1%
	8位	埼玉県熊谷市	183	2%	桐生市	1	0%
	9位	埼玉県行田市	180	1%	玉村町	1	0%
	10位	埼玉県羽生市	141	1%	明和町	1	0%
	その他	-	1,119	9%	-	0	0%
計	-	7,039	58%	-	78	24%	
町内に住み町内で働いている 就業者数・通学者数	-	4,684	39%	-	183	56%	

資料：国勢調査（令和2年）

本町からの就業者数あるいは本町への就業者数が多い市町



本町からの通学者数あるいは本町への通学者数が多い市町



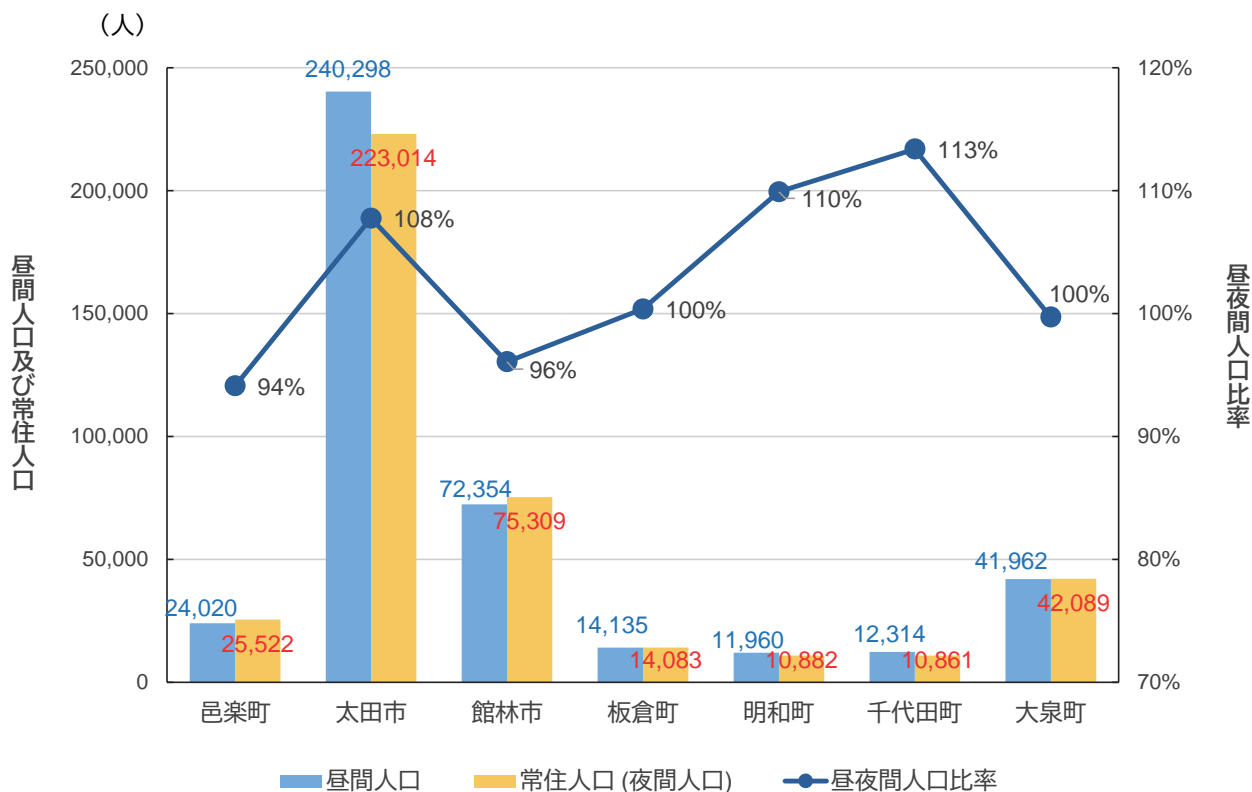
資料：国勢調査（令和2年）

4) 昼夜間人口

本来住んでいる人口（常住人口）に対して、日中の通勤などで他の市町に行かずとどまっている人口（昼間人口）を比較すると、本町における昼夜間人口比率は94%となっており、周辺市町と比較しても低い水準となっています。

このことから、本町は周辺市町のベッドタウンとなっているといえます。

邑楽町及び周辺市町の昼夜間人口

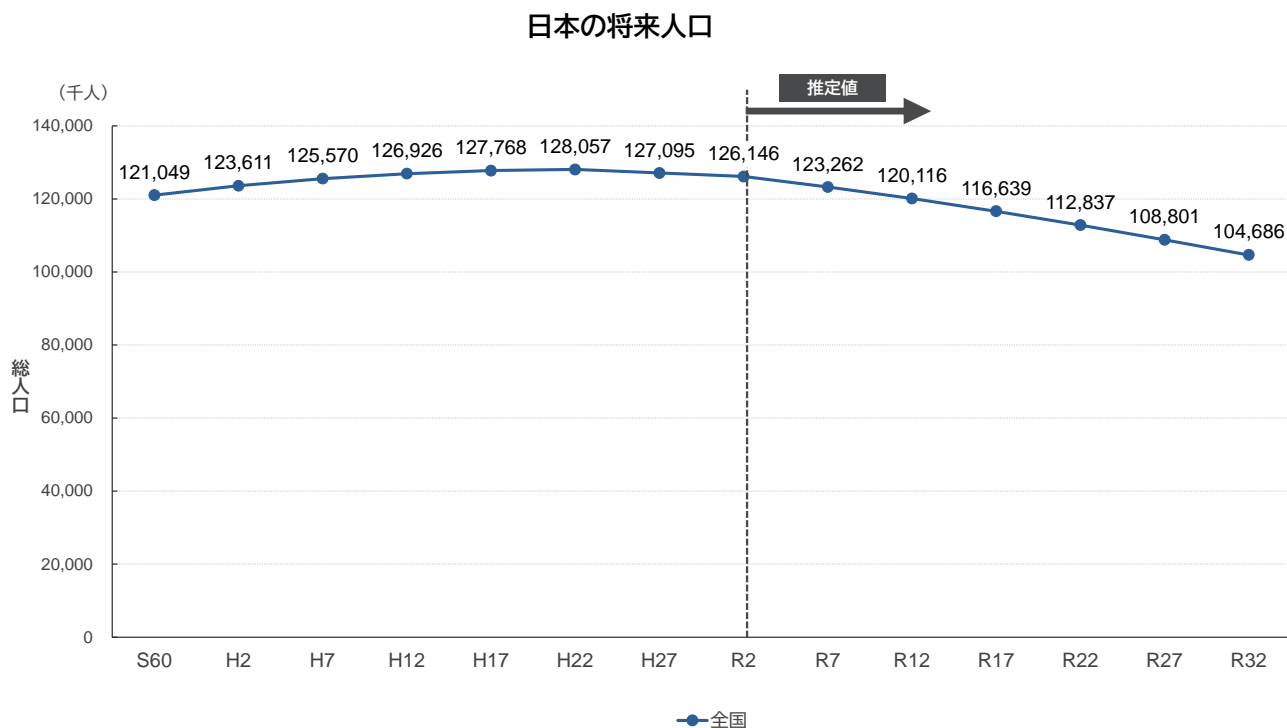


資料：国勢調査（令和2年）

4-3 将来人口推計

(1) わが国の人口推移

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（全国）」推計結果によると、日本の将来人口は減少傾向が続き、令和 32 年（2050 年）には日本の人口は約 1 億人まで減少すると見込まれています。

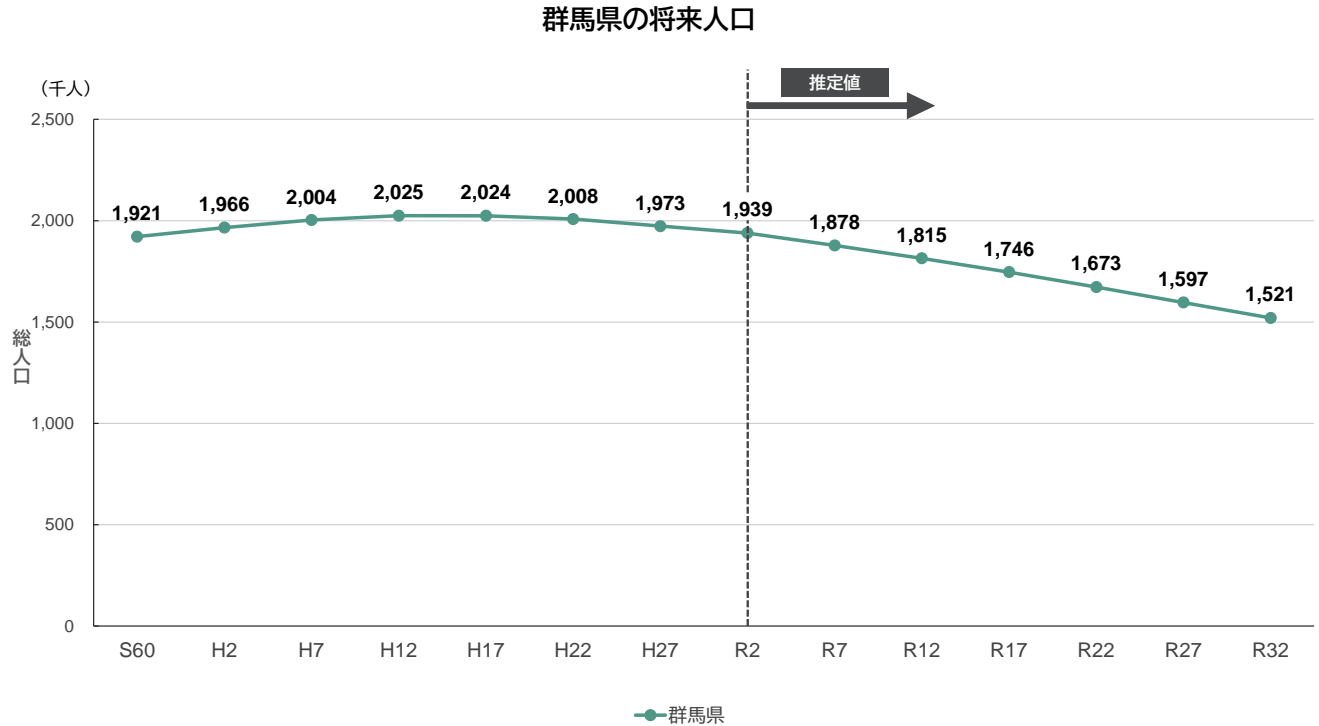


資料：昭和 60 年～令和 2 年：国勢調査（昭和 60 年～令和 2 年）

令和 7 年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（全国）」（令和 5 年（2023 年）公表）

(2) 群馬県の人口推移

群馬県の将来総人口についても、年々減少傾向が続くと見込まれています。令和17年(2035年)には約175万人、令和32年(2050年)には約150万人まで減少すると推計されています。

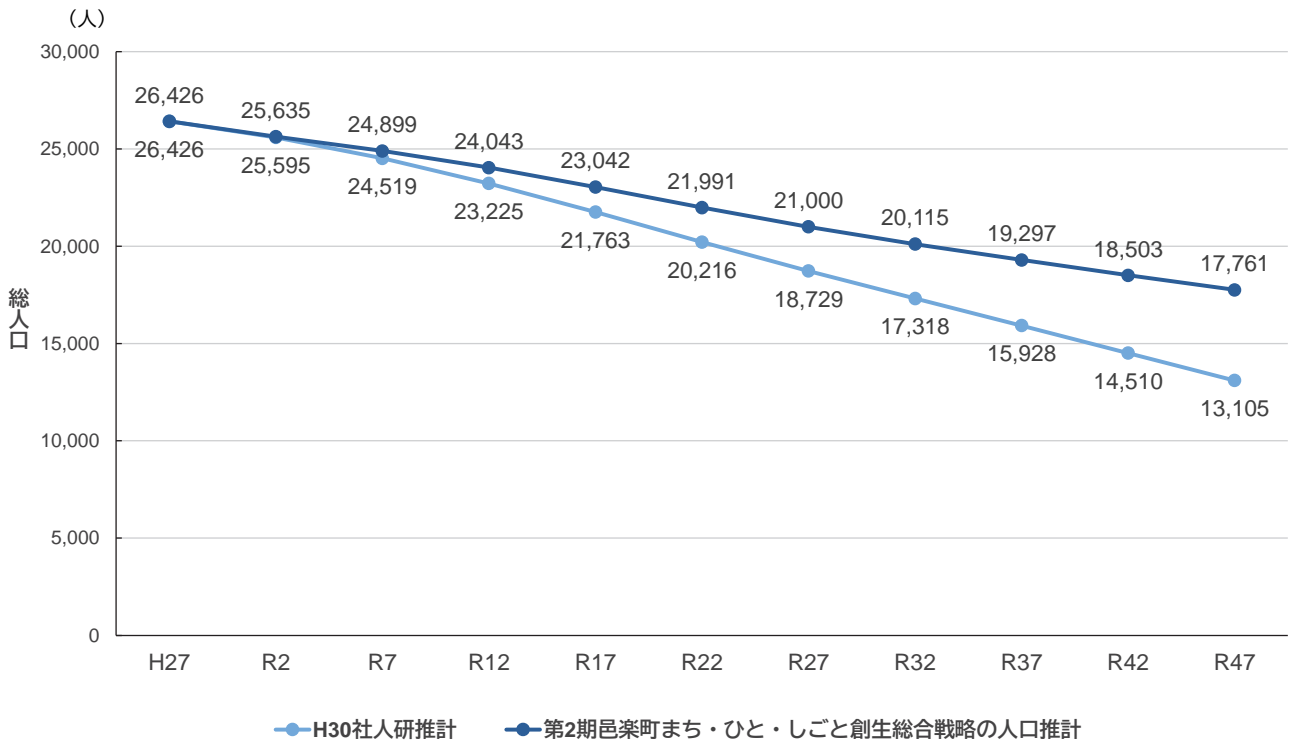


資料：昭和60年～令和2年：国勢調査（昭和60年～令和2年）
令和7年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口（令和5年（2023年）推計）」

(3) 邑楽町の人口推移

本町における令和 47 年（2065 年）の人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」結果によると 13,105 人、対して第 2 期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策効果を加味した推計結果によると 17,761 人となっています。

邑楽町の将来人口



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」、
第 2 期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略

4-4 人口の将来展望

(1) 町民意識・ニーズ

人口動向分析や将来人口の推計に加え、町民の人口減少や結婚・出産・子育てなどに関する意向を踏まえ、目指すべき将来の方向性を示し、将来展望を検討します。

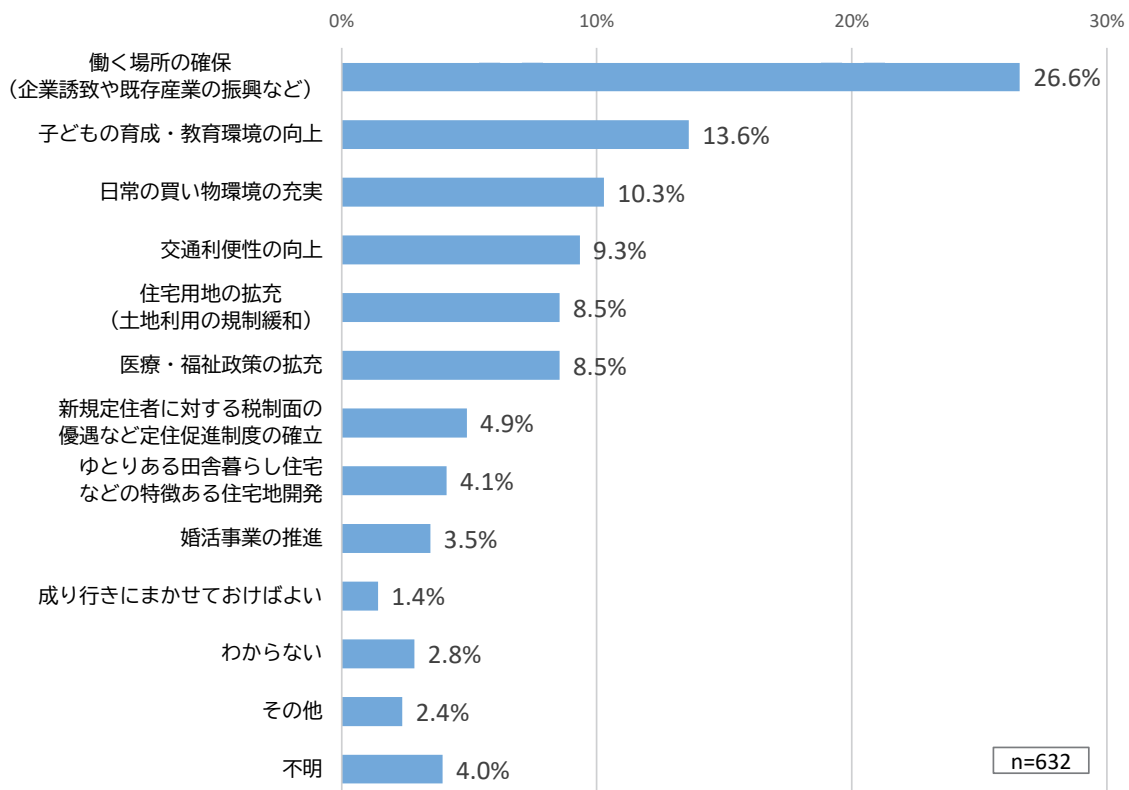
町民アンケート調査では、人口減少について「深刻な問題であると感じる」が48.1%、「問題であると感じる」が37.5%となっており、合計85%以上が問題であると感じています。

【町民アンケート調査】あなたは、人口が減少することについて、問題であると感じますか



人口対策に関しては、「働く場所の確保」が26.6%で最も多く、次いで「子どもの育成・教育環境の向上」の13.6%が続いています。

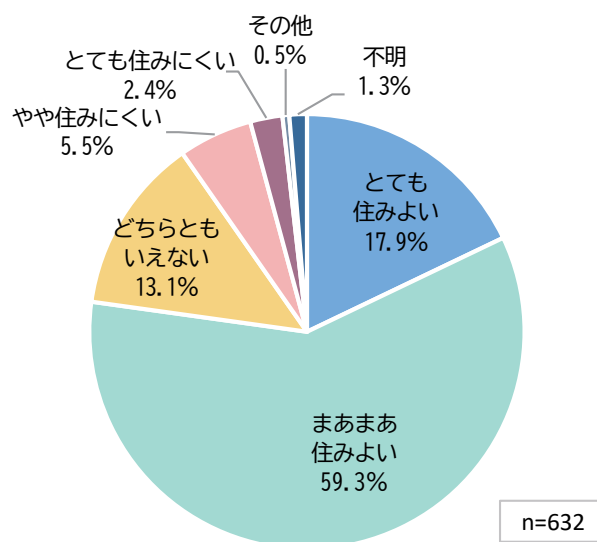
【町民アンケート調査】邑楽町では、今後、町の人口対策をどのようにしたら良いと思いますか



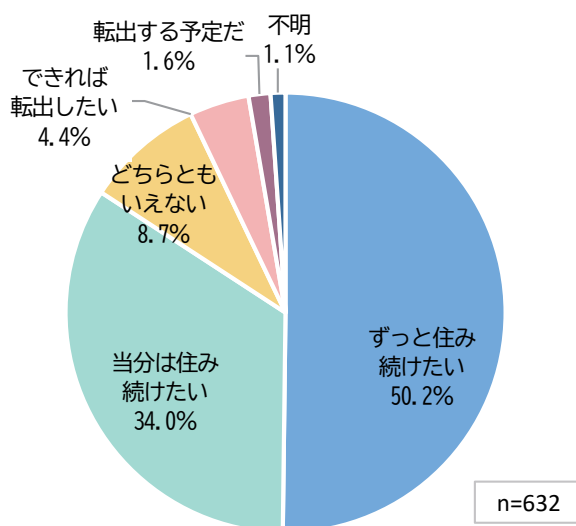
邑楽町の住みやすさについては、「とても住みよい」17.9%、「まあまあ住みよい」59.3%を合わせると、全体の3/4以上が住みよいと感じています。

また、今後については、「ずっと住み続けたい」が50.2%と半数を占め、「当分は住み続けたい」34.0%を合わせると8割以上の方が邑楽町に住み続けたいと考えています。

【町民アンケート調査】あなたは、邑楽町は住みよいと感じていますか



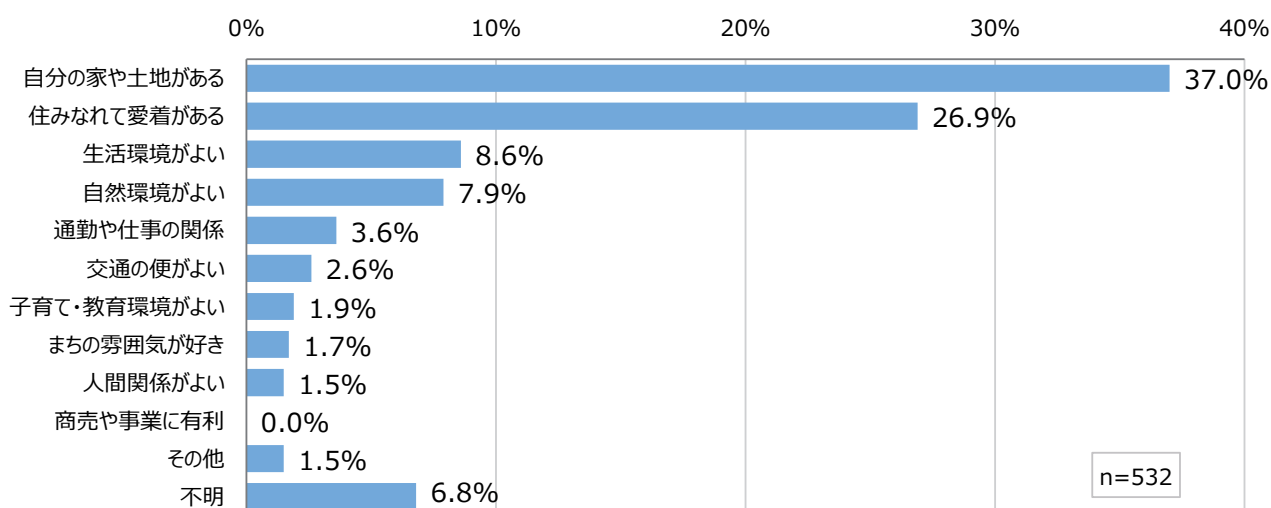
【町民アンケート調査】あなたは、これからも邑楽町に住み続けたいと思いますか



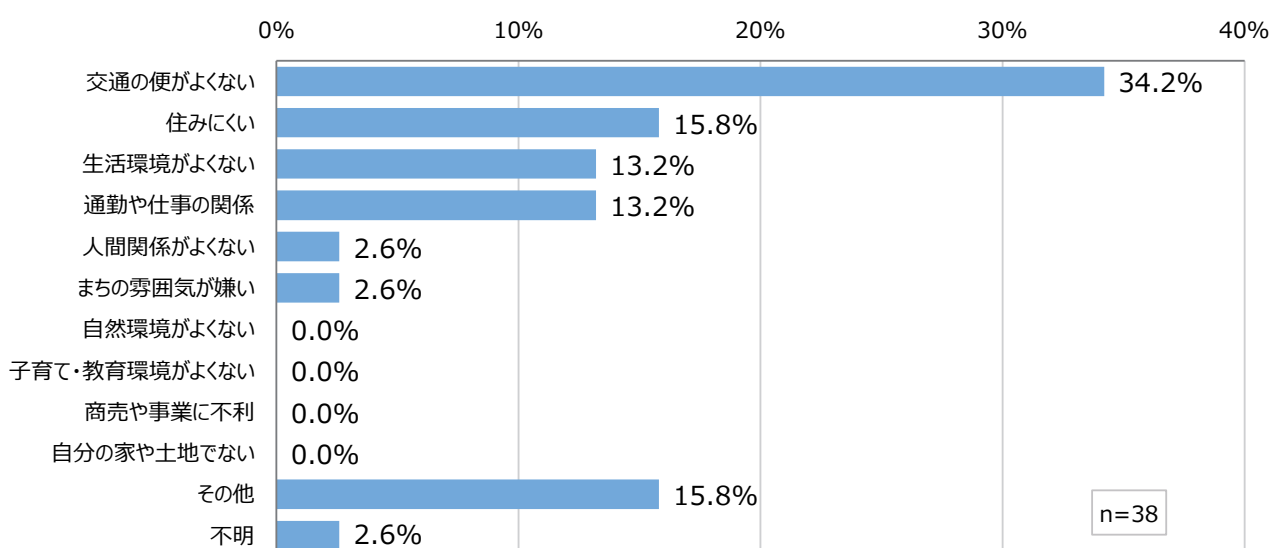
邑楽町に「ずっと住みたい」、「当分は住みたい」と回答した 532 人を対象として、その理由を質問したところ、「自分の家や土地がある」37.0%、「住みなれて愛着がある」26.9%となっており、その他の項目はいずれも1割以下と少なくなっています。

一方、邑楽町から「転出する予定だ」、「できれば転出したい」と回答した 38 人の理由として多かったのは、「交通の便が良くない」34.2%でした。「その他」は、「車がないと生活できない」「特に住み続ける理由がない」などでした。

【町民アンケート調査】住み続けたいと回答した理由



【町民アンケート調査】転出したいと回答した理由



(2) 人口減少などによる地域への影響

① 地域経済・活力に与える影響

- ・生産年齢人口の減少により、労働力の確保が困難となり、町内企業の事業縮小や町外への流出、また、雇用期間の減少による地域産業の衰退など、更なる人口流出が懸念されます。
- ・消費活動の縮小により、町内で生活に必要な商品やサービスを購入することが困難になることが懸念されます。
- ・町の賑わいも低下し、少子高齢化の更なる進行が懸念されます。

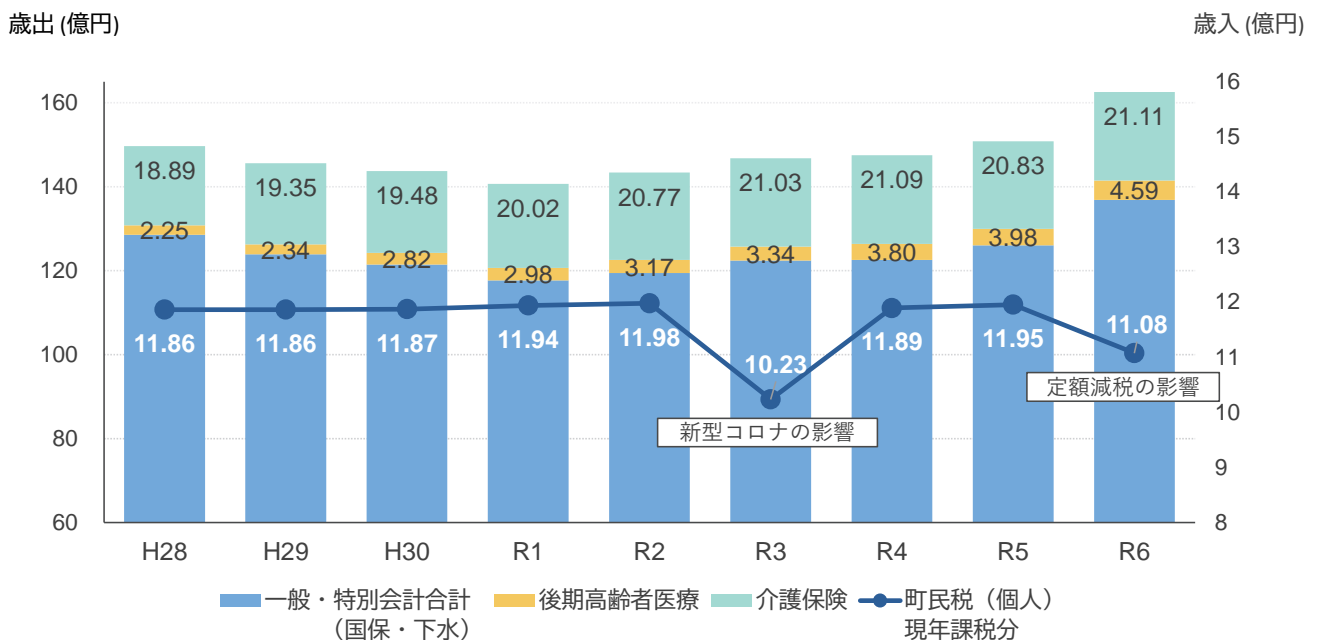
② 町民の生活に与える影響

- ・自治組織の担い手不足が更に深刻化し、地域コミュニティの維持が困難となることで、地域防災活動などに支障が生じることが懸念されます。
- ・子どもの減少により学校や幼保施設などにおける集団活動、交流機会の減少、また、施設の縮小など、子育て教育環境への影響が懸念されます。
- ・空き家や空き地、耕作放棄地の増加に伴う住環境や治安の悪化などが懸念されます。
- ・公共交通の利用者の減少により、バスや鉄道などの維持が困難になることが懸念されます。

③ 町の財政に与える影響

- ・経済活動の縮小、人口減少による町税収入の減少が予想されます。
- ・高齢化率の増加による、医療・介護などの社会保障費の増加が予想されます。
- ・公共施設や道路、下水道などの都市基盤、公共交通の維持管理が困難になり、町民サービスの縮小や廃止しなければならない事態となることも考えられます。

年度別予算の推移



(3) 目指すべき将来の方向性

本町が抱える課題や町民ニーズを踏まえ、目指すべき将来の方向性を設定します。

【人口に関する現状と課題】

- ・国勢調査による本町の人口は、平成12年（2000年）をピークに減少傾向
- ・少子高齢化が進み、生産年齢人口、年少人口は減少傾向
- ・近隣市町と同様に、外国人人口は増加傾向
- ・死亡数が出生数を大幅に上回る自然減が継続
- ・男性の未婚率は全国や県平均をやや上回るも、女性の未婚率はそれらより低い傾向
- ・合計特殊出生率は10年の平均で1.20だが、全国や県平均より低い傾向
- ・社会増減は、令和5年（2023年）に大きく伸びているが、それまでは横ばい傾向
- ・若い世代（15歳から29歳）の転出が多く、その他の世代は転入が転出を上回る傾向
- ・昼夜間人口比率94%と周辺市町より低く、ベッドタウンとしての特性
- ・将来人口推計は、今後も人口減少や少子高齢化が進み、20年後には人口2万人を下回る予測
（国立社会保障・人口問題研究所：2024年6月に発表した人口推計）

【町民意向・ニーズ】

- ・町民アンケートでは「住み続けたい」という永住意向が多い
- ・中学3年生アンケートでは、約4割が「将来も住み続けたい・戻りたい」という意向
（将来はわからない・未定が半数を占める）
- ・人口対策としては「子育て・教育」を重要と考える町民が多い（主に50歳未満）
- ・交通や買い物利便性などを問題視する意見が多い一方、車があれば便利という意見も多い



【目指すべき将来の方向性】

1. 子育て世代に選んでいただける、子育て・教育環境の更なる充実
2. 転入者（U・I・Jターナー）を受け入れる魅力ある定住環境の創出
3. さまざまな働く機会の創出（既存産業の育成、起業支援、リモート勤務環境など）
4. 交通利便性を生かした、若い世代が町に住みながら通学・通勤しやすい仕組み
5. 高齢者の健康増進、健康寿命の延伸
6. 交流・関係人口の創出に向けた地域の魅力向上と情報発信
7. 外国人住民の暮らしやすい環境の創出

(4) 人口の将来展望

① 各パターンによる推計人口

人口ビジョンの検討にあたっては、以下の推計パターンと考え方を設定しました。
複数の条件の中から「合計特殊出生率」と「純移動率」を調整して設定したものです。

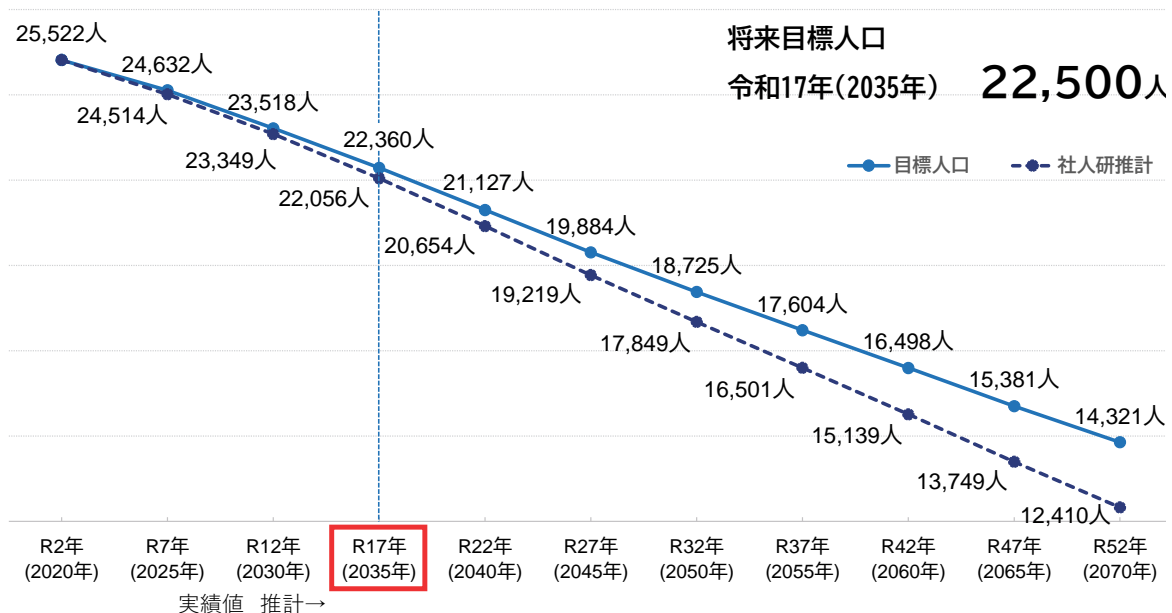
人口ビジョンの推計パターン

パターン	考え方	概要
1	社人研推計に準拠	・社人研推計（将来人口推計ワークシート（令和6年6月版））
2	合計特殊出生率・純移動率を改善	・「群馬県デジタル田園都市構想総合戦略人口ビジョン」を参考に合計特殊出生率（令和42年（2060年）に合計特殊出生率2.07を実現し、その後維持） ・若年層の純移動率の低下傾向を改善

② 目標人口の設定

将来にわたり、町の活力を維持していくため、可能な限り人口減少を抑制していくことが必要です。本人口ビジョンでは、令和52年（2070年）までの5年ごとの目標を設定しました。
総合計画の目標年次である令和17年（2035年）における目標人口を22,500人とします。

人口ビジョン(将来人口推計)



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
目標人口	25,522	24,632	23,518	22,360	21,127	19,884	18,725	17,604	16,498	15,381	14,321
社人研推計	25,522	24,514	23,349	22,056	20,654	19,219	17,849	16,501	15,139	13,749	12,410

用語解説

社人研：「国立社会保障・人口問題研究所」の略称。厚生労働省に設置されている研究機関であり、社会保障と人口問題に関する調査研究を行っている。

「社人研推計」は、将来の人口を、令和2年（2020年）の国勢調査を基に都道府県別・市町村別に推計したものです。



I 序論

II 基本構想

III 前期基本計画

IV 人口ビジョン

V 資料編

V 資料編



1 策定体制

(1) 邑楽町総合開発計画審議会

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関として町長の諮問に応じ、邑楽町総合開発計画に関する重要事項について、必要な調査及び審議を行う。町議会の議員 10 人以内、知識経験のある者 10 人以内の委員 20 人以内で組織し、町長が委嘱する。

(2) 庁内策定組織

1) 策定委員会

総合計画策定のための調整組織で、町長との連絡、専門部会の調整など、計画策定の全ての統括を行うとともに、計画案の基本的方針を決定する。

2) 専門部会

担当部門における現状調査、分析と将来の基本構想案、基本計画案の策定を行う。

(3) 町民参画

1) 町民広聴会

町内 3 会場において、本町の将来のあるべき姿やその取組について意見交換を行う。

2) 町民アンケート調査

町民意識の現状把握をするため、本町のイメージや町民満足度、今後のまちづくりの重要項目について調査を行う。(18 歳以上の 2,000 人)

3) 中学 3 年生アンケート調査

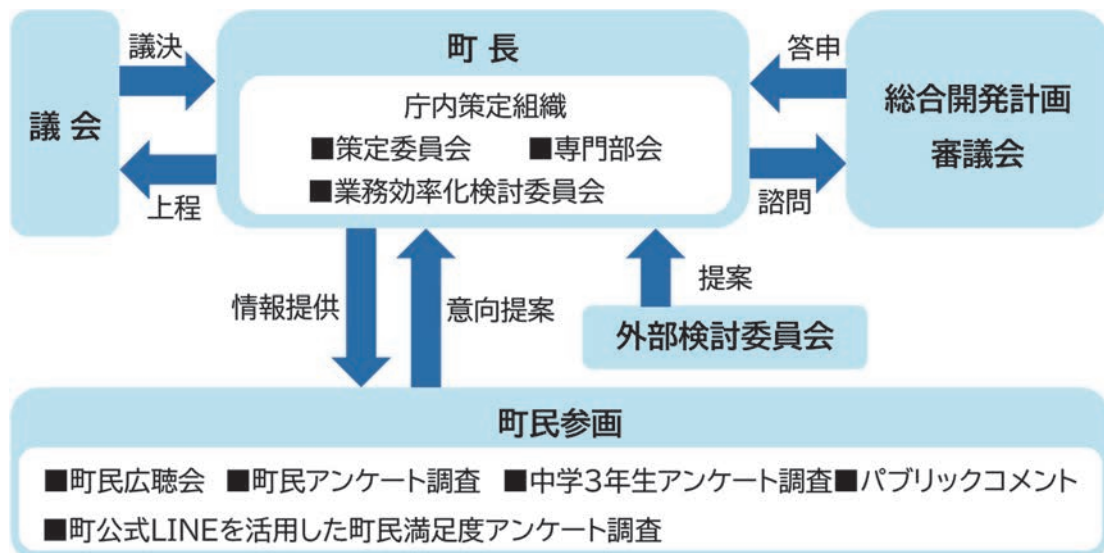
中学 3 年生を対象に、次代を担う子ども達の視点から本町の将来などについて意向を調査する。

4) 町公式 LINE を活用した町民満足度アンケート調査

町公式 LINE を活用して、毎年度、8 つの基本方針の分野ごとに町民満足度を調査する。

5) パブリックコメント

「邑楽町第七次総合計画（案）」を公表し、町民からの意見を募集する。



2 策定経過

年 月	取 組 内 容
令和6年6月	第七次総合計画策定に係る基礎調査の着手
令和6年7月～8月	町民アンケート調査の実施
令和6年7月	中学3年生アンケート調査の実施
令和6年7月	最重要計画策定委員会・専門部会の組織化
令和6年7月	第1回業務効率化検討委員会の開催
令和6年8月	第1回策定委員会・専門部会（合同会議）の開催
令和6年9月	第2回業務効率化検討委員会の開催
令和6年10月	第2回専門部会の開催
令和6年11月	町民広聴会の開催（3会場）
令和6年11月	第3回業務効率化検討委員会の開催
令和6年12月	第3回専門部会の開催
令和7年1月	第2回策定委員会の開催
令和7年2月	庁内各課ヒアリングの実施
令和7年5月	第3回策定委員会・第4回専門部会（合同会議）の開催
令和7年5月～6月	町公式LINEを活用した町民満足度アンケート調査の実施
令和7年6月	第1回総合開発計画審議会の開催・審議会の組織化
令和7年6月	町長から総合開発計画審議会への諮問
令和7年6月	第1回外部検討委員会の開催
令和7年7月	第4回策定委員会・第5回専門部会（合同会議）の開催
令和7年8月	第2回外部検討委員会の開催
令和7年8月	第2回総合開発計画審議会の開催
令和7年9月	パブリックコメントの実施
令和7年9月	第3回総合開発計画審議会の開催
令和7年10月	第5回策定委員会・第6回専門部会（合同会議）の書面開催
令和7年10月	第3回外部検討委員会の開催
令和7年10月	第4回総合開発計画審議会の開催
令和7年10月	総合開発計画審議会から町長へ答申
令和7年12月	令和7年第4回定例会（議会）へ上程・議決

3 関係条例等

(1) 邑楽町議会基本条例

令和2年6月12日

条例第22号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 議会の活動原則（第2条・第3条）
- 第3章 議員の活動原則（第4条）
- 第4章 町民に開かれた議会（第5条―第8条）
- 第5章 町民と議会の関係（第9条・第10条）
- 第6章 議会と行政の関係（第11条―第14条）
- 第7章 議会の機能強化（第15条―第18条）
- 第8章 議員の身分及び待遇（第19条・第20条）
- 第9章 最高規範性と見直し手続（第21条―第23条）

附則

地方分権の推進に伴い、自治体の自己責任と自己決定の範囲が拡大しており、二元代表制の一翼である地方議会の行政の監視機関、意思決定機関、立法機関としての役割と責任は、ますます大きくなっています。

また、町民全体の福祉の向上と町の発展には、町民と議会の信頼関係、協働のまちづくりが強く求められています。

そのために議会は、正確な情報を町民と共有し、多様化する町民ニーズを的確に把握して町政に反映させるため、その議会機能を強化しなければなりません。また、議員は、自己研さんに努め、議会改革を推進し、自らの役割と責任を明確にする必要があります。

このような認識の下、邑楽町議会は「町民に分かりやすい開かれた議会」を実現し、夢あふれる次世代への架け橋となるよう、全力を尽くすことをここに決意し、議会基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会に関する基本的事項を定め、町民参加を基本とする分かりやすい開かれた議会を実現し、町民全体の福祉の向上と豊かなまちづくりに寄与することを目的とします。

第2章 議会の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動します。

- （1） 議会は、町民を代表する議決機関であることを自覚し、常に公平性及び透明性の確保に努め、町民に信頼される議会を目指します。
- （2） 議会は、正確な情報を町民と共有し、開かれた議会を実現するため、議会活動に関する情報公開を徹底します。
- （3） 議会は、町民からの意見を的確に町政に反映させるため、積極的な意見聴取及び議論を展

開する議会運営を行います。

(4) 議会は、行政の監視機能を強化するため、全員協議会、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において必要な資料の提供を求め、十分な審議を行います。

(5) この条例に定めるもののほか、必要に応じて、議会関係条例等の見直しを行います。

(災害対応)

第3条 議会は、災害時において、議会機能を維持し、町長その他執行機関の職員等(以下「町長等」という。)を支援するため次のとおり対応します。

(1) 議会は、必要に応じて、災害時に対応する組織を設置します。

(2) 議会は、議会及び議員の対応及び行動基準を別に定めます。

第3章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動します。

(1) 議員は、議会の構成員としての自覚を持ち、一部団体及び地域の代表の意見にとらわれず、町民全体の福祉の向上を目的として活動します。

(2) 議員は、多様化する町民ニーズに対応するため、自己研さんに努めます。

(3) 議員は、町民の代表者として、高い倫理性が求められていることを自覚するとともに、邑楽町議会議員政治倫理条例(平成19年邑楽町条例第11号)を遵守し、活動します。

第4章 町民に開かれた議会

(町民との連携と説明責任)

第5条 議会は、町民と連携し、協働によるまちづくりを推進するため、年1回以上の議会報告会を開催し、情報を共有し、分かりやすい表現で説明責任を果たします。

(議会広報機能の拡充)

第6条 議会は、迅速かつ的確な広報手段を充実させるため、情報技術の発達を踏まえた議会だより及びホームページ等の定期的な見直しを行い、広報機能の拡充を図ります。

(傍聴の推進)

第7条 議会は、本会議のみならず、全員協議会、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の傍聴人を増やすため、町民が傍聴しやすい環境の整備を推進します。

(請願)

第8条 議会は、紹介議員から請願趣旨の聴取を行います。

第5章 町民と議会の関係

(町民参加の推進)

第9条 議会は、意見提出手続(パブリックコメント手続をいう。)を有効に活用するとともに、町民からの意見や政策提言を聴取し、議会への町民参加を促進します。

(意見交換会の開催)

第10条 議会は、各種団体等から議会に対しての意見を聴取し、行政及び議会活動に反映させるため、各種団体等との意見交換会を年1回以上開催します。

第6章 議会と行政の関係

(議員と町長等の関係)

第11条 議会は、二代表制の原則に従い、審議の場において、町長等と対等関係及び緊張感を保持します。

(政策提案の説明要求)

第12条 議会は、町長が提案する重要な政策について、その論点及び水準を高めるため、町長に対して次に掲げる事項を明らかにするよう求めます。

- (1) 政策の根拠法令
- (2) 政策の発生源と提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討結果
- (4) 町民参加の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算書

(新規条例に関わる規則及び要綱等の説明要求)

第13条 議会は、町長が提案する新規の条例について、それに関わる規則及び要綱等がある場合は、その書面及び説明を町長に求めるものとします。

(議会が議決すべき事件)

第14条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げるものとし、特に重要な計画等について、議会と町長がともに責任を担い、透明性の高い町政運営に資するものとします。

- (1) 邑楽町総合計画基本構想の策定、変更又は廃止
- (2) 邑楽町総合計画基本計画の策定、変更又は廃止
- (3) 邑楽町地域防災計画の策定、変更又は廃止
- (4) 邑楽町都市計画マスタープランの策定、変更又は廃止
- (5) 邑楽町行政改革大綱の策定、変更又は廃止
- (6) 邑楽町公共施設等総合管理計画の策定、変更又は廃止
- (7) 邑楽町子ども・子育て支援事業計画の策定、変更又は廃止
- (8) 邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定、変更又は廃止
- (9) 邑楽町障がい者福祉計画の策定、変更又は廃止
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町政に係る重要な計画等(当該計画等の期間が3年以上のものに限る。)の策定、変更又は廃止

第7章 議会の機能強化

(全員協議会の定期的な開催)

第15条 議会は、常に最新の行政情報を収集し、町民に対して説明責任を果たすため、町長等の出席を求め、月1回以上、全員協議会を開催します。

(議員研修の充実強化)

第16条 議会は、議員の政策立案能力の向上と専門知識の習得を図るため、先進地及び広く各分野の専門家との研修を行います。

(議会事務局の体制整備)

第17条 議会は、議会の監視機能及び調査機能並びに政策立案機能を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図ります。

(議会図書室の充実)

第18条 議会は、議会及び議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実を図ります。

第8章 議員の身分及び待遇

(議員定数)

第19条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、町民の客観的意見、町政の現状及び課題の変化、それに伴う議会の役割並びに将来の予測及び展望を十分考慮するものとし、

2 議員定数の条例改正の議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとし、

3 前項に規定する議案は、町の人口、面積、財政力及び町の事業課題を考慮し、類似町村の議員定数と比較検討し、決定します。

(議員報酬)

第20条 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、町民の客観的意見、町政及び議会の現状及び課題の変化並びにそれに伴う議員の役割を十分考慮するものとし、

2 議員報酬の条例改正の議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとし、

3 前項に規定する議案は、町の人口、面積、財政力及び町の事業課題を考慮し、類似町村の議員報酬と比較検討し、決定します。

第9章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第21条 この条例は、議会における最高規範であり、議会は、この条例の趣旨に反する条例及び規則等を制定しないものとし、

(条例に関する研修)

第22条 議会は、議員にこの条例の本旨と理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行うものとし、

(見直し手続)

第23条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを議員全員で、年1回以上検証します。

2 議会は、前項による検証の結果に基づき、この条例及び議会関係条例等の改正が必要な場合は、適切な措置を講じます。

3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において改正の理由及び背景を詳しく説明するものとし、

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(邑楽町総合計画基本構想の議決に関する条例の廃止)

2 邑楽町総合計画基本構想の議決に関する条例（平成27年邑楽町条例第20号）は、廃止する。

(2) 邑楽町総合開発計画審議会条例

昭和 45 年 12 月 24 日

条例第 23 号

(設置)

第 1 条 邑楽町総合開発計画に関し、町長の諮問に応じて、必要な事項の調査及び審議を行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、邑楽町総合開発計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は委員 20 人以内で組織し、委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員 10 人以内
- (2) 知識経験のある者 10 人以内

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和 53 年条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

附則（昭和 57 年条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和 60 年条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 60 年 8 月 1 日から施行する。

(3)要綱

邑楽町第七次総合計画、第3期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び 第六次邑楽町行政改革大綱策定に関する要綱

令和6年6月14日

要綱第41号

(趣旨)

第1条 この要綱は、邑楽町第七次総合計画、第3期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第六次邑楽町行政改革大綱の3計画を一体化した本町の最重要計画（以下「最重要計画」という。）を策定する事務の円滑な推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 邑楽町第七次総合計画 町の将来の健全な発展を図るために策定する町政の総合的計画をいい、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 邑楽町第七次総合計画におけるまちづくりの基本的な理念や施策展開の基本的方向性、目標を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、町の施策及び根幹的事務事業について作成する計画をいう。
- (4) 第3期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第4条の規定に基づく当町の施策をいう。
- (5) 第六次邑楽町行政改革大綱 当町が行政改革の基本的な考え方や取り組み内容を示し、行政運営の継続的な見直しを進めるために指針として定めるものをいう。

(策定委員会)

第3条 最重要計画を策定するため、最重要計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

2 策定委員会は、最重要計画策定のための最高調整組織で、町長との連絡、専門部会の調整等、計画策定の全ての統括を行うとともに、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 基本計画に関すること。
- (3) その他最重要計画の策定に関し必要な事項に関すること。

3 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織し、町長が任命する。

4 委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 策定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(専門部会)

第5条 第3条第2項の所掌事務を協議するため、策定委員会に専門部会を置く。

- 2 専門部会は、次に掲げる部会をもって組織し、部会員は別に定める職にある者をもって充てる。
 - (1) 第1部会 子育て・教育及び文化・生涯学習について協議する。
 - (2) 第2部会 健康・福祉及び安全・安心について協議する。
 - (3) 第3部会 しごと・賑わい及び生活基盤について協議する。
 - (4) 第4部会 人権・協働及び行財政運営について協議する。
- 3 それぞれの専門部会に部会長、副部会長及び書記を置き、町長が任命する。
- 4 専門部会は部会長が招集し、議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会長等)

第6条 部会長は、委員長の命を受け、所属部会における次に掲げる事務を行う。

- (1) 最重要計画に含まれる事務事業の計画及び方針の企画、調査等調整に関すること。
 - (2) 最重要計画に係る必要な資料の収集、整理及び分析に関すること。
 - (3) その他最重要計画の策定に関すること。
- 2 副部会長は部会長を補佐し、前項各号に掲げる事務について担任する。

(部会長の資料提出要求等)

第7条 部会長は、職務執行上必要があるときは、関係職員又は他の部会長等に対し、資料を提出させ、若しくはその説明を求めることができる。

- 2 前項の要求があったときは、関係職員又は他の部会長等は、直ちに必要資料を整えて要求のあった部会長に提出し、若しくは説明するものとする。

(資料等の送付)

第8条 部会長は、最重要計画に関する事務の参考になると考えられる資料等を作成したときは、委員長に送付するものとする。

- 2 委員長は、最重要計画の事務の参考になると考えられる資料等を作成したときは、各部会長、副部会長等に送付するものとする。

(庶務)

第9条 策定委員会及び専門部会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、最重要計画の策定に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(邑楽町行政改革推進本部設置要綱の廃止)

2 邑楽町行政改革推進本部設置要綱（平成25年邑楽町要綱第14号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

役職名	職 名
委員長	副町長
副委員長	教育長
	総務課長
委員	議会事務局長
	財政課長
	企画課長
	税務課長
	住民保険課長
	福祉介護課長
	健康づくり課長
	子ども支援課長
	農業振興課長
	農業委員会事務局長
	商工振興課長
	建設環境課長
	都市計画課長
	会計課長
学校教育課長	
生涯学習課長	

4 諮問書・答申書

【諮問】

邑企発第31号
令和7年6月17日

邑楽町総合開発計画審議会
会長 中村 正明 様

邑楽町長 橋本 光規
(企 画 課)

邑楽町第七次総合計画、第3期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び
第六次邑楽町行政改革大綱について（諮問）

邑楽町総合開発計画審議会条例（昭和45年条例第23号）第1条の規定に基づき、邑楽町第七次総合計画、第3期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第六次邑楽町行政改革大綱について貴審議会の意見を求めます。

【答 申】

審議会答申書

令和7年10月31日

邑楽町長 橋本 光規 様

邑楽町総合開発計画審議会
会 長 中村 正明

邑楽町第七次総合計画、第3期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び 第六次邑楽町行政改革大綱について(答申)

本審議会では、令和7年6月17日付け邑企発第31号をもって町長から諮問のあった「邑楽町第七次総合計画、第3期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第六次邑楽町行政改革大綱」について慎重に審議した結果、当計画の基本構想の実現に向け、積極的に推進すべき計画であると認め、次のとおり答申します。

答 申

1 本町の特性を生かした独自性のある計画

本町は交通アクセス性に優れ、災害の影響を比較的受けにくいことや農作物のブランド化、また、充実した子育て・教育環境や豊かな自然環境、歴史文化など、さまざまな魅力を有しています。これらの地域特性や魅力を十分に認識するとともに有効活用することで、独自性のある計画としてください。

現在も住んでいるさまざまな世代の町民に加え、外から移り住む人々にも目を向けて、誰もが元気に永く住み続けられるまち、住み続けたいまちとなることを期待しています。

2 長期的展望と変化への柔軟な対応

少子高齢化の進行や人口減少、社会経済や価値観の多様化、デジタル化の進展など、社会情勢は大きく変化しています。

このような時代背景にあっては、長期的展望を持ち、計画に基づく各施策を着実に推進するとともに、時代の急激な変化に対応するため、必要に応じて柔軟な計画の見直し・更新を行ってください。

3 町民参加と協働

これまで、町民アンケート調査や中学3年生アンケート調査、町民広聴会、パブリックコメントなどを通して、多くの町民からの意見・提案を踏まえて計画の作成を進めてきました。各施策や取組の実施にあたっては、町民参加や協働の視点を十分に意識して取り組んでください。

計画の内容を多くの町民と共有し、共感してもらうため、読み手にわかりやすくなるよう留意するとともに、本計画と本町の魅力を町内外の多くの人に知っていただくため、さまざまな場面や各種媒体（広報おうら、ホームページ、公式LINEなど）を活用して効果的な情報発信に努めてください。

また、各分野の施策や重点施策の進行管理については、協働によるまちづくりの推進に資するよう、町民参加による評価の実施など、これまで以上に町民が関わることのできる仕組みを構築してください。また、町民が主体的にまちづくりに参加する動機付けについても具体的な検討をお願いします。

4 さまざまな連携の推進

町（行政）単独でできることは限られるため、さまざまな分野における施策や取組に関する幅広い協働・連携や人的資源の活用など、町民や事業者、周辺市町などとの連携を推進していくことを求めます。

5 計画の進行管理

計画は、策定後に進捗状況を定期的に確認し、適正な評価や見直しを行うことが最も重要です。

町民や行政職員にとって、計画の進め方がわかりやすいロードマップを作成してください。

進行管理については、従来の行政評価（主観的評価）に加え、町民や事業者による客観的評価も加えて、適正に評価し、町民に対してわかりやすく積極的な情報公開に努めてください。

6 実現性確保のための財政運営や体制づくり

計画の実現性を担保するための財政運営も重要です。国の補助金・交付金や企業版ふるさと納税などの資金調達に関する調査研究も積極的に進めてください。

また、計画推進の主体となる行政職員の働きやすさや、やり甲斐を高めるため、ワークライフバランスへの配慮、デジタル化などの若手職員の知識やアイデアの積極的な活用、女性や高齢者を含む民間人材の活用などについても積極的に取り組んでください。

なお、別添資料は、邑楽町総合開発計画審議会委員の意見や提案を分野別にまとめたものです。これらの審議の過程で各委員から出された意見や提案の趣旨を可能な限り尊重し、まちの将来像「幸せあふれる 住みよいまち“おうら”」を実現できる計画として策定してください。

また、各施策の基本目標に則して、分野横断的に各施策を推進してください。

(別添資料)

審議会委員の意見・要望

計画全般

<審議会委員からの意見・要望>

- ・将来像や基本目標の達成に向けて、分野別施策について新たな取組を設けるべき
- ・本計画に基づく分野別個別計画が全体的に網羅できるように整理してほしい
- ・毎年度、達成度を評価・総括し、皆で確認し合い、次年度の取組を柔軟に決めていくべき

基本目標 1 みんなの笑顔があふれ、誰もが輝けるまちづくり【子育て・教育】【文化・生涯学習】

- ・安心して子どもを産み育てられる環境づくりや、幼児教育・保育や学校教育の一層の充実、学校と家庭と地域が一体となって子どもたちを見守る仕組みづくりに取り組んでください。
- ・地域の歴史文化の継承や町民の学ぶ意欲と創造力の育成に努め、その成果を社会に生かしていくことができる環境づくりをお願いします。

<審議会委員からの意見・要望>

- ・幼児教育・保育施設の再編において該当する施設名の明確化
- ・子どもたちにとって安心安全な「オーガニック給食」への関心の高まり
- ・地域と園・学校、家庭が三位一体となって学びの場づくり
- ・少子化などを背景とした中長期的な中学校の再編検討や部活動の見直し
- ・小学校のプールの効率的な運営のための近隣の民間スイミングスクールへの業務委託などの検討
- ・公立幼稚園・保育園の園児用マイクロバスの導入
- ・子どもを産み育てられる医療が求められていることの明文化

基本目標 2 誰もが安心して、心身ともに健康で元気に暮らせるまちづくり

【健康・福祉】【安全・安心】

- ・高齢者や障がい者を含め、町民が元気に生活できるよう、予防医療の展開や医療体制の充実に向けた取組を進めてください。また、地域で支え合う仕組みづくりを推進してください。
- ・激甚化する災害に対して、迅速に対応する体制づくりの強化や、地域の力、デジタル化技術を活用した安全・安心な環境づくりを進めてください。

<審議会委員からの意見・要望>

- ・障がい者福祉における介護者（ケアラー）への支援も必要
- ・犯罪被害者への支援
- ・医療体制整備に関する、関係市町の地域医療を考える組織の創設、医師会や県への改善の申し出
- ・地域での支え合いの体制整備や地域福祉に係わる団体やボランティアの支援
- ・地域の防災意識の向上や、地域と行政との協働による防災力の強化

基本目標3 活力と魅力のある持続可能なまちづくり【しごと・賑わい】【生活基盤】

- ・地域資源を生かした農業や産業振興、創業支援など、活力再生の取組、町の魅力や情報を町内外へ積極的な発信を進めてください。
- ・人口減少や少子高齢化社会に対応した生活基盤を整えてください。
また、豊かな水と緑に恵まれた自然環境を守るとともに、身近な生活環境に関する問題に取り組み、環境にやさしい持続可能なまちづくりを進めてください。

<審議会委員からの意見・要望>

- ・田植え不要のコメ栽培支援（乾田直播）の推進
- ・国が進める「みどりの食料システム戦略」に基づく有機農業取組面積の拡大
- ・住民の不安や心配要素が増幅傾向にある「ヤード」について、何らかの対策が必要
- ・ヤードに関する条例制定や不法投棄を厳しく取り締まる方法の検討
- ・地域金融機関との協働による持続可能な地域経済モデルの構築
- ・農業者・新規就農者の育成として耕作放棄地や遊休農地の活用

基本目標4 地域で支え合う、協働とデジタル技術を活用したまちづくり【人権・協働】【行財政運営】

- ・全ての町民の人権が等しく尊重される共生社会の実現や、社会課題の解決に向けた町民や事業者と行政が一体となった協働のまちづくりを積極的に推進してください。
- ・多様化する町民ニーズに対応するとともに、人手不足などに対応した効率的行政運営を進めるため、デジタル技術の有効活用を一層推進してください。
- ・持続可能で自立した行財政運営をお願いします。

<審議会委員からの意見・要望>

- ・財政運営の目標指標に「経常収支比率」を追加。予測が難しいが、投資可能額の目標は必要
- ・「男女共同参画社会の推進」のための目標指標への「女性委員の割合」の追加
- ・DX、デジタル化の推進にあたり、若手職員からの検討課題などの意見の吸上げ

5 策定組織名簿

(1) 邑楽町総合開発計画審議会名簿

No.	区分	役職	氏名	委員
1	議 会 議 員	議 長	松島 茂喜	1号委員
2	議 会 議 員	副 議 長	黒田 重利	//
3	議 会 議 員	総務教育常任委員長	佐藤 富代	//
4	議 会 議 員	総務教育常任委員	武井 清二	//
5	議 会 議 員	産業福祉常任委員長	神山 均	//
6	議 会 議 員	産業福祉常任副委員長	松村 潤	//
7	議 会 議 員	産業福祉常任委員	原 義裕	//
8	邑 楽 町 区 長 会	会 長	阿部 浩明	2号委員
9	邑 楽 町 農 業 委 員 会	会 長	横山 正行	//
10	邑 楽 町 商 工 会	会 長	長山 清	//
11	邑 楽 町 社 会 福 祉 協 議 会	会 長	小林 茂 ^{※1} 大竹喜代子 ^{※2}	//
12	邑 楽 町 民 生 委 員 ・ 児 童 委 員 協 議 会	会 長	内田 雅行	//
13	邑 楽 町 教 育 委 員 会	教 育 長 職 務 代 理 者	岡田 真幸	//
14	邑 楽 町 体 育 協 会	会 長	新井 貴之	//
15	関 東 学 園 大 学 経 済 学 部 経 済 学 科	教 授	中村 正明	//
16	館 林 信 用 金 庫	邑 楽 町 支 店 長	中村 武正	//
17	ケ ー ブ ル テ レ ビ 館 林	局 長	鈴木 弘樹	//

※1 令和7年6月23日まで

※2 令和7年6月23日から

(2) 邑楽町最重要計画策定外部検討委員会委員名簿

No.	氏名	所属
1	茂木 愛	関東学園大学 経済学部 経済学科 3年生
2	坂本 芹那	関東学園大学 経済学部 経済学科 2年生
3	松岡 玲菜	関東学園大学 経済学部 経済学科 2年生
4	上松ちなつ	関東学園大学 経済学部 経済学科 1年生
5	市川 雄翔	関東学園大学 経済学部 経済学科 1年生

(3) 邑楽町最重要計画策定委員会委員名簿

No.	役職名	氏名	職名
1	委員長	関口 春彦	副 町 長
2	副委員長	小林 淳一	教 育 長
3	副委員長	石原 光浩	総 務 課 長
4	委員	中繁 正浩	議 会 事 務 局 長
5	//	横山 淳一	財 政 課 長
6	//	小沼 勇人	企 画 課 長
7	//	矢島 規行	税 務 課 長
8	//	山口 哲也	住 民 保 険 課 長
9	//	金子佐知枝	福 祉 介 護 課 長
10	//	田中 敏明	健 康 づ く り 課 長
11	//	松崎 澄子	子 ど も 支 援 課 長
12	//	金井 孝浩	農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長
13	//	小島 拓	商 工 振 興 課 長
14	//	石原 薫	建 設 環 境 課 長
15	//	新島 輝之	都 市 計 画 課 長
16	//	野中 和也	会 計 課 長
17	//	川島 隆史	学 校 教 育 課 長
18	//	藤田 和良	生 涯 学 習 課 長

(4) 邑楽町最重要計画専門部会委員名簿

部会名	No.	役職名	氏名	所属		職名
第1部会	1		高橋 瞳	健康づくり課	母子保健係	係長
	2	副部会長	小林 郁恵	子ども支援課	児童福祉係	課長補佐
	3		細谷 理恵	//	//	係長
	4		橋本 憲一	//	児童支援係	係長
	5		坂口千奈美	//	おうらこども園	課長補佐
	6		内田 里美	//	//	係長
	7		中村 弘美	//	南保育園	課長補佐
	8		眞下 恵子	//	//	係長
	9		中里 亜弥	//	中央保育園	課長補佐
	10		橋本 和美	//	中野幼稚園	係長
	11		木村麻由美	//	長柄幼稚園	係長
	12		田村 昌代	//	東児童館	係長
	13	書記	森本賢太郎	学校教育課	庶務係	係長
	14		橋本 典子	//	学校教育係	係長
	15		久保田 裕	//	学校指導係	課長補佐
	16		黒澤 伸元	//	//	係長
	17		栗原 宏美	//	給食センター	係長
	18		大澤 勇太	生涯学習課	生涯学習係	係長
	19	部会長	吉沢 貴	//	文化財係	課長補佐
	20		中村 明正	//	中央公民館管理係	係長
	21		石倉 庸行	//	中央公民館事業係	係長
	22		相場 嘉光	//	長柄公民館	課長補佐
	23		太田 直樹	//	高島公民館	課長補佐
	24		中島 和美	//	図書館管理係	課長補佐
	25		若旅佐矢子	//	図書館奉仕係	係長
	26		高橋 克徳	//	町民体育館	課長補佐
	27		築比地秀嗣	//	スポーツ推進係	係長
第2部会	1		豊嶋 耕平	総務課	交通防災係	係長
	2	部会長	新井 美和	住民保険課	窓口係	課長補佐
	3		松島 智明	//	管理戸籍係	係長
	4		内田 知栄	//	住民相談係	課長補佐
	5		金澤 要	//	国民健康保険係	係長
	6		横田 修之	福祉介護課	社会福祉係	係長
	7	副部会長	川田 直也	//	障害福祉係	課長補佐
	8		築比地朋美	//	介護保険係	係長
	9		霜田 薫	//	地域包括ケア推進係	係長
	10		高橋 瞳	健康づくり課	母子保健係	係長
	11	書記	深澤 大樹	//	健康推進係	係長
	12		勅使河原大宣	商工振興課	商工振興係	課長補佐

部会名	No.	役職名	氏名	所属		職名
第3部会	1		堀 基範	企 画 課	広 報 広 聴 係	係 長
	2		中村 圭臣	〃	企 画 調 整 係	係 長
	3		中村 和典	農 業 振 興 課	農 政 係	係 長
	4		内田 純伸	〃	農 業 改 善 係	課長補佐
	5	副部会長	勅使河原大宣	商 工 振 興 課	商 工 振 興 係 兼 地 域 振 興 係	課長補佐
	6		今泉 梢	〃	統 計 労 政 係	係 長
	7		水野 潤一	建 設 環 境 課	管 理 係	係 長
	8		吉田 訓史	〃	工 務 係	係 長
	9		吉田 一成	〃	住 宅 政 策 係	係 長
	10	書記	小室 敬祐	〃	生 活 環 境 係	課長補佐
	11		小林 弘幸	都 市 計 画 課	都 市 計 画 係 兼 開 発 係	係 長
	12		江面 嘉之	〃	区 画 整 理 係	係 長
	13		秋元 紀孝	〃	下 水 道 係	係 長
	14	部会長	國府田 諭	農 業 委 員 会	農 業 振 興 係	課長補佐
第4部会	1		秋元 智美	議 会 事 務 局	庶 務 議 事 係	係 長
	2		岩谷 聡志	總 務 課	人 事 職 員 係	係 長
	3	書記	成塚 弘幸	〃	行 政 係 兼 秘 書 係	係 長
	4		大野 哲	財 政 課	財 政 係	係 長
	5		唐澤 友樹	〃	契 約 検 査 係	係 長
	6	副部会長	網倉雄二郎	〃	施 設 管 理 係	係 長
	7		堀 基範	企 画 課	広 報 広 聴 係 兼 情 報 政 策 係	係 長
	8		中村 圭臣	〃	企 画 調 整 係	係 長
	9		小林 聖史	税 務 課	町 民 税 係	係 長
	10		上村 裕希	〃	資 産 税 係	係 長
	11		中村 裕子	〃	諸 税 係	係 長
	12		小沼 伸枝	〃	収 納 対 策 係	係 長
	13	部会長	内田 知栄	住 民 保 険 課	住 民 相 談 係	課長補佐
	14		片山三恵子	会 計 課	出 納 係	係 長


(5) 邑楽町業務効率化検討委員会委員名簿

No.	氏名	所属	職名
1	津久井大樹	議会事務局	主任
2	石島直樹	総務課	主任
3	舘崎勇樹	財政課	主任
4	青木悠	企画課	主任
5	高坂泉	税務課	主任
6	山邊将平	住民保険課	主事
7	本澤和樹	福祉介護課	主任
8	櫻井春菜	健康づくり課	主任
9	阿部雄也	子ども支援課	主事
10	寺崎貴哉	農業振興課	主任
11	近藤誠生	商工振興課	主任
12	野木村拓	建設環境課	主任
13	関根悠貴	都市計画課	主任
14	笠原彩加	会計課	主事
15	小宮雅貴	学校教育課	主事補
16	大澤勇太	生涯学習課	主任

(6) 策定事務局

No.	所属	職名	氏名
1	企画課	課長	小沼 勇人
2	企画課 企画調整係	係長	中村 圭臣
3	企画課 企画調整係	主任	齊藤 拓

6 施策体系一覧



基本目標	基本方針	分野別施策 (施策大項目)	取組	担当課
1 みんなの笑顔があふれ、誰もが輝けるまちづくり	1 子育て・教育 子育て環境の充実	1 子育て支援	(1) 安心して出産できる支援	健康づくり課
			(2) 子育て環境の充実	健康づくり課
			(3) 放課後児童クラブの充実	子ども支援課
			(4) 地域ぐるみの子育て支援の推進	健康づくり課
			(5) 就学の支援	学校教育課
			(6) ひとり親福祉の充実	子ども支援課
		2 幼児教育・保育	(1) 幼児教育・保育施設の再編	子ども支援課
			(2) 教育・保育内容と体制の充実	
			(3) 健康・安全管理の充実	
			(4) 特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実	
			(5) 家庭・地域・小学校との連携強化	
		3 学校教育	(1) 学校経営及び教育内容の改善・充実	学校教育課
			(2) 学級経営・生徒指導の充実	
			(3) 学校給食の充実	
			(4) 学校施設の整備	
	(5) デジタル技術の有効活用			
	2 文化・生涯学習 学ぶ意欲と創造力の育成	4 社会教育	(1) 生涯学習推進支援体制の充実	生涯学習課
			(2) 魅力ある生涯学習の展開	
			(3) 社会教育事業の充実	
			(4) 青少年の健全育成	
		5 スポーツ振興	(1) 生涯スポーツ普及・促進	
			(2) スポーツ施設の整備・充実	
		6 芸術文化振興	(1) 芸術・文化活動の推進	
			(2) 文化活動の拠点となる施設の活用	
(3) 文化財の保存と活用				



基本目標	基本方針	分野別施策 (施策大項目)	取組	担当課		
2 誰もが安心して、心身ともに健康で元気に暮らせるまちづくり	3 地域で支え合う元気な暮らし 健康・福祉	7 健康づくり	(1) 健康寿命延伸のための取組	健康づくり課	住民保険課	
			(2) 感染症予防対策の強化		住民保険課	
			(3) 精神保健体制の充実			関係各課
			(4) 疾病の早期発見・早期治療支援の充実			
			(5) 食育の推進			
			(6) 地域医療サービスの充実			
		8 地域福祉	(1) 地域福祉の充実	福祉介護課		
			(2) 地域支援事業の充実			
		9 高齢者福祉	(1) 生きがい対策の推進	住民保険課		
			(2) 高齢者福祉施設整備の推進			
	(3) 後期高齢者医療制度の適正な運営					
	(4) 介護保険制度の適正な運営					
	10 障がい者福祉	(1) 保健・福祉・医療体制の充実	福祉介護課			
(2) ボランティア活動の支援						
(3) 社会参加の促進						
4 地域力で守る安心した暮らし 安全・安心	11 防災	(1) 地域の防災力の向上	総務課			
		(2) 災害応急体制の整備				
		(3) 消防力の充実・強化				
	12 安全対策	(1) 防犯体制・活動の推進				
		(2) 犯罪や非行を防止する環境整備の推進				
		(3) 交通安全対策の推進				
		(4) 安全な交通環境の整備				
13 住民相談	(1) 相談事業の推進	住民保険課				
	(2) 消費者の安全対策の推進	商工振興課				



基本目標	基本方針	分野別施策 (施策大項目)	取組	担当課	
3 活力と魅力のある持続可能なまちづくり	5 まちの活力の再生 つなぐ・賑わい	14 産業振興	(1) 町内事業者への支援	商工振興課	
			(2) 企業イノベーションや創業の支援		
			(3) 企業誘致の推進		
			(4) 商業の活性化		
			(5) 就労の支援		
			(6) 勤労者支援の充実		
	15 農業振興	(1) 持続可能な農業経営の確立	農業振興課	農業委員会	
		(2) 農畜産物の高付加価値化と6次産業化の推進			
		(3) 農村環境の保全と改善			
	16 タウンプロモーション	(1) 魅力ある観光コンテンツ	商工振興課	企画課	
		(2) 広域周遊観光			
		(3) 町の魅力の発信とイメージ向上			
	17 土地利用	(1) 都市的土地利用の促進	都市計画課		
		(2) 自然的土地利用の保全	農業振興課	農業委員会	
		(3) 快適な市街地や生活拠点の形成	都市計画課		
		(4) 公園の整備・活用		農業振興課	
		(5) 緑・自然環境保全の啓発			
	18 住宅・住環境	(1) 町営住宅の整備と要住宅配慮者への支援	建設環境課		
		(2) 民間の住宅への支援			
		(3) 空き家の発生抑制と適切な管理の促進			
(4) 環境美化運動の推進					
19 交通	(1) 町道の整備・維持管理	都市計画課			
	(2) 戦略的な道路整備の推進				
	(3) 鉄道利用の促進	企画課			
	(4) 公共交通の推進				
20 環境	(1) 地球温暖化防止対策の推進	建設環境課			
	(2) 不法投棄とヤード等対策の推進				
	(3) 都市型公害対策の推進				
	(4) 持続可能な上下水道	都市計画課		建設環境課	
	(5) ごみの減量と資源化の推進	建設環境課			
6 環境にやさしい快適な暮らし 生活基盤					

基本目標	基本方針	分野別施策 (施策大項目)	取組	担当課	
4 地域で支え合う、協働とデジタル技術を活用したまちづくり	7 みんなのつながり 人権・協働	21 協働	(1) 地域コミュニティ活動の推進	総務課	企画課
			(2) 協働のまちづくりの推進	企画課	総務課
			(3) 町政情報の共有		
		22 人権・共生	(1) 人権尊重の社会づくり	住民保険課	生涯学習課
			(2) 男女共同参画社会の推進		
			(3) 多文化共生社会の実現	企画課	全課
	8 サービスの充実と効率化 行財政運営	23 行政効率化 DX	(1) 行政サービス・行政事務の効率化・DX	企画課	
			(2) 計画的な事業の執行と行政評価の推進		
			(3) 機能的な組織の構築と職員の資質向上	総務課	企画課
			(4) 公民連携の推進	企画課	
			(5) 広域協議会などによる継続的連携		
		24 財政運営	(1) 健全な財政運営	財政課	企画課
			(2) 財源（歳入）の確保	税務課	財政課
			(3) 公共施設・公有財産の適正な管理	財政課	会計課



7 個別計画一覧

施策番号	施策名	個別計画	施策担当課
1	子育て支援	● 第3期邑楽町子ども・子育て支援事業計画	子育て支援課 健康づくり課 学校教育課
2	幼児教育・保育	● 第3期邑楽町子ども・子育て支援事業計画	子ども支援課 学校教育課
3	学校教育	● 邑楽町教育大綱	学校教育課
4	社会教育	● 邑楽町教育大綱 ● 邑楽町社会教育計画	生涯学習課
5	スポーツ振興	● 邑楽町教育大綱 ● 邑楽町社会教育計画	生涯学習課
6	芸術文化振興	● 邑楽町教育大綱 ● 邑楽町社会教育計画	生涯学習課
7	健康づくり	● 第3次健康おうら 21（邑楽町健康増進計画・食育推進計画・自殺予防対策計画） ● 邑楽町国民健康保険第3期データヘルス計画 ● 第4期特定健康診査等実施計画	健康づくり課 住民保険課 （関係各課）
8	地域福祉	● 第3次邑楽町地域福祉計画・邑楽町地域福祉活動計画 （邑楽町成年後見制度利用促進基本計画、邑楽町再犯防止推進計画）	福祉介護課
9	高齢者福祉	● 第9期邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	福祉介護課 住民保険課
10	障がい者福祉	● 邑楽町障がい者福祉計画 ● 第7期邑楽町障害福祉計画 ● 第3期邑楽町障害児福祉計画	福祉介護課
11	防災	● 邑楽町地域防災計画 ● 邑楽町国土強靱化計画地域計画 ● 邑楽町国民保護計画 ● 邑楽町災害廃棄物処理計画 ● 邑楽消防団再編成実施計画	総務課
12	安全対策	● 第11次邑楽町交通安全計画 ● 邑楽町通学路交通安全プログラム	総務課
13	住民相談	—	住民保険課 商工振興課
14	産業振興	● 創業支援等事業計画 ● 経営発達支援計画 ● 先端設備等における導入基本計画 ● 事業継続力強化支援計画	商工振興課


施策番号	施策名	個別計画	施策担当課
15	農業振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域計画 ● 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 ● 邑楽町鳥獣被害防止計画 	農業振興課 農業委員会
16	タウンプロモーション	—	商工振興課 企画課
17	土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 邑楽町都市計画マスタープラン ● 邑楽町立地適正化計画 ● 邑楽町農業振興地域整備計画 ● 邑楽町森林整備計画 ● 鶉土地区画整理事業事業計画 ● 邑楽町公園施設等長寿命化計画 	都市計画課 農業振興課 農業委員会 建設環境課
18	住宅・住環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 邑楽町町営住宅長寿命化計画 ● 邑楽町耐震改修促進計画 ● 邑楽町空家等対策計画 ● 邑楽町環境基本計画 ● 邑楽町所有者不明土地対策計画 	建設環境課
19	交通	<ul style="list-style-type: none"> ● 邑楽町橋梁長寿命化修繕計画 ● 邑楽町舗装維持修繕計画（長寿命化計画） ● 邑楽町道路構造物修繕計画（長寿命化計画） ● 邑楽町都市計画マスタープラン ● 邑楽町立地適正化計画 ● 館林都市圏地域公共交通計画 	建設環境課 都市計画課 企画課
20	環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 邑楽町環境基本計画 ● 一般廃棄物処理基本計画 ● 一般廃棄物処理基本実施計画 ● 邑楽町災害廃棄物処理計画 ● 東毛流域下水道（西邑楽処理区）関連邑楽町公共下水道事業計画 ● 邑楽町公共下水道ストックマネジメント計画 	建設環境課 都市計画課
21	協働	—	企画課 総務課
22	人権・共生	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2次邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画 ● 邑楽町男女共同参画推進計画 ● 邑楽町社会教育計画 	住民保険課 生涯学習課 企画課 （全課）
23	行政効率化 DX	<ul style="list-style-type: none"> ● 邑楽町職員研修基本計画 	企画課 総務課
24	財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 邑楽町公共施設等総合管理計画 ● 邑楽町建物系公共施設個別施設計画 	財政課 税務課 企画課 会計課

8 各施策の目標指標一覧

施策番号	施策名	指標（行動目標、成果目標）	基準値 （令和6年度）	目標値 （令和12年度）
1	子育て支援	児童館利用者アンケートにおいて 「お子さんは児童館の活動を楽しみにしている」と回答した人の割合	41%	50%
		ファミリー・サポート・センター会員数	79人	90人
2	幼児教育・保育	公立幼稚園2園または再編後の新施設の利用園児数（3月末時点）	92人	100人
		保護者アンケートにおいて、教育・保育内容の充実に関する質問に「良好」と回答した人の割合	55%	65%
3	学校教育	教育支援・生徒指導相談件数	35件	48件
		学校給食での地場産農産物使用率 （使用農産物全体に占める地場産の割合：重量）	23.3%	30%
4	社会教育	社会教育施設（公民館・町立図書館）利用者・入館者数	246,899人	260,000人
		社会教育主事の有資格者数	3人	5人
5	スポーツ振興	スポーツフェスティバル参加人数	3,000人	3,500人
		1年以上改善されていない故障箇所の件数	5件	0件
6	芸術文化振興	町民文化祭来場者数	3,968人	4,500人
		町の文化財に関する企画展への来場者数	739人	800人
7	健康づくり	おうらてくてくアプリのポイント付与数	3,035,536 ポイント	4,700,000 ポイント
		3歳児健診アンケートにおいて「かかりつけ医がいる」と回答した人の割合	88%	95%
8	地域福祉	民生委員・児童委員の研修会回数	13回	15回
		介護予防教室参加者数	1,143人	1,300人
9	高齢者福祉	介護予防サポーター登録者数	60人	100人
		後期高齢者健診受診率（人間ドック含）	44%	50%
10	障がい者福祉	介護給付及び訓練給付の利用者数	3,308人	3,800人
		手話奉仕員養成講座修了者数	12人	15人
11	防災	災害協定締結数	33団体	40団体
		防災訓練・教室を実施する行政区数	2行政区	34行政区

施策番号	施策名	指標（行動目標、成果目標）	基準値 （令和6年度）	目標値 （令和12年度）
12	安全対策	邑楽町てくてくパトロール登録者数	0人	150人
		家庭用防犯カメラ設置総件数	56件	200件
13	住民相談	法律相談利用者件数	112件	144件
		消費生活に関する啓発活動や情報提供の回数	28回	36回
14	産業振興	町制度融資に係る融資金額（商・工業関係）	46,010千円	65,150千円
		企業誘致数	0	1
15	農業振興	認定農業者数	152人	160人
		おうらブランド認証品数	104品	150品
16	タウンプロモーション	観光入込客数 県内・（県外）	138,346人 （40,997人）	160,000人 （48,000人）
		町公式 LINE の登録者数	2,133人	4,500人
17	土地利用	居住誘導区域内の推定人口割合	36.9%	37.6%
		鶉地区の面積整備率	58.4%	69.9%
18	住宅・住環境	空き家戸数	334戸	334戸
		周辺住環境の町民満足度	新規	100%
19	交通	邑楽町舗装維持修繕計画（長寿命化計画）に位置づけしている町道の舗装補修工事の割合	—	100%
		鉄道1日乗車人数（本中野・篠塚駅）	1,078人	1,300人
20	環境	汚水処理人口普及率	65.3%	69.8%
		リサイクル率	15.5%	20%
21	協働	協働のまちづくり支援事業数	12件	20件
		町公式 LINE による情報発信回数	148件	360件
22	人権・共生	審議会などの女性委員の割合	32.4%	40%
		外国人世帯の自治会加入率	15%	23%
23	行政効率化 DX	町公式 LINE から行える行政手続数	0件	10件
		包括連携事業者の取組事業数	36件	50件
24	財政運営	実質公債費比率	6.6%	10%未満
		収納率	95.3%	95.7%

9 戦略目標ごとの関連施策



施 策	戦略目標				
	1	2	3	4	5
1 子育て支援	●				
2 幼児教育・保育	●				
3 学校教育	●			●	
4 社会教育			●		
5 スポーツ振興			●		
6 芸術文化振興					
7 健康づくり	●			●	
8 地域福祉	●				
9 高齢者福祉	●				
10 障がい者福祉					
11 防災	●			●	●
12 安全対策	●			●	●
13 住民相談					
14 産業振興	●	●		●	
15 農業振興		●		●	
16 タウンプロモーション		●	●	●	●
17 土地利用	●				
18 住宅・住環境	●		●		
19 交通	●				●
20 環境	●				
21 協働	●		●	●	●
22 人権・共生	●			●	
23 行政効率化DX			●	●	●
24 財政運営		●	●		

10 前期基本計画の施策と SDGs との対応表

施策番号	施策名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
1	子育て支援			●	●	●												●	
2	幼児教育・保育			●	●						●								●
3	学校教育		●	●	●														●
4	社会教育			●	●									●					●
5	スポーツ振興			●							●			●					
6	芸術文化振興				●		●						●						●
7	健康づくり		●	●															●
8	地域福祉	●		●							●								●
9	高齢者福祉			●					●		●		●						
10	障がい者福祉			●	●				●		●								●
11	防災			●								●		●		●			●
12	安全対策			●									●						●
13	住民相談				●						●			●					●
14	産業振興					●			●	●									●
15	農業振興		●						●	●			●	●					
16	タウンプロモーション								●				●						●
17	土地利用											●						●	●
18	住宅・住環境			●									●		●				●
19	交通											●		●				●	●
20	環境						●	●					●	●		●		●	●
21	協働										●		●						●
22	人権・共生				●	●					●		●						●
23	行政効率化 DX								●	●									●
24	財政運営									●			●						●



邑楽町第七次総合計画 基本構想・前期基本計画

発行年月日 令和8年(2026年)3月
(策定年月日 令和7年(2025年)12月1日)

〒370-0692

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1

TEL 0276-88-5511

FAX 0276-89-0136

メール plan@swan.town.ora.gunma.jp

編集 邑楽町役場企画課

幸せあふれる

住みよいまち

おうら